

令和4年度 新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日 時】 令和4年12月15日（木）午前9時30分から午前11時30分まで

【会 場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 鈴木 高志（弁護士）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 切替 敦子（公募委員）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 富山 栄子（大学院大学教授）

（※委員長を除き五十音順）

（事務局）

ただいまより、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催したいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます経理課の大野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先だちまして、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、1枚目が次第になっております。2枚目が委員名簿、3枚目が座席表になります。そのほかに、本日お配りいたします「低入札価格調査制度の導入について」と市契約課の随意契約ガイドラインを抜粋した資料と国土交通省の随意契約通達文のコピーの写しをお配りさせていただきました。よろしく願いいたします。

それと、事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料になります。お手元にごございますでしょうか。

併せて、事務局からお知らせいたします。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっております。会議録を作成する関係から、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

また、公開会議としておりますので、本日は1名の傍聴者の方がお越しでございます。ありがとうございます。また、報道機関の方には写真撮影も許可させていただいておりますので、併せてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介させていただきます。

議事の進行をお願いいたします鈴木委員長でございます。よろしく願いいたします。

次に、大野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、津野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、富山委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、切替委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者をご紹介します。お配りいたしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、担当課長7名にてご説明申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに開会にあたりまして、総務部長の倉元よりごあいさつを申し上げます。
(総務部長)

総務部長の倉元です。今年度、第2回目の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は師走のお忙しいところ、また本当にこのように足元の悪い中ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、出席の皆様がこのように会しての会議は本日が最後となりますけれども、これまで同様、本日も忌憚のないご意見をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

自然災害や老朽化した施設の破損などによる断水、これが、全国で頻発しております。本市においても、3月には電気トラブルにより長時間にわたり水が濁るなどの事故を引き起こしています。こういった事故が市民の皆様の生活に大きな支障となっているという様子を見聞きするにつけ、改めてライフラインの一端を担うものとしての使命の大きさを痛感するところでございます。本市は市域が広いということもあって、6か所の浄水場と長大な水道管を有しております。現在は、これら施設の内、老朽化したものを着実に更新していくということが大きな課題となっております。人口減少社会において、給水収益が年々減少しております。こういった更新工事の財源をはじめとする課題というものは多岐にわたりますけれども、まずは、工事等の発注を適切に行って、工事品質を一定の水準に確保していくということが重要なことであると考えております。

一方、入札・契約における不祥事というものは、全国的にも後を絶たない状況です。入札・契約における透明性、公正性、競争性の確保により、市民の皆様はもちろんのこと、入札等に参加いただく工事業者の皆様からも信頼を得られる制度設計や、その運用が強く求められています。当局において、これら制度に対する当委員会における評価、ご意見、ご助言、ご提言などはその根幹をなすものと考えております。

改めまして、委員の皆様からの忌憚のないご意見や助言、提言をいただきたく、再度お願い申し上げて、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

これより議事に入らせていただきますが、これより先は鈴木委員長に進行をお願いしたいと思います。鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

本日はご出席いただきましてありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりとなっておりますが、概ね11時半頃の終了を目途に進めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、「発注工事の総括及び落札率の推移について」を事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。経理課長の猪飼でございます。

資料1ページの「発注工事総括表」をご覧ください。本日の委員会において審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和3年度下半期と令和4年度上半期の12か月間に契約した、設計金額が税込み250万円を超える工事となっております。

総括表は、一番上の表が12か月間トータルの数字、真ん中の表が令和3年度下半期、一番下の表が令和4年度上半期となっております。本日は、一番上の表について説明してまいります。

今回の対象期間に契約した件数は224件で、当初契約金額は108億782万円であり、平均落札率は91.85パーセントとなりました。前回と比べますと、件数で23件、金額が40億8,600万円増えております。金額が昨年度の1.6倍と大きく増えておりますが、これは青山浄水場の更新工事が開始され、この1年間に構内水管の耐震化工事や受変電設更新工事などの3億円を超える大きな工事の発注が数多く行われたことによるものです。

平均落札率については前回よりも0.53ポイント上昇しておりますが、これはダンピング受注の防止のために国が最低制限価格の算定水準を引き上げ、地方自治体にも同様の改正をお願いしてきたことで、その結果最低制限価格が上がり、局発注の大部分を占める配水管布設工事の落札額が最低制限価格と同額となる傾向から、落札率が上昇したものと考えております。契約方式別の内訳は記載のとおりですが、その下の令和3年度下半期、令和4年度上半期の表と併せて、のちほどご覧ください。

次に3ページをお開きください。こちらは、水道局における発注件数と落札率の推移になります。上段は、平成27年度からの上半期・下半期の契約件数を棒グラフで、落札率の推移を折れ線グラフで表しています。ページ中ほど以降は、主な入札改革を時系列で記載しております。

入札改革につきましては、平成14年に公正取引委員会から新潟市発注の下水道工事や建築工事で官製談合があったと認定されたことで、平成15年に市とともに透明性、競争性の

確保を目的に入札契約制度の改革を実施いたしました。平成16年には一般競争入札の範囲を拡大するとともに、現委員会の前身となります入札監視委員会を設置し、局の行う入札方法や制度について意見等を頂戴し、入札制度の参考とするようになりました。その後、予定価格や最低制限価格を事前公表から事後公表に変更。また、電子入札の完全実施やさらなる一般競争入札の拡大など、積極的に入札制度改革に取り組んでまいりました。

落札率については、政令市に移行した平成19年度当時は約86パーセントでしたが、その後はリーマンショックなどの影響で建設業者の倒産が増えたことで、適切な利潤の確保を目的に最低制限価格を数回にわたって引き上げ、平成23年度以降は90パーセント前後で推移してきておりましたが、さらに平成26年度後半に5,000万円未満の工事について最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことで、平成27年度以降の落札率は92パーセント前後になっていました。

令和3年度は、指名競争入札で一部隣接する区の業者を指名し、より一層競争性を求めたことで91パーセント前半になりましたが、今回最低制限価格の基準を見直したことで、令和4年度は92パーセント半ばに上昇すると思われまます。

また、一番下に記載しておりますが、昨年度この委員会において、総合評価方式の入札で1者のみの場合、価格がどんなに低くても契約を締結することに対して粗悪なできあがりになる可能性もある等の意見をいただいたことを受けまして、局も市を参考にこの4月から低入札価格調査制度を導入いたしました。この制度は市もすでに導入されているため、ご存じの委員の方もいると思いますが、予定価格に一定の率を掛け、それよりも低い場合は設計書の内容を精査し、局の求める品質を確保できるかどうか調査を行う制度となっております。参考までに制度の概要を配付しておりますので、のちほどご覧ください。

以上、発注工事の総括及び落札率の推移についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまのご報告について、質問等や質疑はございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いします。特にないでしょうか。

ないようですので、続いて、苦情処理・指名停止・談合情報につきましての報告をお願いいたします。

(事務局)

私、大野から説明させていただきます。

苦情処理、談合情報についてはありませんでしたので、省略をさせていただきます。

それでは、指名停止措置を行った事案につきまして報告いたします。指名停止につきまし

ては、5ページから9ページになります。令和3年度下半期は4件で、該当事業者は7社になります。令和4年度上半期は7件で、該当事業者は9社になります。

最初に令和3年度の下半期分からご説明をいたしますので、5ページをお開きください。1番目のパシフィックコンサルタンツ株式会社及び株式会社ジイケイ設計についてです。富山市が発注した吊り橋の設計業務に関し、該当事業者の社員が令和4年1月24日に、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、これらは新潟市水道局指名停止等措置要領別表第2第5号の「競売入札妨害又は談合」に該当することから、令和4年2月18日から6か月の指名停止を行いました。

2番目のJFEエンジニアリング株式会社は、沖縄県竹富町発注の海底送水管更新工事に関し、2月13日に公契約関係競売等妨害の容疑で社員が逮捕されたことから、同要領に基づきまして、3月23日から6か月の指名停止を行いました。

3番目のセコム上信越株式会社は、国、地方公共団体が発注する群馬県内の公共施設における特定機会警備業務につきまして、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整を繰り返していたとして、公正取引委員会が事実違反の公表を行いました。これらは、別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、6か月の停止期間のところ、課徴金減免適応を受けたことから、水道局要領運用基準に基づきまして、2分の1の3月23日から3か月の指名停止措置を行いました。

次の6ページ目をご覧ください。4番目のトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社、ナカバヤシ株式会社につきましては、日本年金機構が発注する年金定期便の作成業務の入札等において、受注価格の低落防止等を図るために、他の業者と受注調整をする違反行為を繰り返して行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによります。これらも、別表第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、3月23日からトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社は6か月の使命停止措置、ナカバヤシ株式会社は課徴金減免適応を受けたことから、同要領運用基準に基づきまして、2分の1の3か月の指名停止を行いました。

次に、7ページ目をご覧ください。ここからは、令和4年度の上半期分の措置になります。1番目の株式会社メディセオは、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会が違反事実を公表いたしました。これは別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、課徴金減免適用により、同運用基準に基づきまして、令和4年4月28日から3か月間の指名停止措置を行いました。

2番目のアイサワ工業株式会社と3番目の株式会社銭高組は、近畿中部防衛局発注の岐阜

2 評価施設、これは航空自衛隊の岐阜基地の施設だそうでございます。新設、建築、その他の工事におきまして、公契約関係競売等妨害の容疑で5月10日にアイサワ工業の顧問が逮捕されました。銭高組につきましては、元支店長が5月31日に競売入札妨害及び完成談合防止法違反の疑いで起訴されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当し、アイサワ工業に対しましては6月1日から、銭高組につきましては7月1日からの6か月の指名停止措置を行いました。

4 番目の株式会社小林工務店は、本社発注の中之口地内の下水道工事におきまして、5月9日に作業員がバックホウのキャタピラーに左足首を踏まれ、骨折する事故が発生いたしました。これらは、別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、7月1日から2週間の指名停止措置を行いました。

続きまして、8ページをご覧ください。5番目の株式会社金由建設は、本市発注の鳥原地内の側溝布設工事におきまして、6月10日に昼休憩で作業員及び誘導員全員が不在の間に、張ったままになっていた水糸に歩行者の足が引っかかり、転倒し負傷する公衆損害事故が発生いたしました。このことは、別表第1第5号の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当することから、7月22日から1か月の指名停止措置を行いました。

6番目の株式会社浅沼組は、千葉県市川市発注の学校の校舎取り壊し工事におきまして、7月26日、社員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当することから、8月29日から6か月の指名停止を行いました。

7番目の、株式会社長生園、株式会社新潟造園土木、株式会社小林造園は、本市発注の鑑西2丁目地内の街路樹支障枝剪定工事におきまして、送電線設置者との事前協議及び危険防止のための必要な措置がなされておらず、9月3日、二次下請け業者である株式会社小林造園の作業員が剪定作業終了後に、高所作業車を後方格納する際に高所作業車のバケットが送電線に接触して、バケットに乗っていた作業員が感電死。1名が死亡、1名が意識不明となる契約関係者時期が発生いたしました。これら別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、9月29日から1か月の指名停止を行いました。なお、意識不明となった方はその後、職場復帰されたそうです。

本日は、以上11件の報告になります。次の9ページには、ただいま報告いたしました事案の指名停止の根拠となっています、指名停止措置要領の別表を抜粋したものをお付けいたしましたので、のちほどご覧ください。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。ただいまのご報告について、質問等はございますでしょうか。

特になければ、続いて、抽出による工事案件の審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

はじめに、本日審議を行う事案については、案件の抽出を担当いたしました私から抽出理由等を説明いたします。資料の11ページをご覧ください。順番に抽出理由等について申し上げます。

1番目が上半期36番、管老幹4第2号の案件ですが、こちらについては申請者が19社の内18社が辞退・棄権したということで、その理由を知りたいということが理由です。2番目の上半期の58番の案件は、申請者2社の内1社が辞退・棄権したという理由を知りたいということです。3番目の上半期62番の案件は、申請者が2社と少なく落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。上半期の67番の案件については、申請者が1社で、落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

続いて、指名競争入札から3件です。上半期の1番の案件は、無効が6社と多く落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということ。2番目の上半期の16番の案件は、辞退・棄権が6社で無効が2社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。3番目の上半期の22番の案件は、辞退・棄権が4社で無効が6社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

随意契約から2件選びました。上半期の7番の案件は抽出金額が高い工事ですので、抽出いたしました。上半期15番の案件は、撤去工事が随意契約とされた理由を知りたいということで選びました。

それでは、これらの抽出した案件について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。はじめに、制限付一般競争入札の事案について事務局から説明をお願いいたします。
(事務局)

それでは、鈴木委員長に抽出していただきました、制限付一般競争入札の案件について説明させていただきます。

まず、一般競争入札においては予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者と契約をいたします価格競争方式と価格と企業の技術力を総合的に評価して、点数が一番高いものを落札者に決定する総合評価方式の二つの方式を採用しております。今回抽出していただいた1番、2番、4番が総合評価方式での入札、3番が価格競争方式での入札となります。

それでは、1番の案件から説明をいたします。13ページをお開きください。4の①のインデックスのところです。管路課発注の工事番号「管老幹4第2号 配水幹線布設工事」になります。施工場所は西区小針2丁目地内で、大堀幹線の西新潟市民会館前の市道になりま

す。令和4年7月4日に開札し、総合評価方式による評価を行い、その後落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで7月13日に契約を締結いたしました。予定価格は6,766万円に対しまして落札金額は6,150万円であり、落札率は90.9パーセントとなります。

次の14ページには工事概要を記載いたしましたのでご覧ください。配水幹線は、浄配水場を起点とする配水系統において、各給水ブロックへの水輸送や配水ブロック間の水の相互融通をする重要な管路となります。本工事は、青山浄水場系の老朽化した配水幹線の更新、耐震化を目的に水道管を更新する工事となります。

次の15ページが入札公告となります。入札参加資格等につきましては、入札公告、下から五つ目の項目、格付または評点、その下の営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度の新潟市水道局入札参加資格者名簿の土木一式工事で、格付はS、AまたはBランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有すること。さらに、その下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があることといたしました。この工事は、一番下の備考欄に記載しています、4月1日より、施行した低入札価格調査実施要領に基づき、低入札調査基準価格を設定する旨を併せて公告いたしました。

次に入札結果ですが、次の16ページの入札契約結果詳細をご覧ください。鈴木委員長からは、申請者19社の内18社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。札入れ業者は1者であり、予定価格以下での入札であったことから落札となりましたが、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

辞退理由として、最も多かったものが「コスト比較をしたところ、受注できる可能性が低いと判断し、受注意欲がわかなかった」という理由でした。この工事の特徴といたしましては、昼間の交通量が極めて多いため、すべて夜間工事となり、特に交通規制に配慮が必要であること。近隣には小学校や総合病院があり、沿線には大型店舗が並び、それらへの対応が必要であること。地形的に低地であるため、地下水が高く施工性が悪いことなどの理由から施工の難易度が高く、経営判断から辞退に繋がったと考えられます。18ページには評価結果を、19ページには契約書の写しを、20ページには評価調書を添付してあります。

続きまして、2件目の案件に移ります。資料の23ページ、抽出事案説明書②をご覧ください。計画整備課発注の青山浄水場の「計青施4第103号 薬品注入整備更新工事」になります。令和4年8月1日に開札し、総合評価方式による評価を行い、落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで、8月10日に契約を締結いたしました。予定価格は4億98万円に対しまして、落札金額は3億8,800万円であり、落札率は96.76パーセントとな

りました。

次の24ページは、工事の概要になります。令和3年度より事業を開始いたしました「青山浄水場施設整備事業の更新計画」に基づき、既存の薬品注入設備を更新する工事です。浄水場で使用する薬品は処理水の凝集やペーハー調整、さらに消毒にも使用されていますが、これらの設備は浄水処理を行ううえで必要不可欠な設備となります。

次の25ページが入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から3つ目の項目、格付または評点、その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているものとし、営業拠点は日本国内に本社、本店を有する者としてしました。また、稼働後の不測の事態に備え、24時間体制で維持管理ができ、かつ2時間以内に修理復旧に着手できる者と条件を付けました。さらに、一番下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、上水道施設におけるPAC注入設備など、記載のいずれかの設備で設計かつ据付工事の実績がある者としてしました。また、当案件も低入札価格調査対象案件としております。

次に、入札結果ですが、27ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、申請者2社の内1社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。浄水場は水道水を作っていますので、これらの薬品を絶えず送り続けながら更新を行う必要があります。工事の施工にあたっては既存設備を熟知していることはもちろん、監視制御システムとの関連についても理解が必要となり、手間と時間がかかるうえリスクが伴います。そのことで、新しい業者が工事を受注するには比較的ハードルが高い工事といえます。結果的には、この工事は既存設備を設置した業者によって受注されており、辞退した業者は入札参加の意思を示したものの、その後ほかの工事を受注したため、技術者の確保ができなくなり辞退に至ったものです。

28ページの評価結果をご覧ください。残りの1者が予定価格以下の入札であったことから落札となりましたが、結果的には1番と同様に技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

29ページから31ページには、契約書と総合評価に関する評価調書になりますので、のちほどご覧になってください。

続きまして、33ページ、3件目の案件について説明をいたします。浄水課発注、阿賀野川浄水場の「浄阿施4第7号 ろ過池1～4号排水扉更新工事」になります。令和4年8月23日に開札し、落札候補者を決定後、資格審査を行ったうえで8月29日に契約を締結いたしました。予定価格3,825万円に対し落札金額は3,800万円であり、落札率は99.35パーセントとなりました。

次の34ページには、工事概要を記載しています。この工事は、ろ過設備における排水扉の制御機能及び止水性能が低下しているため更新を行うものです。

次の35ページが、入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から五つ目の項目、格付または評点。その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているもので、営業拠点として市内に本社、本店、支社、支店、営業所を有するものいたしました。

下から3番目の実績要件としては、平成19年4月1日以降、上水道施設における電動制水扉300×300ミリ以上の設置工事または更新工事の元請実績がある者といたしました。この工事に設置する扉が700×700ミリの大きさであるため、実績条件は半分の規模の実績としています。

次に、入札結果ですが、36ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。委員長からは、「申請者が2社と少なく、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。今回交換する扉の価格は見積価格を採用しており、この機器費が工事費全体の40パーセント弱を占めております。機械器具設置工事では特殊な仕様が多く、設計する際には業者からの見積を基に設計している場合が多くあります。それらの金額は、発注時に設計関係書類の中で明示、公表していることから、業者が予定価格に近い工事費を算出することが可能で、その積算額で札入れしたものと考えられます。

参加申請業者数が少ないのは、仕様の扉の制作には下請け業者に発注する必要があり、コスト比較したが割高になり、受注できる可能性が低いため、参加申請が少なかったと推測されます。

37ページは、契約書の写しとなります。

続きまして、4件目の案件について説明をいたします。資料39ページの抽出事案説明書④をご覧ください。計画整備課発注の「撤4第101号 月潟他取水施設撤去工事」設計・施工一括発注いわゆるDB方式となります。令和4年6月22日に公告し、予定価格を事前公表いたしました。同年9月14日に開札し、総合評価方式による評価のうえ、9月16日に落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで9月27日に契約を締結いたしました。事前公表の予定価格4億3,909万円に対し、落札金額は4億3,900万円であり、落札率は99.98パーセントとなりました。

次の40ページは工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この業務は、月潟浄水場の浄水施設、取水施設、中之口・潟東浄水場の取水施設、旧巻浄水場の取水施設の設計施工一括発注方式にて撤去するものです。

設計施工一括発注は、当水道局が公表した金抜設計書を基に入札参加者が積算するもので

はなく、入札参加者が入札公告資料から施工方法などを検討し、価格を見積もり、入札に参加する方式となります。

水道局では初めての試みになり、受注者がもつ技術を活用して、コスト縮減、工期短縮、また設計内容を熟知していることによる高精度・高品質が期待できる点、さらに設計・施工の責任所在も明確になるなどメリットが多く、全国の事業者で近年採用されている方法です。

次の41ページが入札公告になります。入札方式は総合評価方式を採用し、予定価格については全国の先進都市の事例を参考に予算内で実施するため、事前公表といたしました。

この事案については、単体企業のほか特定共同企業体、いわゆるJVでの入札も認めております。参加条件としては、下から四つ目の項目、単体企業または特定企業体の代表者は土木一式工事のSランクに格付けされている者とし、その共同企業体の構成員はSからBまでを対象とし、また営業拠点はすべて市内に本社、本店を有するものとし、地元企業優先の要件としました。

実績要件といたしましては、下から2番目、単体企業または特定共同企業体の代表者は河川区域での工事となることから、平成19年4月1日以降に河川構造物工事の実績がある者といたしました。

技術提案として、河川管理者との協議や、安全かつ確実に工事を完了させるための設計・施工計画また取水施設・浄水施設撤去工事における安全対策と周辺環境対策についても提案を求め、実施いたしました。

次に、43ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、「申請者が1者で、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。

申請者が1者であった理由といたしましては、工期が令和7年度末までと長期間であるにもかかわらず、今回の予定価格が5億円未満と、一般的なDB方式による事業費10億円以上で実施されていることが多いことに比べ、今回の規模が小さいこと。また、工期が長期間で、技術者がその間拘束されるため、技術者の確保が難しいこと。さらに、河川管理者との協議も必要で出水期には施工ができないなど、制約が大きいことなどが敬遠されて、事前に予定価格が公表されたものの先行きが不透明な部分が多く、収益・採算性について見通しを立てづらいことから、積極的な入札参加に至らなかったものと推察されます。

落札率99パーセントについては、予定価格を事前公表したことから、事業者が水道局で初めて実施するDB方式で不透明な部分が多く見通しが立てづらいことから、ほぼ満額での応札になったものと思われます。

44ページから47ページにかけては評価結果、契約書の写し、評価調書になります。こ

の案件も、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。以上で制限付一般競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、制限付一般競争入札の4点について、ご質問等はいかがでしょうか。

(切替委員)

切替です。よろしくお願いします。②番の案件ですけれども、条件の中に24時間体制の設備の維持管理を行うこととあって、あまりそういうことがないのかと思うのですけれども、この案件に関して24時間の体制が必要だということは、やはり薬品を使うだとか危険性が高いとかそういった理由なのかと推測しているのですけれども、こういうことが条件になる緊急時の対応や24時間体制でないと条件に当てはまらないとか、そういうことはけっこう多いことなのか。それと、24時間体制を有している事業所は多いものなのか。少しそのあたりをお聞きしたいと思いました。

(事務局)

計画整備課の星野です。まず、24時間体制を条件としたものにつきましては、薬品注入設備ということで浄水処理に不可欠な設備です。PAC、次亜、苛性、これらの注入が止まるということは、浄水処理をストップするという状況になりますので、最悪の場合は給水停止というところにもつながりかねないという重要な設備でございますので、きちんと工事として機器を入れていただくということと、納入した以降、実際に設備が稼働している中でもメンテナンス体制が整っている業者をとということで選定させていただいています。

実際に、浄水場の事故については数年に1回というところで発生しておりますが、配水に影響ない形で対応しているところでございます。

(切替委員)

ありがとうございます。こういうことができる業者は、全体としては少ないものではないでしょうか。

(事務局)

具体的に何社いるかお答えできませんが、設備を設置、納入できる業者で、あとは24時間ということもありますけれども、設備を熟知している業者であれば、国内の本社、本店だけでなく、市内の水道関係の設備の修理対応をしている業者であれば可能ではないかと思えます。以上でございます。

(切替委員)

ありがとうございました。

(津野委員)

津野と申します。今の質問と関係するのですが、先ほどの辞退の理由が1者になった理由は、新しい業者が入札するのは非常にハードルが高いというような回答だったので、そういう動きがあるのかというところで質問をさせていただきたいと思います。

(事務局)

引き続きですが、設備の重要性というところと、あと補足させていただきますと、今回は設備更新ということで、浄水場の制約条件として別のところに新しい設備を設置するのではなく、建物の制約関係で、既設のこの写真に示した場所に稼働しながら新しいものを、また脇に付けていくという相当の制約条件があって困難性があるというところで、このような水道施設の工事を経験していない設備、業者としては難しいと判断されたのではないかと思います。

(津野委員)

ありがとうございました。

(富山委員)

今の案件ですが、こちらの薬品注入設備というのは何年前に設置されて、何年に1回更新をされていて、何年間持つものなのですか。

(事務局)

これは、平成の初期です。平成2年、3年というところで、薬品注入設備については局として30年くらい更新できると考えておまして、30年経ったということで今回、更新工事を実施するものです。

(富山委員)

そうすると、この設備は30年持つということですか。

(事務局)

基本的な消耗品等は定期的に交換して行って、大規模な更新を30年と考えています。

(富山委員)

いつも言っていることですが、結局既存設備を設置した業者がまた更新をするということで、トータルで考えると結局そうなるので、設置の段階から設備の更新なども全部含めた形で、最初から入札するような方式にすると水道局のコストも減って、事業者としても安定した事業になるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。そういうやり方もあるかと。ただ、期間も長いものだからなかなかかかる、その設定も難しいところもあるのかもしれませんが。

ほかにどうでしょうか。

(富山委員)

①ですけれども、15ページの備考のところ、積算疑義申立対象案件ですとありますけれども、そうではない理由というのはどこにあるのか教えていただければと思います。

(事務局)

疑義案件というのは、水道局の発注する土木工事と舗装工事と造園工事については設計書の元となる、積算基準みたいなものがしっかり出ていますので、入札が終わったあとに予定価格を一旦公表しまして、自分たちのやった積算と合っているかどうか。もし違うようであれば、積算内容の確認や疑義の申立てを行い、もう一度設計内容を水道局に確かめてもらう制度になっております。工種については、先ほど申し上げた3種類を対象としております。

(鈴木委員長)

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

私から1点。4番目の案件を少し聞き漏らしましたけれども、事前に予定価格を公表して設計から予定してもらうという工事内容だということで、今回初めての導入ということでお聞きしたのですけれども、こういうやり方というのはどういう工事の場合に方式を適用しようと考えているのか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

当局としても初めてというところで、今後こういった工事、事業に適用していくかというところは、今回を踏まえて検討していきたいと思いますが、浄水場を新たに新設するというような大規模で、事業費の大きい工事に適用しているようです。当局として今後どうしていくかというところを今回の工事を検証し、検討していきたいという段階でございます。

(鈴木委員長)

この方式を採るメリットはどんなところにあるのかという。そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

発注する側としましては、当然、設計と施工を一括でやっていただくということで、より実績に優れた民間の業者の提案も含めて、工事に反映できるのではないかとということもありますし、先ほどありました、全体、詳細設計と工事の期間を含めた工期の短縮だったりということも期待できるのかと思っております。

(鈴木委員長)

この方式だと、結局価格競争ではなくて、技術力の競争をしてもらうという観点で捉えら

れるかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そういうことになると思います。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(津野委員)

今の質問と関連になるのですけれども、一括発注方式というのは、こちら水道局は初めてということで、新潟市はほかに全体でやっていたらっしゃるのですか。

(事務局)

具体的に詳しいことは分かりませんが、古町の西堀ローサの工事で行ったと聞いております。工事の詳細はよく分からないところです。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。あとはどうでしょうか。ほかになればよろしいでしょうか。

続いて、指名競争入札に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次に、指名競争入札の事案についてご説明いたします。資料の49ページ、抽出事案説明書⑤をご覧ください。こちらは、維持管理課発注の工事番号「撤4第11号 配水管撤去工事」になります。

施工場所は、中央区大島地内になります。令和4年5月12日に開札し、翌日13日に契約いたしました。予定価格721万円に対しまして落札金額は715万円であり、落札率は99.17パーセントとなりました。

次の50ページは、工事概要を記載しましたのでご覧ください。写真でも分かるとおり、住宅街に建柱するに支障となる民有地にある配水管を撤去する工事になります。

次の51ページから53ページまでは入札通知書になり、新潟市電子入札システムを介して指名業者へ電子メールで送付されます。

続きまして、54ページ、55ページは入札契約結果の詳細となります。この案件につきましては、「無効が6社と多く、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、局で設計書を確認いたしました但誤りはないことから、積算の段階で局と業者側での積算の考え方に違いがあり、それにより無効が多く発生したものと思われま。

落札率99パーセントについては、通常、新しい水道管の埋設と古い水道管の撤去は一つの工事として発注されますが、工事によっては一緒にできず分けて発注する場合があります。

この案件は、50ページの写真にもあるとおり、新築の住宅に近く、家屋への被害がないように慎重に行わなければならない工事です。それと、東北電力電柱移設工事と工程調整を行うことや、家屋調査費も必要なことから、これらの要素も加味され入札額に反映したものであると思います。56ページには、契約額の写しを付けております。

次に、資料57ページ、抽出案件説明書⑥をご覧ください。浄水課発注「浄満営4第4号活性炭溶解槽1号攪拌機点検修理工事」になります。施工場所は、秋葉区にあります満願寺浄水場構内になります。令和4年8月8日に開札し、積算疑義対象案件ではないことから、同日に契約いたしました。積算疑義とは、公表した予定価格に対して、設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を開札日の翌日の午後1時まで受け付ける制度で、先ほど申し上げたとおりで、土木一式、舗装、造園の工事で適用されております。

予定価格は498万円に対し、落札金額は489万円であり、落札率は98.19パーセントとなりました。

58ページには、工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、局で定める自主点検サイクルに基づき、安定した攪拌能力を保持するため、活性炭溶解槽1号攪拌機の分解点検を行い、ギャオイルやベアリング等の消耗品の交換を行うものです。

59ページから61ページは、入札通知書になります。

62ページから63ページにかけては、入札契約結果の詳細となります。

この案件については、辞退・棄権が6社、無効が2件あり、落札率が98パーセントと高いので、経緯を知りたいとの理由で抽出していただいております。

このような設備の工事では、機器費や材料費は特殊なため、設計する際に業者からの仮見積もりを取り、その価格を参考に積算し、設計書を作成いたします。3者の見積もりをお願いしましたが、2社は修理に必要となるモーターの納期に10か月を要し、工期に収まらないものとなっていました。現在は、新型コロナウイルスの影響による機器の調達が困難な状態であることから、工期を守れないと判断し、辞退を選択した業者が多くなったものではないかと思われれます。

この工事の設計積算にあたっては、見積もり徴収業者の内、唯一モーターの納期が工期内に収まった見積額を設計積算に採用した結果、その業者が落札したことから、落札率が98パーセントと高くなったと推測されます。

64ページは契約額の写しになりますので、のちほどご覧ください。

次に65ページ、抽出案件⑦西蒲営業所発注の工事番号「撤4第4号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、西蒲区の竹野町地内 巻北小学校敷地内になります。令和4年8月25日に開札し、翌日落札者を決定し、26日に契約いたしました。予定価格は733万

円に対し落札金額は720万円であり、落札率は98.23パーセントとなりました。

次の66ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、経年基幹管路廃止計画に基づき、通水を停止している口径500ミリの水道管を撤去するものですが、この水道管は巻北小学校敷地内を横断しており、掘削による撤去が困難であるため、グラウト材注入による水道管を地中に残す方法で廃止を行う工事です。

67ページから69ページは、入札通知書になります。入札結果については、次の70ページから71ページにかけての「入札・契約結果詳細」をご覧ください。

この案件については、「辞退・棄権が4社、無効が6社あり、落札率が98パーセント高いので、経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、先ほど説明をした5番の工事と同様に誤りがないか、局で設計書を確認いたしました但誤りがなく、これについても積算の考え方の違いで無効になったものと考えられます。

落札率98.23パーセントについては、業者により積算内容が異なりますが、各企業の利益確保の点から、諸経費など減額をあまりせずに入札した結果、結果的に予定価格に近い落札額となったものと思われます。

72ページには、契約書の写しを付けましたので、のちほどご覧ください。以上で指名競争入札の抽出事案の説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、以上3件についてご質問等がございますでしょうか。

(津野委員)

今の⑦の抽出案件です。配水管撤去工事で撤去は難しいということで、そのような工事となったという説明だったのですけれども、このような撤去が難しい工事というものはけっこうあるのでしょうか。

(事務局)

管路課の中山です。撤去の難しい工事はあるかということですが、まずは、ほかの占用物、ガス管とかそういうものはうちの直近上位、真上にあったり、近接していたりするとそれらを破損してしまう可能性があるため、そういう場合は取ることができません。その場合、道路管理者の許可を得て、中にモルタルやアスファルトみたいなものを詰めて陥没しないような対応をして、それで完結というような形をとっています。概ね、何かの下にあたり、そういうときに撤去できないと判断いたしております。それは我々が判断するのではなくて、それを道路管理者と調整して判断していただくという形になっております。

(鈴木委員長)

ほかにどうでしょうか。

(切替委員)

切替です。お願いします。⑤と⑦の無効の件数が6件くらいずつあって、それが全部同額で、先ほどもご説明をいただいて、もう一度よく調べただけけれども特に間違いがなかったということですが、全く同額で出されるということがどちらも、それも下回っているということは、何か大きなものがこちらの水道局の予定していたものとすごく違うということなのか、何かぴったり同額というところが私は理解ができなかったのも、何かこういうことになる理由があるのか。決定したところは、そこから違う金額になっているので、どちらもそうですけれども、少しの差ではなくてやはり数段違うみたい。どちらもそういうふうに見えるのですけれども、何かそこら辺のところがよく分からなかったのも教えていただければと思います。

(事務局)

水道局が多く発注いたします配水管の布設工事という、土木一式の工事になるのですけれども、そのものにつきましては設計書や指針みたいなものは外部に公表されております。

業者のほうもしっかりと積算していますので、予定価格を出して、そこから最低制限価格を考えて、取りたい業者は最低制限価格で入札してくるという傾向があります。局の最低制限価格と業者が入札してきた最低制限価格について、どこか違いがないのかというところいろいろ、担当部署に精査していただいたのですけれども設計書に間違いのないことから、業者とうちのどこが違っているか不明であったため、結果的には考え方の違いではないかという結論になりました。

(切替委員)

詳しい説明をいただいてありがとうございました。

(富山委員)

2点ありまして、1点目は水道管の撤去と設置ですけれども、撤去は撤去、設置は設置でやると、やはり金額も非常にかかりますし、世の中の的にも道路が非常に混雑するわけで、これを一緒にやるような改善策はないのでしょうかということが1点目です。

2点目は⑥の件ですけれども、見積もり3者の選び方の基準みたいなものがあれば教えていただければと思います。

(事務局)

管路課の中山です。一つ目の質問ですけれども、まず水道管を今撤去するには、お客様が水を飲んでおります。その水を極力止めないようにして工事をしなければいけませんので、今、新潟市水道局では、仮設管というものを30センチくらいの深さに入れて、そこで仮に

お客様に水を飲んでもらって、うちの管も入れていく。撤去したら入れていくという方法が一つ。それと、仮設管を入れないでうちの新しい管を入れて切り替えてから、古い管を撤去するという2種類の方法があります。これは、どうしてもその場所の断水する時間帯とか、あとはほかの占用物。先ほど言いましたガス管とかの状況を見据えて、どちらかの方式を採っております。一般的には、仮設管でお客様に水を飲ませて、そのあとで切り替えるということで半日、四、五時間くらい断水が3回程度何とか入れ替えることができるというような状況になります。その二つの方法でやるもので、どうしても一緒にできないというようなことが回答となります。よろしいでしょうか。

(事務局)

浄水課の稲田でございます。⑥に関しまして、見積もり業者の選定に関してですけれども、浄水場としては、やはり専門的な機械の点検、更新という観点から、とりあえず専門知識のあるところ、技術力のあるところを、まず第一に考えております。

続きまして、私ども新潟市に関しては6浄水場ありますが、6浄水場それぞれ個々の特徴がございます。そういったところで、浄水場のそういった特徴を踏まえた知識やそういったものを捉えてある業者を、とりあえず選定してございます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、次に移りますが、よろしいでしょうか。

最後に、随意契約の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、随意契約について説明をいたします。資料の73ページ。抽出事案説明書⑧をご覧ください。計画整備課発注の工事番号「計青施4第102号 監視制御設備機能増設工事」になります。施工場所は、西区の青山浄水場構内です。契約業者は、昱工業株式会社になります。令和4年7月8日、見積もり合わせを行い、同日付けで契約いたしました。予定価格は2億9,713万円に対しまして、落札金額は2億9,445万円になりました。落札率は、99.10パーセントとなりました。

次に、74ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、青山浄水場施設整備事業で実施されるほかの工事の施設更新に併せ、中央監視制御設備の機能増設を行う工事となっています。

監視制御設備の機能増設は、新たに整備する配水ポンプ設備、受変電設備、薬液注入設備の更新の際に正常に制御できるよう、既存の監視制御システムを改良するものです。

75ページが、随意契約を行った理由を記載した「随意契約依頼書」になります。随契理

由といたしましては、現在使用している設備は株式会社日立製作所製であり、関連工事の切り替えにあたっては、本監視制御システム全体の影響を考慮した機能増設や試験調整を行う必要があり、その仕様と機能を知りうる製造業者の技術員でなければ難しいことから、株式会社日立製作所の特約店であり、県内で唯一必要な技術員を配置することができることから契約いたしました。

この案件は、「契約金額が高い工事なので」という理由で抽出していただいています。

この工事は、機能増設を行うにあたり既設設備の改造を行う独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費の内、機器費の占める割合が約90パーセントと高いことから、企業努力で入札額を下げるのが難しいため高額になってしまったと考えております。

76ページには見積通知書、77ページには入札・契約結果詳細。次の78ページに、契約書の写しを付けておりますので、のちほどご確認ください。

なお、昨年のおきまして、委員の方から、このようなケースで2号の条項を使うことについて適切なかどうか。その根拠を示してほしいとの要望がございましたので、本日、配付資料の中にその根拠となるものを抜粋して付けております。

水道局は、市のガイドラインを準用し、該当するものに対し随意契約を行っておりますが、その元となる国からの通達も併せてお配りしておりますので、こちらものちほどご確認ください。ガイドラインの該当する部分につきましては、黄色いマーカーをつけてありますので見ていただければと思います。

続きまして、抽出案件の最後となります。資料79ページの抽出事案説明書⑨をご覧ください。維持管理課発注の工事番号「撤4第1号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、中央区紫竹山3丁目地内です。契約業者は、株式会社坂詰組新潟営業所になります。令和4年8月5日に見積もり合わせを行って、同日に契約をいたしました。予定価格1,202万円に対し、落札金額は1,180万円になりました。落札率は98.17パーセントとなっております。

次の80ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。

この工事は、北陸地方整備局の直轄事業となる、紫竹山インターチェンジから寄居町までの全長約5.6キロメートルにおよぶ都市計画道路万代島ルート線の整備において、現在進行中の栗ノ木道路事業と紫竹山道路事業の整備に既設配水管が支障となるため、指定された期間内に配水管を撤去するものです。ご承知のとおり、紫鳥線と栗の木バイパスの交わる箇所は車線が輻輳し、極めて交通量が多いことから、撤去工事においては工程調整のほか、交通規制をはじめとする現場管理が非常に重要となります。

この案件については、「撤去工事が随意契約とされた理由を知りたい。」との理由で抽出していただきました。

81ページが、随意契約をした理由を記載した「随意契約依頼書」になりますが、この工事は支障となる口径700ミリの配水管を撤去する工事で、新潟国道工事事務所より求められている、令和4年9月末までに一部撤去を完了する必要があることから、現場に精通している栗の木および紫竹山道路事業の道路改良工事受注者である坂詰組と契約しています。

次の82ページから84ページにかけて、見積通知書、入札・契約結果詳細、契約書の写しになりますので、のちほどご覧ください。

水道局で結ぶ一者随意契約については、⑧の工事の随意契約理由書でも触れましたけれども、製造業者独自の技術が必要であり、設計書を作成するにあたっては、契約予定業者から仮見積書を徴収し、それを元に設計金額を計算することになります。特に、設備系の機器費以外の部分については、水道局では国や県などが示す積算基準に基づいて設計しておりますが、民間事業者では独自のコスト計算に基づき積算をする場合があります、結果的には見積額が局の設計金額より高くなる場合があります。そのため、見積もり合わせで、契約予定者が金額を落として見積書を提出しても、局の設計金額が相手の仮見積書より安く設定しているため、結果的には落札率が高くなってしまうと思われま

す。また、見積もり合わせにおいては価格交渉を行います。値引き交渉が難しく、やむを得ず落札率が100パーセントに近い、高めの落札率となることもあります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。以上2件について、ご質問等はございますでしょうか。私から今回抽出しまして、通常は随意契約だとそもそも基本となるシステムが採用されて、その点検や整備や交換ということになるとどうしてもその業者に頼らざるを得ないということはあるのですが、今回は撤去工事だったものですからどうしてかと思い抽出いたしました。

この水道管というのは配水管撤去工事ということで、もう使用を中止している管なのですよね、多分。単に管を撤去するだけみたいな工事をイメージすればいいのでしょうか。

(事務局)

維持管理課の山岸といいます。この工事につきましては、事前に700ミリを工事概要のところにも丸で囲ったところにも書いてあるのですけれども、ちょうど栗ノ木バイパスの丸で書いてあって、左側ですか。DIP700と書いてありますけれども、見えますでしょうか。そちらの管をもう事前に入れておまして、そこを運用している関係上、今の撤去工事ができるような状況となっております。

(鈴木委員長)

そうすると、道路工事をやっていて、その中に余計な古くなった管があって、単にそれを撤去するだけというイメージなわけですね。そうすると、こういう場合でも水道局で発注しなければいけないのかとそんな疑問を思っただけ。いらぬものだったら、もうそちらで好きにやってくれというふうな扱いのほうがもしかしたら安いのかと思ったものですから、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

管につきましては、水道局の財産になりますので、これはどうしてもむやみやたらに知らないところに撤去されると困るということもありますので、その辺で水道局が目を通して撤去していただくということが基本になっております。

(鈴木委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(大野委員)

今の委員長の⑨の工事に関しまして、⑦の工事と比較しますと、⑦の工事は指名競争入札で配水管撤去工事になっていまして、今の⑨の工事も配水管撤去工事、今度ここは随意契約になっている。契約金額を見ますと、⑦の指名競争のほうが700万超。逆に、⑨の随意契約になっているほうは1,200万円くらいということで、同じ撤去工事ですけれども、一方は低水準の契約額で指名競争して、⑨はそれよりも高いから契約は行わずに随意にしているということが、市民目線から見ると論理的に矛盾しているのではないかと思ひまして質問をさせていただきます。

(事務局)

通常、撤去工事は指名競争や一般競争入札でするところですけれども、⑨につきましては、国から、工事の都合上9月末までに撤去してくれという依頼で、間近になって指示がありましたので、指名競争なり一般競争入札をする時間がなかったもので、こちらについては仕方なく随意契約というようなことになっております。

(大野委員)

そうした場合、81ページの随意契約の該当情報は6号ではなくて、5号になるのではないのでしょうか。追求性を要するというので。

(事務局)

本日、市のガイドラインを付けておりますけれども、そこに今回は抽出しておりませんが、ガイドラインの中の6号という条件の中に、「他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事」という項目があり、随意契約をしてもいいというようなことになっておりますので、今回の場合はガイドラインの6号というところを使わせていただいております。

5号を使うときには、本当にもう緊急性というところで、もう水が作れないとかそういうときにあとから契約するような形で、とりあえず直してくれというようなときに5号というところを使うということを見せていただいています。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

あと、いかがでしょうか。

(大野委員)

⑧の工事ですけれども、従来からもういろいろ議論になっていたというか、同じようなことが言われているところですが、市民目線から見まして、3億円弱の工事で随意契約をするということは非常にあれっと思ってしまうところがありまして、75ページの理由を読みますと、なるほどと思うのですけれども、そこで二、三質問があつて、まず県内で日立特約店で技術員派遣可能な会社は、昱工業というのですか、以外にはないのでしょうかということが1点と、もう1点は、3億円の工事というのはけっこう大きな工事だと思うのですけれども、これは特殊性が非常に強いので、県内の業者に限るということが果たしていいのかどうかということを疑問に思いまして、質問させていただきたいと思います。

(事務局)

二つのご質問で、最初に昱工業ですけれども、ここに記載させていただいたように日立製作所の特約店で、県内で水道のこういった設備の技術員を派遣できるのは昱工業だけということを確認しております。

2番目でございますが、県内の業者で3億の工事ということでございますが、この随意契約理由にあるように、そもそも新設で監視制御設備の工事を納入していただいたのが昱工業だったということで、県内の業者ですけれども技術力を持っており設備を十分に把握している業者に機能増設を今回お願いした流れでございます。

(事務局)

あと水道局、市もそうですけれども、契約を結ぶにあたっては市の名簿に登録されていないといけませんので、そこに載っているものが昱工業だということ。あと、新潟市ですので、できるだけ新潟市の業者に発注しなさいというようなものがありますので、基本的には新潟市内の業者でできるのであれば、新潟市の業者を指名するような形をとっています。

(富山委員)

今の案件ですけれども、9割が施設で、1割はソフトウェアということですか。

(事務局)

9割が機器の材料というか機器費ということで、残りの1割が諸経費なり管理費とかというところですので、機器の部分については、材料がかかっていますので、大体工事の見積については、材料費プラス諸経費、管理費のところでは値引きをして入札額を下げるといような形をとっておりますので、今回はその中の1割程度のところでは、動きをとることが難しいというところだと思います。

(富山委員)

こういうのは、ソフトウェアの部分が今後、更新とかだんだんと増えてくると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

(事務局)

今回も機能増設と書いてあるのですが、配水ポンプや受変電設備や薬品設備の更新に併せて基本的には74ページの図面の赤い枠のところの機器のソフトをすべて改造という内容です。現状においても監視制御についてはソフトウェアで制御しております。

(富山委員)

そうすると、ソフトウェアの価格というのは言われるがままというのか、検証しようがない。「いくらかかりますか。」、「3億近くかかります。」と言われても、そうですかで終わってしまうわけですが、ここの検証の仕方は工夫されているところはあるのでしょうか。

(事務局)

私どもとしましては、見積もりをいただいたものに対して、青山浄水場で過去に実施した費用と比較したり、メーカーは違うのですが、ほかの浄水場での監視制御の新設や改造したものを参考にというところで確認しております。

(鈴木委員長)

それで努力するしかないのでしょうか。

あとはいかがでしょうか。もし、なければ以上で終わりということになりますがよろしいでしょうか。とくにないようですので、本日予定していた議事につきましては、すべて終了いたしました。今回の案件につきましては、特に問題はなかったかと思います。

委員の皆様には、議事運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(事務局)

鈴木委員長、皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。議事は終了させていただきましたけれども、最後に今年度をもちまして委員を退任されます方から、退任のごあいさつをいただけたらと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最初に鈴木委員長からごあいさつをよろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

6年間、どうもお世話になりました。ありがとうございました。富山委員には引き続きよろしく願いいたします。

こうやって事案を確認するのは、年に実質上1回ですけれども、もう1回は現場の見学ということで、非常にいろいろな面で実態を把握することができて、参考になったと思います。今後とも入札が適切に行われるよう努力していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、大野委員お願いいたします。

(大野委員)

6年間入札等評価委員をさせていただきまして、その前は水道局が企業会計を導入するというので、公営企業の導入支援ということでお手伝いして、それが3年くらいあったでしょう。足かけ10年近く局へお邪魔しておりまして、あまり長いと外見的に独立していないのではないかと思われがちなので、ちょうどいい機会だと思います。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、津野委員お願いいたします。

(津野委員)

どうもありがとうございました。現場の見学とか、いろいろと浄水場を見学させていただきまして、また工場の現場、大変大きな管の工事も見させていただきまして勉強になりました。また、いろいろとご苦労されているということが分かりまして、勉強になりました。なかなか、今後人件費が高くなったりして大変ではないかと思えますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、切替委員お願いいたします。

(切替委員)

6年間お世話になりました。ありがとうございました。本当に普段はできないような貴重な経験をさせていただきました。水道管の工事をしている最中を見せていただくなんてことは、普段の生活ではあり得なかったことなので、私自身もとてもいろいろな面で参考になりました。蛇口をひねれば、いつでもおいしい水道の水が出てくるのが、もう当たり前に思っていましたけれども、この6年間いろいろなことを経験させていただいて、本当に大勢の方のご尽力で、それが成り立っているのだということが本当によく分かりました。これから

も、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に退任される4名の方に対しまして、総務部長よりお礼のごあいさつをさせていただきます。

(総務部長)

お礼をさせていただきます。皆様におかれましては、6年間と長期にわたり委員をお務めしていただきまして大変ありがとうございました。皆様の在任期間におかれましては、平成27年からの10か年の経営計画に基づく浄水場の更新計画が本格化して、また基幹管路の更新など大きな工事が続いてまいりました。コロナ感染症の拡大という、想定していなかったような事業環境の変化の中においても、これら大規模工事における入札や契約での大きなトラブルもなく、また現場の工事においても大きな事故もなく、概ね順調に経営計画にしたがって各事業を進捗させていただいております。これもひとえに当委員会での評価や意見を基礎として、適切に工事発注が行われてきたこと。これに尽きるものと思っております。大変ありがとうございました。

これからさらに厳しさが見込まれる経営環境ですけれども、令和7年度からの次期経営計画の策定や財源の基礎となる現金収入をこれから考えていかなければならなくなります。こういった際に、市民の皆様からのご意見などというものが、これからの事業運営は、本当にそういうものなくしては成り立たないという状況です。皆様におかれましても、委員としての立場は離れられるわけですけれども、今後も機会を捉えて、水道事業に対して提言やご意見などをいただければ幸いです。

また、私どもからご意見やご指導を仰ぐ機会も場合によってはあろうかと思えます。そういったことがあったら、何卒今後もお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。6年間本当にありがとうございました。

簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。

令和4年度 新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日 時】 令和4年12月15日（木）午前9時30分から午前11時30分まで

【会 場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 鈴木 高志（弁護士）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 切替 敦子（公募委員）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 富山 栄子（大学院大学教授）
(※委員長を除き五十音順)

(事務局)

ただいまより、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催したいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます経理課の大野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先だちまして、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、1枚目が次第になっております。2枚目が委員名簿、3枚目が座席表になります。そのほかに、本日お配りいたします「低入札価格調査制度の導入について」と市契約課の随意契約ガイドラインを抜粋した資料と国土交通省の随意契約通達文のコピーの写しをお配りさせていただきました。よろしく願いいたします。

それと、事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料になります。お手元にごございますでしょうか。

併せて、事務局からお知らせいたします。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっております。会議録を作成する関係から、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

また、公開会議としておりますので、本日は1名の傍聴者の方がお越しでございます。ありがとうございます。また、報道機関の方には写真撮影も許可させていただいておりますので、併せてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介させていただきます。

議事の進行をお願いいたします鈴木委員長でございます。よろしく願いいたします。

次に、大野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、津野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、富山委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、切替委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者をご紹介します。お配りいたしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、担当課長7名にてご説明申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに開会にあたりまして、総務部長の倉元よりごあいさつを申し上げます。
(総務部長)

総務部長の倉元です。今年度、第2回目の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は師走のお忙しいところ、また本当にこのように足元の悪い中ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、出席の皆様がこのように会しての会議は本日が最後となりますけれども、これまで同様、本日も忌憚のないご意見をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

自然災害や老朽化した施設の破損などによる断水、これが、全国で頻発しております。本市においても、3月には電気トラブルにより長時間にわたり水が濁るなどの事故を引き起こしています。こういった事故が市民の皆様の生活に大きな支障となっているという様子を見聞きするにつけ、改めてライフラインの一端を担うものとしての使命の大きさを痛感するところでございます。本市は市域が広いということもあって、6か所の浄水場と長大な水道管を有しております。現在は、これら施設の内、老朽化したものを着実に更新していくということが大きな課題となっております。人口減少社会において、給水収益が年々減少しております。こういった更新工事の財源をはじめとする課題というものは多岐にわたりますけれども、まずは、工事等の発注を適切に行って、工事品質を一定の水準に確保していくということが重要なことであると考えております。

一方、入札・契約における不祥事というものは、全国的にも後を絶たない状況です。入札・契約における透明性、公正性、競争性の確保により、市民の皆様はもちろんのこと、入札等に参加いただく工事業者の皆様からも信頼を得られる制度設計や、その運用が強く求められています。当局において、これら制度に対する当委員会における評価、ご意見、ご助言、ご提言などはその根幹をなすものと考えております。

改めまして、委員の皆様からの忌憚のないご意見や助言、提言をいただきたく、再度お願い申し上げます。あいなつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

これより議事に入らせていただきますが、これより先は鈴木委員長に進行をお願いしたいと思います。鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

本日はご出席いただきましてありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりとなっておりますが、概ね11時半頃の終了を目途に進めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、「発注工事の総括及び落札率の推移について」を事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。経理課長の猪飼でございます。

資料1ページの「発注工事総括表」をご覧ください。本日の委員会において審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和3年度下半期と令和4年度上半期の12か月間に契約した、設計金額が税込み250万円を超える工事となっております。

総括表は、一番上の表が12か月間トータルの数字、真ん中の表が令和3年度下半期、一番下の表が令和4年度上半期となっております。本日は、一番上の表について説明してまいります。

今回の対象期間に契約した件数は224件で、当初契約金額は108億782万円であり、平均落札率は91.85パーセントとなりました。前回と比べますと、件数で23件、金額が40億8,600万円増えております。金額が昨年度の1.6倍と大きく増えておりますが、これは青山浄水場の更新工事が開始され、この1年間に構内水管の耐震化工事や受変電設更新工事などの3億円を超える大きな工事の発注が数多く行われたことによるものです。

平均落札率については前回よりも0.53ポイント上昇しておりますが、これはダンピング受注の防止のために国が最低制限価格の算定水準を引き上げ、地方自治体にも同様の改正をお願いしてきたことで、その結果最低制限価格が上がり、局発注の大部分を占める配水管布設工事の落札額が最低制限価格と同額となる傾向から、落札率が上昇したものと考えております。契約方式別の内訳は記載のとおりですが、その下の令和3年度下半期、令和4年度上半期の表と併せて、のちほどご覧ください。

次に3ページをお開きください。こちらは、水道局における発注件数と落札率の推移になります。上段は、平成27年度からの上半期・下半期の契約件数を棒グラフで、落札率の推移を折れ線グラフで表しています。ページ中ほど以降は、主な入札改革を時系列で記載しております。

入札改革につきましては、平成14年に公正取引委員会から新潟市発注の下水道工事や建築工事で官製談合があったと認定されたことで、平成15年に市とともに透明性、競争性の

確保を目的に入札契約制度の改革を実施いたしました。平成16年には一般競争入札の範囲を拡大するとともに、現委員会の前身となります入札監視委員会を設置し、局の行う入札方法や制度について意見等を頂戴し、入札制度の参考とするようになりました。その後、予定価格や最低制限価格を事前公表から事後公表に変更。また、電子入札の完全実施やさらなる一般競争入札の拡大など、積極的に入札制度改革に取り組んでまいりました。

落札率については、政令市に移行した平成19年度当時は約86パーセントでしたが、その後はリーマンショックなどの影響で建設業者の倒産が増えたことで、適切な利潤の確保を目的に最低制限価格を数回にわたって引き上げ、平成23年度以降は90パーセント前後で推移してきておりましたが、さらに平成26年度後半に5,000万円未満の工事について最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことで、平成27年度以降の落札率は92パーセント前後になっていました。

令和3年度は、指名競争入札で一部隣接する区の業者を指名し、より一層競争性を求めたことで91パーセント前半になりましたが、今回最低制限価格の基準を見直したことで、令和4年度は92パーセント半ばに上昇すると思われまます。

また、一番下に記載しておりますが、昨年度この委員会において、総合評価方式の入札で1者のみの場合、価格がどんなに低くても契約を締結することに対して粗悪なできあがりになる可能性もある等の意見をいただいたことを受けまして、局も市を参考にこの4月から低入札価格調査制度を導入いたしました。この制度は市もすでに導入されているため、ご存じの委員の方もいると思いますが、予定価格に一定の率を掛け、それよりも低い場合は設計書の内容を精査し、局の求める品質を確保できるかどうか調査を行う制度となっております。参考までに制度の概要を配付しておりますので、のちほどご覧ください。

以上、発注工事の総括及び落札率の推移についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまのご報告について、質問等や質疑はございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いします。特にないでしょうか。

ないようですので、続いて、苦情処理・指名停止・談合情報につきましての報告をお願いいたします。

(事務局)

私、大野から説明させていただきます。

苦情処理、談合情報についてはありませんでしたので、省略をさせていただきます。

それでは、指名停止措置を行った事案につきまして報告いたします。指名停止につきまし

ては、5ページから9ページになります。令和3年度下半期は4件で、該当事業者は7社になります。令和4年度上半期は7件で、該当事業者は9社になります。

最初に令和3年度の下半期分からご説明をいたしますので、5ページをお開きください。1番目のパシフィックコンサルタンツ株式会社及び株式会社ジイケイ設計についてです。富山市が発注した吊り橋の設計業務に関し、該当事業者の社員が令和4年1月24日に、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、これらは新潟市水道局指名停止等措置要領別表第2第5号の「競売入札妨害又は談合」に該当することから、令和4年2月18日から6か月の指名停止を行いました。

2番目のJFEエンジニアリング株式会社は、沖縄県竹富町発注の海底送水管更新工事に関し、2月13日に公契約関係競売等妨害の容疑で社員が逮捕されたことから、同要領に基づきまして、3月23日から6か月の指名停止を行いました。

3番目のセコム上信越株式会社は、国、地方公共団体が発注する群馬県内の公共施設における特定機会警備業務につきまして、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整を繰り返していたとして、公正取引委員会が事実違反の公表を行いました。これらは、別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、6か月の停止期間のところ、課徴金減免適応を受けたことから、水道局要領運用基準に基づきまして、2分の1の3月23日から3か月の指名停止措置を行いました。

次の6ページ目をご覧ください。4番目のトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社、ナカバヤシ株式会社につきましては、日本年金機構が発注する年金定期便の作成業務の入札等において、受注価格の低落防止等を図るために、他の業者と受注調整をする違反行為を繰り返して行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによります。これらも、別表第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、3月23日からトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社は6か月の使命停止措置、ナカバヤシ株式会社は課徴金減免適応を受けたことから、同要領運用基準に基づきまして、2分の1の3か月の指名停止を行いました。

次に、7ページ目をご覧ください。ここからは、令和4年度の上半期分の措置になります。1番目の株式会社メディセオは、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会が違反事実を公表いたしました。これは別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、課徴金減免適用により、同運用基準に基づきまして、令和4年4月28日から3か月間の指名停止措置を行いました。

2番目のアイサワ工業株式会社と3番目の株式会社銭高組は、近畿中部防衛局発注の岐阜

2 評価施設、これは航空自衛隊の岐阜基地の施設だそうでございます。新設、建築、その他の工事におきまして、公契約関係競売等妨害の容疑で5月10日にアイサワ工業の顧問が逮捕されました。銭高組につきましては、元支店長が5月31日に競売入札妨害及び完成談合防止法違反の疑いで起訴されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当し、アイサワ工業に対しましては6月1日から、銭高組につきましては7月1日からの6か月の指名停止措置を行いました。

4 番目の株式会社小林工務店は、本社発注の中之口地内の下水道工事におきまして、5月9日に作業員がバックホウのキャタピラーに左足首を踏まれ、骨折する事故が発生いたしました。これらは、別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、7月1日から2週間の指名停止措置を行いました。

続きまして、8ページをご覧ください。5番目の株式会社金由建設は、本市発注の鳥原地内の側溝布設工事におきまして、6月10日に昼休憩で作業員及び誘導員全員が不在の間に、張ったままになっていた水糸に歩行者の足が引っかかり、転倒し負傷する公衆損害事故が発生いたしました。このことは、別表第1第5号の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当することから、7月22日から1か月の指名停止措置を行いました。

6番目の株式会社浅沼組は、千葉県市川市発注の学校の校舎取り壊し工事におきまして、7月26日、社員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当することから、8月29日から6か月の指名停止を行いました。

7番目の、株式会社長生園、株式会社新潟造園土木、株式会社小林造園は、本市発注の鑑西2丁目地内の街路樹支障枝剪定工事におきまして、送電線設置者との事前協議及び危険防止のための必要な措置がなされておらず、9月3日、二次下請け業者である株式会社小林造園の作業員が剪定作業終了後に、高所作業車を後方格納する際に高所作業車のバケットが送電線に接触して、バケットに乗っていた作業員が感電死。1名が死亡、1名が意識不明となる契約関係者時期が発生いたしました。これら別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、9月29日から1か月の指名停止を行いました。なお、意識不明となった方はその後、職場復帰されたそうです。

本日は、以上11件の報告になります。次の9ページには、ただいま報告いたしました事案の指名停止の根拠となっています、指名停止措置要領の別表を抜粋したものをお付けいたしましたので、のちほどご覧ください。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。ただいまのご報告について、質問等はございますでしょうか。

特になければ、続いて、抽出による工事案件の審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

はじめに、本日審議を行う事案については、案件の抽出を担当いたしました私から抽出理由等を説明いたします。資料の11ページをご覧ください。順番に抽出理由等について申し上げます。

1番目が上半期36番、管老幹4第2号の案件ですが、こちらについては申請者が19社の内18社が辞退・棄権したということで、その理由を知りたいということが理由です。2番目の上半期の58番の案件は、申請者2社の内1社が辞退・棄権したという理由を知りたいということです。3番目の上半期62番の案件は、申請者が2社と少なく落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。上半期の67番の案件については、申請者が1社で、落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

続いて、指名競争入札から3件です。上半期の1番の案件は、無効が6社と多く落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということ。2番目の上半期の16番の案件は、辞退・棄権が6社で無効が2社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。3番目の上半期の22番の案件は、辞退・棄権が4社で無効が6社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

随意契約から2件選びました。上半期の7番の案件は抽出金額が高い工事ですので、抽出いたしました。上半期15番の案件は、撤去工事が随意契約とされた理由を知りたいということで選びました。

それでは、これらの抽出した案件について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。はじめに、制限付一般競争入札の事案について事務局から説明をお願いいたします。
(事務局)

それでは、鈴木委員長に抽出していただきました、制限付一般競争入札の案件について説明させていただきます。

まず、一般競争入札においては予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者と契約をいたします価格競争方式と価格と企業の技術力を総合的に評価して、点数が一番高いものを落札者に決定する総合評価方式の二つの方式を採用しております。今回抽出していただいた1番、2番、4番が総合評価方式での入札、3番が価格競争方式での入札となります。

それでは、1番の案件から説明をいたします。13ページをお開きください。4の①のインデックスのところです。管路課発注の工事番号「管老幹4第2号 配水幹線布設工事」になります。施工場所は西区小針2丁目地内で、大堀幹線の西新潟市民会館前の市道になりま

す。令和4年7月4日に開札し、総合評価方式による評価を行い、その後落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで7月13日に契約を締結いたしました。予定価格は6,766万円に対しまして落札金額は6,150万円であり、落札率は90.9パーセントとなります。

次の14ページには工事概要を記載いたしましたのでご覧ください。配水幹線は、浄配水場を起点とする配水系統において、各給水ブロックへの水輸送や配水ブロック間の水の相互融通をする重要な管路となります。本工事は、青山浄水場系の老朽化した配水幹線の更新、耐震化を目的に水道管を更新する工事となります。

次の15ページが入札公告となります。入札参加資格等につきましては、入札公告、下から五つ目の項目、格付または評点、その下の営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度の新潟市水道局入札参加資格者名簿の土木一式工事で、格付はS、AまたはBランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有すること。さらに、その下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があることといたしました。この工事は、一番下の備考欄に記載しています、4月1日より、施行した低入札価格調査実施要領に基づき、低入札調査基準価格を設定する旨を併せて公告いたしました。

次に入札結果ですが、次の16ページの入札契約結果詳細をご覧ください。鈴木委員長からは、申請者19社の内18社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。札入れ業者は1者であり、予定価格以下での入札であったことから落札となりましたが、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

辞退理由として、最も多かったものが「コスト比較をしたところ、受注できる可能性が低いと判断し、受注意欲がわかなかった」という理由でした。この工事の特徴といたしましては、昼間の交通量が極めて多いため、すべて夜間工事となり、特に交通規制に配慮が必要であること。近隣には小学校や総合病院があり、沿線には大型店舗が並び、それらへの対応が必要であること。地形的に低地であるため、地下水が高く施工性が悪いことなどの理由から施工の難易度が高く、経営判断から辞退に繋がったと考えられます。18ページには評価結果を、19ページには契約書の写しを、20ページには評価調書を添付してあります。

続きまして、2件目の案件に移ります。資料の23ページ、抽出事案説明書②をご覧ください。計画整備課発注の青山浄水場の「計青施4第103号 薬品注入整備更新工事」になります。令和4年8月1日に開札し、総合評価方式による評価を行い、落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで、8月10日に契約を締結いたしました。予定価格は4億98万円に対しまして、落札金額は3億8,800万円であり、落札率は96.76パーセントとな

りました。

次の24ページは、工事の概要になります。令和3年度より事業を開始いたしました「青山浄水場施設整備事業の更新計画」に基づき、既存の薬品注入設備を更新する工事です。浄水場で使用する薬品は処理水の凝集やペーハー調整、さらに消毒にも使用されていますが、これらの設備は浄水処理を行ううえで必要不可欠な設備となります。

次の25ページが入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から3つ目の項目、格付または評点、その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているものとし、営業拠点は日本国内に本社、本店を有する者としてしました。また、稼働後の不測の事態に備え、24時間体制で維持管理ができ、かつ2時間以内に修理復旧に着手できる者と条件を付けました。さらに、一番下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、上水道施設におけるPAC注入設備など、記載のいずれかの設備で設計かつ据付工事の実績がある者としてしました。また、当案件も低入札価格調査対象案件としております。

次に、入札結果ですが、27ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、申請者2社の内1社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。浄水場は水道水を作っていますので、これらの薬品を絶えず送り続けながら更新を行う必要があります。工事の施工にあたっては既存設備を熟知していることはもちろん、監視制御システムとの関連についても理解が必要となり、手間と時間がかかるうえリスクが伴います。そのことで、新しい業者が工事を受注するには比較的ハードルが高い工事といえます。結果的には、この工事は既存設備を設置した業者によって受注されており、辞退した業者は入札参加の意思を示したものの、その後ほかの工事を受注したため、技術者の確保ができなくなり辞退に至ったものです。

28ページの評価結果をご覧ください。残りの1者が予定価格以下の入札であったことから落札となりましたが、結果的には1番と同様に技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

29ページから31ページには、契約書と総合評価に関する評価調書になりますので、のちほどご覧になってください。

続きまして、33ページ、3件目の案件について説明をいたします。浄水課発注、阿賀野川浄水場の「浄阿施4第7号 ろ過池1～4号排水扉更新工事」になります。令和4年8月23日に開札し、落札候補者を決定後、資格審査を行ったうえで8月29日に契約を締結いたしました。予定価格3,825万円に対し落札金額は3,800万円であり、落札率は99.35パーセントとなりました。

次の34ページには、工事概要を記載しています。この工事は、ろ過設備における排水扉の制御機能及び止水性能が低下しているため更新を行うものです。

次の35ページが、入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から五つ目の項目、格付または評点。その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているもので、営業拠点として市内に本社、本店、支社、支店、営業所を有するものいたしました。

下から3番目の実績要件としては、平成19年4月1日以降、上水道施設における電動制水扉300×300ミリ以上の設置工事または更新工事の元請実績がある者といたしました。この工事に設置する扉が700×700ミリの大きさであるため、実績条件は半分の規模の実績としています。

次に、入札結果ですが、36ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。委員長からは、「申請者が2社と少なく、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。今回交換する扉の価格は見積価格を採用しており、この機器費が工事費全体の40パーセント弱を占めております。機械器具設置工事では特殊な仕様が多く、設計する際には業者からの見積を基に設計している場合が多くあります。それらの金額は、発注時に設計関係書類の中で明示、公表していることから、業者が予定価格に近い工事費を算出することが可能で、その積算額で札入れしたものと考えられます。

参加申請業者数が少ないのは、仕様の扉の制作には下請け業者に発注する必要があり、コスト比較したが割高になり、受注できる可能性が低いため、参加申請が少なかったと推測されます。

37ページは、契約書の写しとなります。

続きまして、4件目の案件について説明をいたします。資料39ページの抽出事案説明書④をご覧ください。計画整備課発注の「撤4第101号 月潟他取水施設撤去工事」設計・施工一括発注いわゆるDB方式となります。令和4年6月22日に公告し、予定価格を事前公表いたしました。同年9月14日に開札し、総合評価方式による評価のうえ、9月16日に落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで9月27日に契約を締結いたしました。事前公表の予定価格4億3,909万円に対し、落札金額は4億3,900万円であり、落札率は99.98パーセントとなりました。

次の40ページは工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この業務は、月潟浄水場の浄水施設、取水施設、中之口・潟東浄水場の取水施設、旧巻浄水場の取水施設の設計施工一括発注方式にて撤去するものです。

設計施工一括発注は、当水道局が公表した金抜設計書を基に入札参加者が積算するもので

はなく、入札参加者が入札公告資料から施工方法などを検討し、価格を見積もり、入札に参加する方式となります。

水道局では初めての試みになり、受注者がもつ技術を活用して、コスト縮減、工期短縮、また設計内容を熟知していることによる高精度・高品質が期待できる点、さらに設計・施工の責任所在も明確になるなどメリットが多く、全国の事業者で近年採用されている方法です。

次の41ページが入札公告になります。入札方式は総合評価方式を採用し、予定価格については全国の先進都市の事例を参考に予算内で実施するため、事前公表といたしました。

この事案については、単体企業のほか特定共同企業体、いわゆるJVでの入札も認めております。参加条件としては、下から四つ目の項目、単体企業または特定企業体の代表者は土木一式工事のSランクに格付けされている者とし、その共同企業体の構成員はSからBまでを対象とし、また営業拠点はすべて市内に本社、本店を有するものとし、地元企業優先の要件としました。

実績要件といたしましては、下から2番目、単体企業または特定共同企業体の代表者は河川区域での工事となることから、平成19年4月1日以降に河川構造物工事の実績がある者といたしました。

技術提案として、河川管理者との協議や、安全かつ確実に工事を完了させるための設計・施工計画また取水施設・浄水施設撤去工事における安全対策と周辺環境対策についても提案を求め、実施いたしました。

次に、43ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、「申請者が1者で、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。

申請者が1者であった理由といたしましては、工期が令和7年度末までと長期間であるにもかかわらず、今回の予定価格が5億円未満と、一般的なDB方式による事業費10億円以上で実施されていることが多いことに比べ、今回の規模が小さいこと。また、工期が長期間で、技術者がその間拘束されるため、技術者の確保が難しいこと。さらに、河川管理者との協議も必要で出水期には施工ができないなど、制約が大きいことなどが敬遠されて、事前に予定価格が公表されたものの先行きが不透明な部分が多く、収益・採算性について見通しを立てづらいことから、積極的な入札参加に至らなかったものと推察されます。

落札率99パーセントについては、予定価格を事前公表したことから、事業者が水道局で初めて実施するDB方式で不透明な部分が多く見通しが立てづらいことから、ほぼ満額での応札になったものと思われます。

44ページから47ページにかけては評価結果、契約書の写し、評価調書になります。こ

の案件も、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。以上で制限付一般競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、制限付一般競争入札の4点について、ご質問等はいかがでしょうか。

(切替委員)

切替です。よろしくお願いします。②番の案件ですけれども、条件の中に24時間体制の設備の維持管理を行うこととあって、あまりそういうことがないのかと思うのですけれども、この案件に関して24時間の体制が必要だということは、やはり薬品を使うだとか危険性が高いとかそういった理由なのかと推測しているのですけれども、こういうことが条件になる緊急時の対応や24時間体制でないと条件に当てはまらないとか、そういうことはけっこう多いことなのか。それと、24時間体制を有している事業所は多いものなのか。少しそのあたりをお聞きしたいと思いました。

(事務局)

計画整備課の星野です。まず、24時間体制を条件としたものにつきましては、薬品注入設備ということで浄水処理に不可欠な設備です。PAC、次亜、苛性、これらの注入が止まるということは、浄水処理をストップするという状況になりますので、最悪の場合は給水停止というところにもつながりかねないという重要な設備でございますので、きちんと工事として機器を入れていただくということと、納入した以降、実際に設備が稼働している中でもメンテナンス体制が整っている業者をとということで選定させていただいています。

実際に、浄水場の事故については数年に1回というところで発生しておりますが、配水に影響ない形で対応しているところでございます。

(切替委員)

ありがとうございます。こういうことができる業者は、全体としては少ないものではないでしょうか。

(事務局)

具体的に何社いるかお答えできませんが、設備を設置、納入できる業者で、あとは24時間ということもありますけれども、設備を熟知している業者であれば、国内の本社、本店だけでなく、市内の水道関係の設備の修理対応をしている業者であれば可能ではないかと思えます。以上でございます。

(切替委員)

ありがとうございました。

(津野委員)

津野と申します。今の質問と関係するのですけれども、先ほどの辞退の理由が1者になった理由は、新しい業者が入札するのは非常にハードルが高いというような回答だったので、そういう動きがあるのかというところで質問をさせていただきたいと思います。

(事務局)

引き続きですけれども、設備の重要性というところと、あと補足させていただきますと、今回は設備更新ということで、浄水場の制約条件として別のところに新しい設備を設置するのではなく、建物の制約関係で、既設のこの写真に示した場所に稼働しながら新しいものを、また脇に付けていくという相当の制約条件があって困難性があるというところで、このような水道施設の工事を経験していない設備、業者としては難しいと判断されたのではないかと思います。

(津野委員)

ありがとうございました。

(富山委員)

今の案件ですけれども、こちらの薬品注入設備というのは何年前に設置されて、何年に1回更新をされていて、何年間持つものなのですか。

(事務局)

これは、平成の初期です。平成2年、3年というところで、薬品注入設備については局として30年くらい更新できると考えておまして、30年経ったということで今回、更新工事を実施するものです。

(富山委員)

そうすると、この設備は30年持つということですか。

(事務局)

基本的な消耗品等は定期的に交換して行って、大規模な更新を30年と考えています。

(富山委員)

いつも言っていることですが、結局既存設備を設置した業者がまた更新をするということで、トータルで考えると結局そうなるので、設置の段階から設備の更新なども全部含めた形で、最初から入札するような方式にすると水道局のコストも減って、事業者としても安定した事業になるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。そういうやり方もあるかと。ただ、期間も長いものだからなかなかかかる、その設定も難しいところもあるのかもしれませんが。

ほかにどうでしょうか。

(富山委員)

①ですけれども、15ページの備考のところ、積算疑義申立対象案件ですとありますけれども、そうではない理由というのはどこにあるのか教えていただければと思います。

(事務局)

疑義案件というのは、水道局の発注する土木工事と舗装工事と造園工事については設計書の元となる、積算基準みたいなものがしっかり出ていますので、入札が終わったあとに予定価格を一旦公表しまして、自分たちのやった積算と合っているかどうか。もし違うようであれば、積算内容の確認や疑義の申立てを行い、もう一度設計内容を水道局に確かめてもらう制度になっております。工種については、先ほど申し上げた3種類を対象としております。

(鈴木委員長)

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

私から1点。4番目の案件を少し聞き漏らしましたけれども、事前に予定価格を公表して設計から予定してもらうという工事内容だということで、今回初めての導入ということでお聞きしたのですけれども、こういうやり方というのはどういう工事の場合に方式を適用しようと考えているのか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

当局としても初めてというところで、今後どういった工事、事業に適用していくかというところは、今回を踏まえて検討していきたいと思いますが、浄水場を新たに新設するというような大規模で、事業費の大きい工事に適用しているようです。当局として今後どうしていくかというところを今回の工事を検証し、検討していきたいという段階でございます。

(鈴木委員長)

この方式を採るメリットはどんなところにあるのかという。そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

発注する側としましては、当然、設計と施工を一括でやっていただくということで、より実績に優れた民間の業者の提案も含めて、工事に反映できるのではないかとということもありますし、先ほどありました、全体、詳細設計と工事の期間を含めた工期の短縮だったりということも期待できるのかと思っております。

(鈴木委員長)

この方式だと、結局価格競争ではなくて、技術力の競争をしてもらうという観点で捉えら

れるかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そういうことになると思います。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(津野委員)

今の質問と関連になるのですけれども、一括発注方式というのは、こちら水道局は初めてということで、新潟市はほかに全体でやっていたらっしゃるのですか。

(事務局)

具体的に詳しいことは分かりませんが、古町の西堀ローサの工事で行ったと聞いております。工事の詳細はよく分からないところです。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。あとはどうでしょうか。ほかになればよろしいでしょうか。

続いて、指名競争入札に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次に、指名競争入札の事案についてご説明いたします。資料の49ページ、抽出事案説明書⑤をご覧ください。こちらは、維持管理課発注の工事番号「撤4第11号 配水管撤去工事」になります。

施工場所は、中央区大島地内になります。令和4年5月12日に開札し、翌日13日に契約いたしました。予定価格721万円に対しまして落札金額は715万円であり、落札率は99.17パーセントとなりました。

次の50ページは、工事概要を記載しましたのでご覧ください。写真でも分かる通り、住宅街に建柱するに支障となる民有地にある配水管を撤去する工事になります。

次の51ページから53ページまでは入札通知書になり、新潟市電子入札システムを介して指名業者へ電子メールで送付されます。

続きまして、54ページ、55ページは入札契約結果の詳細となります。この案件につきましては、「無効が6社と多く、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、局で設計書を確認いたしました但誤りはないことから、積算の段階で局と業者側での積算の考え方に違いがあり、それにより無効が多く発生したものと思われま

す。落札率99パーセントについては、通常、新しい水道管の埋設と古い水道管の撤去は一つの工事として発注されますが、工事によっては一緒にできず分けて発注する場合があります。

この案件は、50ページの写真にもあるとおり、新築の住宅に近く、家屋への被害がないように慎重に行わなければならない工事です。それと、東北電力電柱移設工事と工程調整を行うことや、家屋調査費も必要なことから、これらの要素も加味され入札額に反映したものであると思います。56ページには、契約額の写しを付けております。

次に、資料57ページ、抽出案件説明書⑥をご覧ください。浄水課発注「浄満営4第4号活性炭溶解槽1号攪拌機点検修理工事」になります。施工場所は、秋葉区にあります満願寺浄水場構内になります。令和4年8月8日に開札し、積算疑義対象案件ではないことから、同日に契約いたしました。積算疑義とは、公表した予定価格に対して、設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を開札日の翌日の午後1時まで受け付ける制度で、先ほど申し上げたとおりで、土木一式、舗装、造園の工事で適用されております。

予定価格は498万円に対し、落札金額は489万円であり、落札率は98.19パーセントとなりました。

58ページには、工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、局で定める自主点検サイクルに基づき、安定した攪拌能力を保持するため、活性炭溶解槽1号攪拌機の分解点検を行い、ギャオイルやベアリング等の消耗品の交換を行うものです。

59ページから61ページは、入札通知書になります。

62ページから63ページにかけては、入札契約結果の詳細となります。

この案件については、辞退・棄権が6社、無効が2件あり、落札率が98パーセントと高いので、経緯を知りたいとの理由で抽出していただいております。

このような設備の工事では、機器費や材料費は特殊なため、設計する際に業者からの仮見積もりを取り、その価格を参考に積算し、設計書を作成いたします。3者の見積もりをお願いしましたが、2社は修理に必要となるモーターの納期に10か月を要し、工期に収まらないものとなっていました。現在は、新型コロナウイルスの影響による機器の調達が困難な状態であることから、工期を守れないと判断し、辞退を選択した業者が多くなったものではないかと思われれます。

この工事の設計積算にあたっては、見積もり徴収業者の内、唯一モーターの納期が工期内に収まった見積額を設計積算に採用した結果、その業者が落札したことから、落札率が98パーセントと高くなったと推測されます。

64ページは契約額の写しになりますので、のちほどご覧ください。

次に65ページ、抽出案件⑦西蒲営業所発注の工事番号「撤4第4号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、西蒲区の竹野町地内 巻北小学校敷地内になります。令和4年8月25日に開札し、翌日落札者を決定し、26日に契約いたしました。予定価格は733万

円に対し落札金額は720万円であり、落札率は98.23パーセントとなりました。

次の66ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、経年基幹管路廃止計画に基づき、通水を停止している口径500ミリの水道管を撤去するものですが、この水道管は巻北小学校敷地内を横断しており、掘削による撤去が困難であるため、グラウト材注入による水道管を地中に残す方法で廃止を行う工事です。

67ページから69ページは、入札通知書になります。入札結果については、次の70ページから71ページにかけての「入札・契約結果詳細」をご覧ください。

この案件については、「辞退・棄権が4社、無効が6社あり、落札率が98パーセント高いので、経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、先ほど説明をした5番の工事と同様に誤りがないか、局で設計書を確認いたしました但誤りがなく、これについても積算の考え方の違いで無効になったものと考えられます。

落札率98.23パーセントについては、業者により積算内容が異なりますが、各企業の利益確保の点から、諸経費など減額をあまりせずに入札した結果、結果的に予定価格に近い落札額となったものと思われます。

72ページには、契約書の写しを付けましたので、のちほどご覧ください。以上で指名競争入札の抽出事案の説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、以上3件についてご質問等がございますでしょうか。

(津野委員)

今の⑦の抽出案件です。配水管撤去工事で撤去は難しいということで、そのような工事となったという説明だったのですけれども、このような撤去が難しい工事というものはけっこうあるのでしょうか。

(事務局)

管路課の中山です。撤去の難しい工事はあるかということですが、まずは、ほかの占用物、ガス管とかそういうものはうちの直近上位、真上にあったり、近接していたりするとそれらを破損してしまう可能性があるため、そういう場合は取ることができません。その場合、道路管理者の許可を得て、中にモルタルやアスファルトみたいなものを詰めて陥没しないような対応をして、それで完結というような形をとっています。概ね、何かの下にあたり、そういうときに撤去できないと判断いたしております。それは我々が判断するのではなくて、それを道路管理者と調整して判断していただくという形になっております。

(鈴木委員長)

ほかにどうでしょうか。

(切替委員)

切替です。お願いします。⑤と⑦の無効の件数が6件くらいずつあって、それが全部同額で、先ほどもご説明をいただいて、もう一度よく調べただけけれども特に間違いがなかったということですが、全く同額で出されるということがどちらも、それも下回っているということは、何か大きなものがこちらの水道局の予定していたものとすごく違うということなのか、何かぴったり同額というところが私は理解ができなかったのも、何かこういうことになる理由があるのか。決定したところは、そこから違う金額になっているので、どちらもそうですけれども、少しの差ではなくてやはり数段違うみたい。どちらもそういうふうに見えるのですけれども、何かそこら辺のところがよく分からなかったのも教えていただければと思います。

(事務局)

水道局が多く発注いたします配水管の布設工事という、土木一式の工事になるのですけれども、そのものにつきましては設計書や指針みたいなものは外部に公表されております。

業者のほうもしっかりと積算していますので、予定価格を出して、そこから最低制限価格を考えて、取りたい業者は最低制限価格で入札してくるという傾向があります。局の最低制限価格と業者が入札してきた最低制限価格について、どこか違いがないのかというところ、いろいろ、担当部署に精査していただいたのですけれども設計書に間違いのないことから、業者とうちのどこが違っているか不明であったため、結果的には考え方の違いではないかという結論になりました。

(切替委員)

詳しい説明をいただいてありがとうございました。

(富山委員)

2点ありまして、1点目は水道管の撤去と設置ですけれども、撤去は撤去、設置は設置でやると、やはり金額も非常にかかりますし、世の中の的にも道路が非常に混雑するわけで、これを一緒にやるような改善策はないのでしょうかということが1点目です。

2点目は⑥の件ですけれども、見積もり3者の選び方の基準みたいなものがあれば教えていただければと思います。

(事務局)

管路課の中山です。一つ目の質問ですけれども、まず水道管を今撤去するには、お客様が水を飲んでおります。その水を極力止めないようにして工事をしなければいけませんので、今、新潟市水道局では、仮設管というものを30センチくらいの深さに入れて、そこで仮に

お客様に水を飲んでもらって、うちの管も入れていく。撤去したら入れていくという方法が一つ。それと、仮設管を入れないでうちの新しい管を入れて切り替えてから、古い管を撤去するという2種類の方法があります。これは、どうしてもその場所の断水する時間帯とか、あとはほかの占用物。先ほど言いましたガス管とかの状況を見据えて、どちらかの方式を採っております。一般的には、仮設管でお客様に水を飲ませて、そのあとで切り替えるということで半日、四、五時間くらい断水が3回程度何とか入れ替えることができるというような状況になります。その二つの方法でやるもので、どうしても一緒にできないというようなことが回答となります。よろしいでしょうか。

(事務局)

浄水課の稲田でございます。⑥に関しまして、見積もり業者の選定に関してですけれども、浄水場としては、やはり専門的な機械の点検、更新という観点から、とりあえず専門知識のあるところ、技術力のあるところを、まず第一に考えております。

続きまして、私ども新潟市に関しては6浄水場ありますが、6浄水場それぞれ個々の特徴がございます。そういったところで、浄水場のそういった特徴を踏まえた知識やそういったものを捉えてある業者を、とりあえず選定してございます。よろしくお願いたします。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、次に移りますが、よろしいでしょうか。

最後に、随意契約の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、随意契約について説明をいたします。資料の73ページ。抽出事案説明書⑧をご覧ください。計画整備課発注の工事番号「計青施4第102号 監視制御設備機能増設工事」になります。施工場所は、西区の青山浄水場構内です。契約業者は、昱工業株式会社になります。令和4年7月8日、見積もり合わせを行い、同日付けで契約いたしました。予定価格は2億9,713万円に対しまして、落札金額は2億9,445万円になりました。落札率は、99.10パーセントとなりました。

次に、74ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、青山浄水場施設整備事業で実施されるほかの工事の施設更新に併せ、中央監視制御設備の機能増設を行う工事となっています。

監視制御設備の機能増設は、新たに整備する配水ポンプ設備、受変電設備、薬液注入設備の更新の際に正常に制御できるよう、既存の監視制御システムを改良するものです。

75ページが、随意契約を行った理由を記載した「随意契約依頼書」になります。随契理

由といたしましては、現在使用している設備は株式会社日立製作所製であり、関連工事の切り替えにあたっては、本監視制御システム全体の影響を考慮した機能増設や試験調整を行う必要があり、その仕様と機能を知りうる製造業者の技術員でなければ難しいことから、株式会社日立製作所の特約店であり、県内で唯一必要な技術員を配置することができることから契約いたしました。

この案件は、「契約金額が高い工事なので」という理由で抽出していただいています。

この工事は、機能増設を行うにあたり既設設備の改造を行う独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費の内、機器費の占める割合が約90パーセントと高いことから、企業努力で入札額を下げるのが難しいため高額になってしまったと考えております。

76ページには見積通知書、77ページには入札・契約結果詳細。次の78ページに、契約書の写しを付けておりますので、のちほどご確認ください。

なお、昨年のおきまして、委員の方から、このようなケースで2号の条項を使うことについて適切なかどうか。その根拠を示してほしいとの要望がございましたので、本日、配付資料の中にその根拠となるものを抜粋して付けております。

水道局は、市のガイドラインを準用し、該当するものに対し随意契約を行っておりますが、その元となる国からの通達も併せてお配りしておりますので、こちらものちほどご確認ください。ガイドラインの該当する部分につきましては、黄色いマーカーをつけてありますので見ていただければと思います。

続きまして、抽出案件の最後となります。資料79ページの抽出事案説明書⑨をご覧ください。維持管理課発注の工事番号「撤4第1号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、中央区紫竹山3丁目地内です。契約業者は、株式会社坂詰組新潟営業所になります。令和4年8月5日に見積もり合わせを行って、同日に契約をいたしました。予定価格1,202万円に対し、落札金額は1,180万円になりました。落札率は98.17パーセントとなっております。

次の80ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。

この工事は、北陸地方整備局の直轄事業となる、紫竹山インターチェンジから寄居町までの全長約5.6キロメートルにおよぶ都市計画道路万代島ルート線の整備において、現在進行中の栗ノ木道路事業と紫竹山道路事業の整備に既設配水管が支障となるため、指定された期間内に配水管を撤去するものです。ご承知のとおり、紫鳥線と栗の木バイパスの交わる箇所は車線が輻輳し、極めて交通量が多いことから、撤去工事においては工程調整のほか、交通規制をはじめとする現場管理が非常に重要となります。

この案件については、「撤去工事が随意契約とされた理由を知りたい。」との理由で抽出していただきました。

81ページが、随意契約をした理由を記載した「随意契約依頼書」になりますが、この工事は支障となる口径700ミリの配水管を撤去する工事で、新潟国道工事事務所より求められている、令和4年9月末までに一部撤去を完了する必要があることから、現場に精通している栗の木および紫竹山道路事業の道路改良工事受注者である坂詰組と契約しています。

次の82ページから84ページにかけまして、見積通知書、入札・契約結果詳細、契約書の写しになりますので、のちほどご覧ください。

水道局で結ぶ一者随意契約については、⑧の工事の随意契約理由書でも触れましたけれども、製造業者独自の技術が必要であり、設計書を作成するにあたっては、契約予定業者から仮見積書を徴収し、それを元に設計金額を計算することになります。特に、設備系の機器費以外の部分については、水道局では国や県などが示す積算基準に基づいて設計しておりますが、民間事業者では独自のコスト計算に基づき積算をする場合があります、結果的には見積額が局の設計金額より高くなる場合があります。そのため、見積もり合わせで、契約予定者が金額を落として見積書を提出しても、局の設計金額が相手の仮見積書より安く設定しているため、結果的には落札率が高くなってしまうと思われま

す。また、見積もり合わせにおいては価格交渉を行います。値引き交渉が難しく、やむを得ず落札率が100パーセントに近い、高めの落札率となることもあります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。以上2件について、ご質問等はございますでしょうか。私から今回抽出しまして、通常は随意契約だとそもそも基本となるシステムが採用されて、その点検や整備や交換ということになるとどうしてもその業者に頼らざるを得ないということはあるのですが、今回は撤去工事だったものですからどうしてかと思い抽出いたしました。

この水道管というのは配水管撤去工事ということで、もう使用を中止している管なのですよね、多分。単に管を撤去するだけみたいな工事をイメージすればいいのでしょうか。

(事務局)

維持管理課の山岸といいます。この工事につきましては、事前に700ミリを工事概要のところにも丸で囲ったところにも書いてあるのですけれども、ちょうど栗ノ木バイパスの丸で書いてあって、左側ですか。DIP700と書いてありますけれども、見えますでしょうか。そちらの管をもう事前に入れておまして、そこを運用している関係上、今の撤去工事ができるような状況となっております。

(鈴木委員長)

そうすると、道路工事をやっていて、その中に余計な古くなった管があって、単にそれを撤去するだけというイメージなわけですね。そうすると、こういう場合でも水道局で発注しなければいけないのかとそんな疑問を思っただけ。いらぬものだったら、もうそちらで好きにやってくれというふうな扱いのほうがもしかしたら安いのかと思ったものですから、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

管につきましては、水道局の財産になりますので、これはどうしてもむやみやたらに知らないところに撤去されると困るということもありますので、その辺で水道局が目を通して撤去していただくということが基本になっております。

(鈴木委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(大野委員)

今の委員長の⑨の工事に関しまして、⑦の工事と比較しますと、⑦の工事は指名競争入札で配水管撤去工事になっていまして、今の⑨の工事も配水管撤去工事、今度ここは随意契約になっている。契約金額を見ますと、⑦の指名競争のほうが700万超。逆に、⑨の随意契約になっているほうは1,200万円くらいということで、同じ撤去工事ですけれども、一方は低水準の契約額で指名競争して、⑨はそれよりも高いから契約は行わずに随意にしているということが、市民目線から見ると論理的に矛盾しているのではないかと思ひまして質問をさせていただきます。

(事務局)

通常、撤去工事は指名競争や一般競争入札でするところですけれども、⑨につきましては、国から、工事の都合上9月末までに撤去してくれという依頼で、間近になって指示がありましたので、指名競争なり一般競争入札をする時間がなかったもので、こちらについては仕方なく随意契約というようなことになっています。

(大野委員)

そうした場合、81ページの随意契約の該当情報は6号ではなくて、5号になるのではないのでしょうか。追求性を要するという事柄で。

(事務局)

本日、市のガイドラインを付けておりますけれども、そこに今回は抽出しておりませんが、ガイドラインの中の6号という条件の中に、「他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事」という項目があり、随意契約をしてもいいというようなことになっていますので、今回の場合はガイドラインの6号というところを使わせていただいております。

5号を使うときには、本当にもう緊急性というところで、もう水が作れないとかそういうときにあとから契約するような形で、とりあえず直してくれというようなときに5号というところを使うということを見せていただいています。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

あと、いかがでしょうか。

(大野委員)

⑧の工事ですけれども、従来からもういろいろ議論になっていたというか、同じようなことが言われているところですが、市民目線から見まして、3億円弱の工事で随意契約をするということは非常にあれっと思ってしまうところがありまして、75ページの理由を読みますと、なるほどと思うのですけれども、そこで二、三質問があつて、まず県内で日立特約店で技術員派遣可能な会社は、昱工業というのですか、以外にはないのでしょうかということが1点と、もう1点は、3億円の工事というのはけっこう大きな工事だと思うのですけれども、これは特殊性が非常に強いので、県内の業者に限るということが果たしていいのかどうかということを疑問に思いまして、質問させていただきたいと思います。

(事務局)

二つのご質問で、最初に昱工業ですけれども、ここに記載させていただいたように日立製作所の特約店で、県内で水道のこういった設備の技術員を派遣できるのは昱工業だけということを確認しております。

2番目でございますが、県内の業者で3億の工事ということでございますが、この随意契約理由にあるように、そもそも新設で監視制御設備の工事を納入していただいたのが昱工業だったということで、県内の業者ですけれども技術力を持っており設備を十分に把握している業者に機能増設を今回お願いした流れでございます。

(事務局)

あと水道局、市もそうですけれども、契約を結ぶにあたっては市の名簿に登録されていないといけませんので、そこに載っているものが昱工業だということ。あと、新潟市ですので、できるだけ新潟市の業者に発注しなさいというようなものがありますので、基本的には新潟市内の業者でできるのであれば、新潟市の業者を指名するような形をとっています。

(富山委員)

今の案件ですけれども、9割が施設で、1割はソフトウェアということですか。

(事務局)

9割が機器の材料というか機器費ということで、残りの1割が諸経費なり管理費とかというところですので、機器の部分については、材料がかかっていますので、大体工事の見積については、材料費プラス諸経費、管理費のところでは値引きをして入札額を下げるといような形をとっておりますので、今回はその中の1割程度のところでは、動きをとることが難しいというところだと思います。

(富山委員)

こういうのは、ソフトウェアの部分が今後、更新とかだんだんと増えてくると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

(事務局)

今回も機能増設と書いてあるのですが、配水ポンプや受変電設備や薬品設備の更新に併せて基本的には74ページの図面の赤い枠のところの機器のソフトをすべて改造という内容です。現状においても監視制御についてはソフトウェアで制御しております。

(富山委員)

そうすると、ソフトウェアの価格というのは言われるがままというのか、検証しようがない。「いくらかかりますか。」「3億近くかかります。」と言われても、そうですかで終わってしまうわけですが、ここの検証の仕方は工夫されているところはあるのでしょうか。

(事務局)

私どもとしましては、見積もりをいただいたものに対して、青山浄水場で過去に実施した費用と比較したり、メーカーは違うのですが、ほかの浄水場での監視制御の新設や改造したものを参考にというところで確認しております。

(鈴木委員長)

それで努力するしかないのでしょうか。

あとはいかがでしょうか。もし、なければ以上で終わりということになりますがよろしいでしょうか。とくにないようですので、本日予定していた議事につきましては、すべて終了いたしました。今回の案件につきましては、特に問題はなかったかと思えます。

委員の皆様には、議事運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(事務局)

鈴木委員長、皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。議事は終了させていただきましたけれども、最後に今年度をもちまして委員を退任されます方から、退任のごあいさつをいただけたらと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最初に鈴木委員長からごあいさつをよろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

6年間、どうもお世話になりました。ありがとうございました。富山委員には引き続きよろしく願いいたします。

こうやって事案を確認するのは、年に実質上1回ですけれども、もう1回は現場の見学ということで、非常にいろいろな面で実態を把握することができて、参考になったと思います。今後とも入札が適切に行われるよう努力していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、大野委員お願いいたします。

(大野委員)

6年間入札等評価委員をさせていただきまして、その前は水道局が企業会計を導入するというので、公営企業の導入支援ということでお手伝いして、それが3年くらいあったでしょう。足かけ10年近く局へお邪魔しておりまして、あまり長いと外見的に独立していないのではないかと思われがちなので、ちょうどいい機会だと思います。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、津野委員お願いいたします。

(津野委員)

どうもありがとうございました。現場の見学とか、いろいろと浄水場を見学させていただきまして、また工場の現場、大変大きな管の工事も見させていただきまして勉強になりました。また、いろいろとご苦労されているということが分かりまして、勉強になりました。なかなか、今後人件費が高くなったりして大変ではないかと思えますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、切替委員お願いいたします。

(切替委員)

6年間お世話になりました。ありがとうございました。本当に普段はできないような貴重な経験をさせていただきました。水道管の工事をしている最中を見せていただくなんてことは、普段の生活ではあり得なかったことなので、私自身もとてもいろいろな面で参考になりました。蛇口をひねれば、いつでもおいしい水道の水が出てくるのが、もう当たり前に思っていましたけれども、この6年間いろいろなことを経験させていただいて、本当に大勢の方のご尽力で、それが成り立っているのだということが本当によく分かりました。これから

も、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に退任される4名の方に対しまして、総務部長よりお礼のごあいさつをさせていただきます。

(総務部長)

お礼をさせていただきます。皆様におかれましては、6年間と長期にわたり委員をお務めしていただきまして大変ありがとうございました。皆様の在任期間におかれましては、平成27年からの10か年の経営計画に基づく浄水場の更新計画が本格化して、また基幹管路の更新など大きな工事が続いてまいりました。コロナ感染症の拡大という、想定していなかったような事業環境の変化の中においても、これら大規模工事における入札や契約での大きなトラブルもなく、また現場の工事においても大きな事故もなく、概ね順調に経営計画にしたがって各事業を進捗させていただいております。これもひとえに当委員会での評価や意見を基礎として、適切に工事発注が行われてきたこと。これに尽きるものと思っております。大変ありがとうございました。

これからさらに厳しさが見込まれる経営環境ですけれども、令和7年度からの次期経営計画の策定や財源の基礎となる現金収入をこれから考えていかなければなりません。こういった際に、市民の皆様からのご意見などというものが、これからの事業運営は、本当にそういうものなくしては成り立たないという状況です。皆様におかれましても、委員としての立場は離れられるわけですけれども、今後も機会を捉えて、水道事業に対して提言やご意見などをいただければ幸いです。

また、私どもからご意見やご指導を仰ぐ機会も場合によってはあろうかと思っております。そういったことがあったら、何卒今後もお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。6年間本当にありがとうございました。

簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。

令和4年度 新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日 時】 令和4年12月15日（木）午前9時30分から午前11時30分まで

【会 場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 鈴木 高志（弁護士）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 切替 敦子（公募委員）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 富山 栄子（大学院大学教授）

（※委員長を除き五十音順）

（事務局）

ただいまより、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催したいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます経理課の大野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先だちまして、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、1枚目が次第になっております。2枚目が委員名簿、3枚目が座席表になります。そのほかに、本日お配りいたします「低入札価格調査制度の導入について」と市契約課の随意契約ガイドラインを抜粋した資料と国土交通省の随意契約通達文のコピーの写しをお配りさせていただきました。よろしく願いいたします。

それと、事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料になります。お手元にごございますでしょうか。

併せて、事務局からお知らせいたします。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっております。会議録を作成する関係から、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

また、公開会議としておりますので、本日は1名の傍聴者の方がお越しでございます。ありがとうございます。また、報道機関の方には写真撮影も許可させていただいておりますので、併せてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介させていただきます。

議事の進行をお願いいたします鈴木委員長でございます。よろしく願いいたします。

次に、大野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、津野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、富山委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、切替委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者をご紹介します。お配りいたしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、担当課長7名にてご説明申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに開会にあたりまして、総務部長の倉元よりごあいさつを申し上げます。
(総務部長)

総務部長の倉元です。今年度、第2回目の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は師走のお忙しいところ、また本当にこのように足元の悪い中ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、出席の皆様がこのように会しての会議は本日が最後となりますけれども、これまで同様、本日も忌憚のないご意見をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

自然災害や老朽化した施設の破損などによる断水、これが、全国で頻発しております。本市においても、3月には電気トラブルにより長時間にわたり水が濁るなどの事故を引き起こしています。こういった事故が市民の皆様の生活に大きな支障となっているという様子を見聞きするにつけ、改めてライフラインの一端を担うものとしての使命の大きさを痛感するところでございます。本市は市域が広いということもあって、6か所の浄水場と長大な水道管を有しております。現在は、これら施設の内、老朽化したものを着実に更新していくということが大きな課題となっております。人口減少社会において、給水収益が年々減少しております。こういった更新工事の財源をはじめとする課題というものは多岐にわたりますけれども、まずは、工事等の発注を適切に行って、工事品質を一定の水準に確保していくということが重要なことであると考えております。

一方、入札・契約における不祥事というものは、全国的にも後を絶たない状況です。入札・契約における透明性、公正性、競争性の確保により、市民の皆様はもちろんのこと、入札等に参加いただく工事業者の皆様からも信頼を得られる制度設計や、その運用が強く求められています。当局において、これら制度に対する当委員会における評価、ご意見、ご助言、ご提言などはその根幹をなすものと考えております。

改めまして、委員の皆様からの忌憚のないご意見や助言、提言をいただきたく、再度お願い申し上げて、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

これより議事に入らせていただきますが、これより先は鈴木委員長に進行をお願いしたいと思います。鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

本日はご出席いただきましてありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりとなっておりますが、概ね11時半頃の終了を目途に進めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、「発注工事の総括及び落札率の推移について」を事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。経理課長の猪飼でございます。

資料1ページの「発注工事総括表」をご覧ください。本日の委員会において審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和3年度下半期と令和4年度上半期の12か月間に契約した、設計金額が税込み250万円を超える工事となっております。

総括表は、一番上の表が12か月間トータルの数字、真ん中の表が令和3年度下半期、一番下の表が令和4年度上半期となっております。本日は、一番上の表について説明してまいります。

今回の対象期間に契約した件数は224件で、当初契約金額は108億782万円であり、平均落札率は91.85パーセントとなりました。前回と比べますと、件数で23件、金額が40億8,600万円増えております。金額が昨年度の1.6倍と大きく増えておりますが、これは青山浄水場の更新工事が開始され、この1年間に構内水管の耐震化工事や受変電設更新工事などの3億円を超える大きな工事の発注が数多く行われたことによるものです。

平均落札率については前回よりも0.53ポイント上昇しておりますが、これはダンピング受注の防止のために国が最低制限価格の算定水準を引き上げ、地方自治体にも同様の改正をお願いしてきたことで、その結果最低制限価格が上がり、局発注の大部分を占める配水管布設工事の落札額が最低制限価格と同額となる傾向から、落札率が上昇したものと考えております。契約方式別の内訳は記載のとおりですが、その下の令和3年度下半期、令和4年度上半期の表と併せて、のちほどご覧ください。

次に3ページをお開きください。こちらは、水道局における発注件数と落札率の推移になります。上段は、平成27年度からの上半期・下半期の契約件数を棒グラフで、落札率の推移を折れ線グラフで表しています。ページ中ほど以降は、主な入札改革を時系列で記載しております。

入札改革につきましては、平成14年に公正取引委員会から新潟市発注の下水道工事や建築工事で官製談合があったと認定されたことで、平成15年に市とともに透明性、競争性の

確保を目的に入札契約制度の改革を実施いたしました。平成16年には一般競争入札の範囲を拡大するとともに、現委員会の前身となります入札監視委員会を設置し、局の行う入札方法や制度について意見等を頂戴し、入札制度の参考とするようになりました。その後、予定価格や最低制限価格を事前公表から事後公表に変更。また、電子入札の完全実施やさらなる一般競争入札の拡大など、積極的に入札制度改革に取り組んでまいりました。

落札率については、政令市に移行した平成19年度当時は約86パーセントでしたが、その後はリーマンショックなどの影響で建設業者の倒産が増えたことで、適切な利潤の確保を目的に最低制限価格を数回にわたって引き上げ、平成23年度以降は90パーセント前後で推移してきておりましたが、さらに平成26年度後半に5,000万円未満の工事について最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことで、平成27年度以降の落札率は92パーセント前後になっていました。

令和3年度は、指名競争入札で一部隣接する区の業者を指名し、より一層競争性を求めたことで91パーセント前半になりましたが、今回最低制限価格の基準を見直したことで、令和4年度は92パーセント半ばに上昇すると思われまます。

また、一番下に記載しておりますが、昨年度この委員会において、総合評価方式の入札で1者のみの場合、価格がどんなに低くても契約を締結することに対して粗悪なできあがりになる可能性もある等の意見をいただいたことを受けまして、局も市を参考にこの4月から低入札価格調査制度を導入いたしました。この制度は市もすでに導入されているため、ご存じの委員の方もいると思いますが、予定価格に一定の率を掛け、それよりも低い場合は設計書の内容を精査し、局の求める品質を確保できるかどうか調査を行う制度となっております。参考までに制度の概要を配付しておりますので、のちほどご覧ください。

以上、発注工事の総括及び落札率の推移についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまのご報告について、質問等や質疑はございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いします。特にないでしょうか。

ないようですので、続いて、苦情処理・指名停止・談合情報につきましての報告をお願いいたします。

(事務局)

私、大野から説明させていただきます。

苦情処理、談合情報についてはありませんでしたので、省略をさせていただきます。

それでは、指名停止措置を行った事案につきまして報告いたします。指名停止につきまし

ては、5ページから9ページになります。令和3年度下半期は4件で、該当事業者は7社になります。令和4年度上半期は7件で、該当事業者は9社になります。

最初に令和3年度の下半期分からご説明をいたしますので、5ページをお開きください。1番目のパシフィックコンサルタンツ株式会社及び株式会社ジイケイ設計についてです。富山市が発注した吊り橋の設計業務に関し、該当事業者の社員が令和4年1月24日に、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、これらは新潟市水道局指名停止等措置要領別表第2第5号の「競売入札妨害又は談合」に該当することから、令和4年2月18日から6か月の指名停止を行いました。

2番目のJFEエンジニアリング株式会社は、沖縄県竹富町発注の海底送水管更新工事に関し、2月13日に公契約関係競売等妨害の容疑で社員が逮捕されたことから、同要領に基づきまして、3月23日から6か月の指名停止を行いました。

3番目のセコム上信越株式会社は、国、地方公共団体が発注する群馬県内の公共施設における特定機会警備業務につきまして、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整を繰り返していたとして、公正取引委員会が事実違反の公表を行いました。これらは、別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、6か月の停止期間のところ、課徴金減免適応を受けたことから、水道局要領運用基準に基づきまして、2分の1の3月23日から3か月の指名停止措置を行いました。

次の6ページ目をご覧ください。4番目のトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社、ナカバヤシ株式会社につきましては、日本年金機構が発注する年金定期便の作成業務の入札等において、受注価格の低落防止等を図るために、他の業者と受注調整をする違反行為を繰り返して行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによります。これらも、別表第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、3月23日からトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社は6か月の使命停止措置、ナカバヤシ株式会社は課徴金減免適応を受けたことから、同要領運用基準に基づきまして、2分の1の3か月の指名停止を行いました。

次に、7ページ目をご覧ください。ここからは、令和4年度の上半期分の措置になります。1番目の株式会社メディセオは、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会が違反事実を公表いたしました。これは別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、課徴金減免適用により、同運用基準に基づきまして、令和4年4月28日から3か月間の指名停止措置を行いました。

2番目のアイサワ工業株式会社と3番目の株式会社銭高組は、近畿中部防衛局発注の岐阜

2 評価施設、これは航空自衛隊の岐阜基地の施設だそうでございます。新設、建築、その他の工事におきまして、公契約関係競売等妨害の容疑で5月10日にアイサワ工業の顧問が逮捕されました。銭高組につきましては、元支店長が5月31日に競売入札妨害及び完成談合防止法違反の疑いで起訴されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当し、アイサワ工業に対しましては6月1日から、銭高組につきましては7月1日からの6か月の指名停止措置を行いました。

4番目の株式会社小林工務店は、本社発注の中之口地内の下水道工事におきまして、5月9日に作業員がバックホウのキャタピラーに左足首を踏まれ、骨折する事故が発生いたしました。これらは、別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、7月1日から2週間の指名停止措置を行いました。

続きまして、8ページをご覧ください。5番目の株式会社金由建設は、本市発注の鳥原地内の側溝布設工事におきまして、6月10日に昼休憩で作業員及び誘導員全員が不在の間に、張ったままになっていた水糸に歩行者の足が引っかかり、転倒し負傷する公衆損害事故が発生いたしました。このことは、別表第1第5号の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当することから、7月22日から1か月の指名停止措置を行いました。

6番目の株式会社浅沼組は、千葉県市川市発注の学校の校舎取り壊し工事におきまして、7月26日、社員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当することから、8月29日から6か月の指名停止を行いました。

7番目の、株式会社長生園、株式会社新潟造園土木、株式会社小林造園は、本市発注の鑑西2丁目地内の街路樹支障枝剪定工事におきまして、送電線設置者との事前協議及び危険防止のための必要な措置がなされておらず、9月3日、二次下請け業者である株式会社小林造園の作業員が剪定作業終了後に、高所作業車を後方格納する際に高所作業車のバケットが送電線に接触して、バケットに乗っていた作業員が感電死。1名が死亡、1名が意識不明となる契約関係者時期が発生いたしました。これら別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、9月29日から1か月の指名停止を行いました。なお、意識不明となった方はその後、職場復帰されたそうです。

本日は、以上11件の報告になります。次の9ページには、ただいま報告いたしました事案の指名停止の根拠となっています、指名停止措置要領の別表を抜粋したものをお付けいたしましたので、のちほどご覧ください。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。ただいまのご報告について、質問等はございますでしょうか。

特になければ、続いて、抽出による工事案件の審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

はじめに、本日審議を行う事案については、案件の抽出を担当いたしました私から抽出理由等を説明いたします。資料の11ページをご覧ください。順番に抽出理由等について申し上げます。

1番目が上半期36番、管老幹4第2号の案件ですが、こちらについては申請者が19社の内18社が辞退・棄権したということで、その理由を知りたいということが理由です。2番目の上半期の58番の案件は、申請者2社の内1社が辞退・棄権したという理由を知りたいということです。3番目の上半期62番の案件は、申請者が2社と少なく落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。上半期の67番の案件については、申請者が1社で、落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

続いて、指名競争入札から3件です。上半期の1番の案件は、無効が6社と多く落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということ。2番目の上半期の16番の案件は、辞退・棄権が6社で無効が2社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。3番目の上半期の22番の案件は、辞退・棄権が4社で無効が6社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

随意契約から2件選びました。上半期の7番の案件は抽出金額が高い工事ですので、抽出いたしました。上半期15番の案件は、撤去工事が随意契約とされた理由を知りたいということで選びました。

それでは、これらの抽出した案件について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。はじめに、制限付一般競争入札の事案について事務局から説明をお願いいたします。
(事務局)

それでは、鈴木委員長に抽出していただきました、制限付一般競争入札の案件について説明させていただきます。

まず、一般競争入札においては予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者と契約をいたします価格競争方式と価格と企業の技術力を総合的に評価して、点数が一番高いものを落札者に決定する総合評価方式の二つの方式を採用しております。今回抽出していただいた1番、2番、4番が総合評価方式での入札、3番が価格競争方式での入札となります。

それでは、1番の案件から説明をいたします。13ページをお開きください。4の①のインデックスのところです。管路課発注の工事番号「管老幹4第2号 配水幹線布設工事」になります。施工場所は西区小針2丁目地内で、大堀幹線の西新潟市民会館前の市道になりま

す。令和4年7月4日に開札し、総合評価方式による評価を行い、その後落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで7月13日に契約を締結いたしました。予定価格は6,766万円に対しまして落札金額は6,150万円であり、落札率は90.9パーセントとなります。

次の14ページには工事概要を記載いたしましたのでご覧ください。配水幹線は、浄配水場を起点とする配水系統において、各給水ブロックへの水輸送や配水ブロック間の水の相互融通をする重要な管路となります。本工事は、青山浄水場系の老朽化した配水幹線の更新、耐震化を目的に水道管を更新する工事となります。

次の15ページが入札公告となります。入札参加資格等につきましては、入札公告、下から五つ目の項目、格付または評点、その下の営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度の新潟市水道局入札参加資格者名簿の土木一式工事で、格付はS、AまたはBランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有すること。さらに、その下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があることといたしました。この工事は、一番下の備考欄に記載しています、4月1日より、施行した低入札価格調査実施要領に基づき、低入札調査基準価格を設定する旨を併せて公告いたしました。

次に入札結果ですが、次の16ページの入札契約結果詳細をご覧ください。鈴木委員長からは、申請者19社の内18社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。札入れ業者は1者であり、予定価格以下での入札であったことから落札となりましたが、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

辞退理由として、最も多かったものが「コスト比較をしたところ、受注できる可能性が低いと判断し、受注意欲がわかなかった」という理由でした。この工事の特徴といたしましては、昼間の交通量が極めて多いため、すべて夜間工事となり、特に交通規制に配慮が必要であること。近隣には小学校や総合病院があり、沿線には大型店舗が並び、それらへの対応が必要であること。地形的に低地であるため、地下水が高く施工性が悪いことなどの理由から施工の難易度が高く、経営判断から辞退に繋がったと考えられます。18ページには評価結果を、19ページには契約書の写しを、20ページには評価調書を添付してあります。

続きまして、2件目の案件に移ります。資料の23ページ、抽出事案説明書②をご覧ください。計画整備課発注の青山浄水場の「計青施4第103号 薬品注入整備更新工事」になります。令和4年8月1日に開札し、総合評価方式による評価を行い、落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで、8月10日に契約を締結いたしました。予定価格は4億98万円に対しまして、落札金額は3億8,800万円であり、落札率は96.76パーセントとな

りました。

次の24ページは、工事の概要になります。令和3年度より事業を開始いたしました「青山浄水場施設整備事業の更新計画」に基づき、既存の薬品注入設備を更新する工事です。浄水場で使用する薬品は処理水の凝集やペーハー調整、さらに消毒にも使用されていますが、これらの設備は浄水処理を行ううえで必要不可欠な設備となります。

次の25ページが入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から3つ目の項目、格付または評点、その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているものとし、営業拠点は日本国内に本社、本店を有する者としてしました。また、稼働後の不測の事態に備え、24時間体制で維持管理ができ、かつ2時間以内に修理復旧に着手できる者と条件を付けました。さらに、一番下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、上水道施設におけるPAC注入設備など、記載のいずれかの設備で設計かつ据付工事の実績がある者としてしました。また、当案件も低入札価格調査対象案件としております。

次に、入札結果ですが、27ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、申請者2社の内1社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。浄水場は水道水を作っていますので、これらの薬品を絶えず送り続けながら更新を行う必要があります。工事の施工にあたっては既存設備を熟知していることはもちろん、監視制御システムとの関連についても理解が必要となり、手間と時間がかかるうえリスクが伴います。そのことで、新しい業者が工事を受注するには比較的ハードルが高い工事といえます。結果的には、この工事は既存設備を設置した業者によって受注されており、辞退した業者は入札参加の意思を示したものの、その後ほかの工事を受注したため、技術者の確保ができなくなり辞退に至ったものです。

28ページの評価結果をご覧ください。残りの1者が予定価格以下の入札であったことから落札となりましたが、結果的には1番と同様に技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

29ページから31ページには、契約書と総合評価に関する評価調書になりますので、のちほどご覧になってください。

続きまして、33ページ、3件目の案件について説明をいたします。浄水課発注、阿賀野川浄水場の「浄阿施4第7号 ろ過池1～4号排水扉更新工事」になります。令和4年8月23日に開札し、落札候補者を決定後、資格審査を行ったうえで8月29日に契約を締結いたしました。予定価格3,825万円に対し落札金額は3,800万円であり、落札率は99.35パーセントとなりました。

次の34ページには、工事概要を記載しています。この工事は、ろ過設備における排水扉の制御機能及び止水性能が低下しているため更新を行うものです。

次の35ページが、入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から五つ目の項目、格付または評点。その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているもので、営業拠点として市内に本社、本店、支社、支店、営業所を有するものいたしました。

下から3番目の実績要件としては、平成19年4月1日以降、上水道施設における電動制水扉300×300ミリ以上の設置工事または更新工事の元請実績がある者といたしました。この工事に設置する扉が700×700ミリの大きさであるため、実績条件は半分の規模の実績としています。

次に、入札結果ですが、36ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。委員長からは、「申請者が2社と少なく、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。今回交換する扉の価格は見積価格を採用しており、この機器費が工事費全体の40パーセント弱を占めております。機械器具設置工事では特殊な仕様が多く、設計する際には業者からの見積を基に設計している場合が多くあります。それらの金額は、発注時に設計関係書類の中で明示、公表していることから、業者が予定価格に近い工事費を算出することが可能で、その積算額で札入れしたものと考えられます。

参加申請業者数が少ないのは、仕様の扉の制作には下請け業者に発注する必要があり、コスト比較したが割高になり、受注できる可能性が低いため、参加申請が少なかったと推測されます。

37ページは、契約書の写しとなります。

続きまして、4件目の案件について説明をいたします。資料39ページの抽出事案説明書④をご覧ください。計画整備課発注の「撤4第101号 月潟他取水施設撤去工事」設計・施工一括発注いわゆるDB方式となります。令和4年6月22日に公告し、予定価格を事前公表いたしました。同年9月14日に開札し、総合評価方式による評価のうえ、9月16日に落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで9月27日に契約を締結いたしました。事前公表の予定価格4億3,909万円に対し、落札金額は4億3,900万円であり、落札率は99.98パーセントとなりました。

次の40ページは工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この業務は、月潟浄水場の浄水施設、取水施設、中之口・潟東浄水場の取水施設、旧巻浄水場の取水施設の設計施工一括発注方式にて撤去するものです。

設計施工一括発注は、当水道局が公表した金抜設計書を基に入札参加者が積算するもので

はなく、入札参加者が入札公告資料から施工方法などを検討し、価格を見積もり、入札に参加する方式となります。

水道局では初めての試みになり、受注者がもつ技術を活用して、コスト縮減、工期短縮、また設計内容を熟知していることによる高精度・高品質が期待できる点、さらに設計・施工の責任所在も明確になるなどメリットが多く、全国の事業者で近年採用されている方法です。

次の41ページが入札公告になります。入札方式は総合評価方式を採用し、予定価格については全国の先進都市の事例を参考に予算内で実施するため、事前公表といたしました。

この事案については、単体企業のほか特定共同企業体、いわゆるJVでの入札も認めています。参加条件としては、下から四つ目の項目、単体企業または特定企業体の代表者は土木一式工事のSランクに格付けされている者とし、その共同企業体の構成員はSからBまでを対象とし、また営業拠点はすべて市内に本社、本店を有するものとし、地元企業優先の要件としました。

実績要件といたしましては、下から2番目、単体企業または特定共同企業体の代表者は河川区域での工事となることから、平成19年4月1日以降に河川構造物工事の実績がある者といたしました。

技術提案として、河川管理者との協議や、安全かつ確実に工事を完了させるための設計・施工計画また取水施設・浄水施設撤去工事における安全対策と周辺環境対策についても提案を求め、実施いたしました。

次に、43ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、「申請者が1者で、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。

申請者が1者であった理由といたしましては、工期が令和7年度末までと長期間であるにもかかわらず、今回の予定価格が5億円未満と、一般的なDB方式による事業費10億円以上で実施されていることが多いことに比べ、今回の規模が小さいこと。また、工期が長期間で、技術者がその間拘束されるため、技術者の確保が難しいこと。さらに、河川管理者との協議も必要で出水期には施工ができないなど、制約が大きいことなどが敬遠されて、事前に予定価格が公表されたものの先行きが不透明な部分が多く、収益・採算性について見通しを立てづらいことから、積極的な入札参加に至らなかったものと推察されます。

落札率99パーセントについては、予定価格を事前公表したことから、事業者が水道局で初めて実施するDB方式で不透明な部分が多く見通しが立てづらいことから、ほぼ満額での応札になったものと思われます。

44ページから47ページにかけては評価結果、契約書の写し、評価調書になります。こ

の案件も、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。以上で制限付一般競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、制限付一般競争入札の4点について、ご質問等はいかがでしょうか。

(切替委員)

切替です。よろしくお願ひします。②番の案件ですけれども、条件の中に24時間体制の設備の維持管理を行うこととあって、あまりそういうことがないのかと思うのですけれども、この案件に関して24時間の体制が必要だということは、やはり薬品を使うだとか危険性が高いとかそういった理由なのかと推測しているのですけれども、こういうことが条件になる緊急時の対応や24時間体制でないと条件に当てはまらないとか、そういうことはけっこう多いことなのか。それと、24時間体制を有している事業所は多いものなのか。少しそのあたりをお聞きしたいと思いました。

(事務局)

計画整備課の星野です。まず、24時間体制を条件としたものにつきましては、薬品注入設備ということで浄水処理に不可欠な設備です。PAC、次亜、苛性、これらの注入が止まるということは、浄水処理をストップするという状況になりますので、最悪の場合は給水停止というところにもつながりかねないという重要な設備でございますので、きちんと工事として機器を入れていただくということと、納入した以降、実際に設備が稼働している中でもメンテナンス体制が整っている業者をとということで選定させていただいています。

実際に、浄水場の事故については数年に1回というところで発生しておりますが、配水に影響ない形で対応しているところでございます。

(切替委員)

ありがとうございます。こういうことができる業者は、全体としては少ないものではないでしょうか。

(事務局)

具体的に何社いるかお答えできませんが、設備を設置、納入できる業者で、あとは24時間ということもありますけれども、設備を熟知している業者であれば、国内の本社、本店だけでなく、市内の水道関係の設備の修理対応をしている業者であれば可能ではないかと思ひます。以上でございます。

(切替委員)

ありがとうございました。

(津野委員)

津野と申します。今の質問と関係するのですけれども、先ほどの辞退の理由が1者になった理由は、新しい業者が入札するのは非常にハードルが高いというような回答だったので、そういう動きがあるのかというところで質問をさせていただきたいと思います。

(事務局)

引き続きですけれども、設備の重要性というところと、あと補足させていただきますと、今回は設備更新ということで、浄水場の制約条件として別のところに新しい設備を設置するのではなく、建物の制約関係で、既設のこの写真に示した場所に稼働しながら新しいものを、また脇に付けていくという相当の制約条件があって困難性があるというところで、このような水道施設の工事を経験していない設備、業者としては難しいと判断されたのではないかと思います。

(津野委員)

ありがとうございました。

(富山委員)

今の案件ですけれども、こちらの薬品注入設備というのは何年前に設置されて、何年に1回更新をされていて、何年間持つものなのですか。

(事務局)

これは、平成の初期です。平成2年、3年というところで、薬品注入設備については局として30年くらい更新できると考えておまして、30年経ったということで今回、更新工事を実施するものです。

(富山委員)

そうすると、この設備は30年持つということですか。

(事務局)

基本的な消耗品等は定期的に交換して行って、大規模な更新を30年と考えています。

(富山委員)

いつも言っていることですがけれども、結局既存設備を設置した業者がまた更新をするということで、トータルで考えると結局そうなるので、設置の段階から設備の更新なども全部含めた形で、最初から入札するような方式にすると水道局のコストも減って、事業者としても安定した事業になるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。そういうやり方もあるかと。ただ、期間も長いものだからなかなかかかる、その設定も難しいところもあるのかもしれませんが。

ほかにどうでしょうか。

(富山委員)

①ですけれども、15ページの備考のところ、積算疑義申立対象案件ですとありますけれども、そうではない理由というのはどこにあるのか教えていただければと思います。

(事務局)

疑義案件というのは、水道局の発注する土木工事と舗装工事と造園工事については設計書の元となる、積算基準みたいなものがしっかり出ていますので、入札が終わったあとに予定価格を一旦公表しまして、自分たちのやった積算と合っているかどうか。もし違うようであれば、積算内容の確認や疑義の申立てを行い、もう一度設計内容を水道局に確かめてもらう制度になっております。工種については、先ほど申し上げた3種類を対象としております。

(鈴木委員長)

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

私から1点。4番目の案件を少し聞き漏らしましたけれども、事前に予定価格を公表して設計から予定してもらうという工事内容だということで、今回初めての導入ということでお聞きしたのですけれども、こういうやり方というのはどういう工事の場合に方式を適用しようと考えているのか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

当局としても初めてというところで、今後どういった工事、事業に適用していくかというところは、今回を踏まえて検討していきたいと思いますが、浄水場を新たに新設するというような大規模で、事業費の大きい工事に適用しているようです。当局として今後どうしていくかというところを今回の工事を検証し、検討していきたいという段階でございます。

(鈴木委員長)

この方式を採るメリットはどんなところにあるのかという。そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

発注する側としましては、当然、設計と施工を一括でやっていただくということで、より実績に優れた民間の業者の提案も含めて、工事に反映できるのではないかとということもありますし、先ほどありました、全体、詳細設計と工事の期間を含めた工期の短縮だったりということも期待できるのかと思っております。

(鈴木委員長)

この方式だと、結局価格競争ではなくて、技術力の競争をしてもらうという観点で捉えら

れるかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そういうことになると思います。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(津野委員)

今の質問と関連になるのですけれども、一括発注方式というのは、こちら水道局は初めてということで、新潟市はほかに全体でやっていたらっしゃるのですか。

(事務局)

具体的に詳しいことは分かりませんが、古町の西堀ローサの工事で行ったと聞いております。工事の詳細はよく分からないところです。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。あとはどうでしょうか。ほかになればよろしいでしょうか。

続いて、指名競争入札に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次に、指名競争入札の事案についてご説明いたします。資料の49ページ、抽出事案説明書⑤をご覧ください。こちらは、維持管理課発注の工事番号「撤4第11号 配水管撤去工事」になります。

施工場所は、中央区大島地内になります。令和4年5月12日に開札し、翌日13日に契約いたしました。予定価格721万円に対しまして落札金額は715万円であり、落札率は99.17パーセントとなりました。

次の50ページは、工事概要を記載しましたのでご覧ください。写真でも分かるとおり、住宅街に建柱するに支障となる民有地にある配水管を撤去する工事になります。

次の51ページから53ページまでは入札通知書になり、新潟市電子入札システムを介して指名業者へ電子メールで送付されます。

続きまして、54ページ、55ページは入札契約結果の詳細となります。この案件につきましては、「無効が6社と多く、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、局で設計書を確認いたしました但誤りはないことから、積算の段階で局と業者側での積算の考え方に違いがあり、それにより無効が多く発生したものと思われま

す。落札率99パーセントについては、通常、新しい水道管の埋設と古い水道管の撤去は一つの工事として発注されますが、工事によっては一緒にできず分けて発注する場合があります。

この案件は、50ページの写真にもあるとおり、新築の住宅に近く、家屋への被害がないように慎重に行わなければならない工事です。それと、東北電力電柱移設工事と工程調整を行うことや、家屋調査費も必要なことから、これらの要素も加味され入札額に反映したものであると思います。56ページには、契約額の写しを付けております。

次に、資料57ページ、抽出案件説明書⑥をご覧ください。浄水課発注「浄満営4第4号活性炭溶解槽1号攪拌機点検修理工事」になります。施工場所は、秋葉区にあります満願寺浄水場構内になります。令和4年8月8日に開札し、積算疑義対象案件ではないことから、同日に契約いたしました。積算疑義とは、公表した予定価格に対して、設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を開札日の翌日の午後1時まで受け付ける制度で、先ほど申し上げたとおりで、土木一式、舗装、造園の工事で適用されております。

予定価格は498万円に対し、落札金額は489万円であり、落札率は98.19パーセントとなりました。

58ページには、工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、局で定める自主点検サイクルに基づき、安定した攪拌能力を保持するため、活性炭溶解槽1号攪拌機の分解点検を行い、ギャオイルやベアリング等の消耗品の交換を行うものです。

59ページから61ページは、入札通知書になります。

62ページから63ページにかけては、入札契約結果の詳細となります。

この案件については、辞退・棄権が6社、無効が2件あり、落札率が98パーセントと高いので、経緯を知りたいとの理由で抽出していただいております。

このような設備の工事では、機器費や材料費は特殊なため、設計する際に業者からの仮見積もりを取り、その価格を参考に積算し、設計書を作成いたします。3者の見積もりをお願いしましたが、2社は修理に必要となるモーターの納期に10か月を要し、工期に収まらないものとなっていました。現在は、新型コロナウイルスの影響による機器の調達が困難な状態であることから、工期を守れないと判断し、辞退を選択した業者が多くなったものではないかと思われれます。

この工事の設計積算にあたっては、見積もり徴収業者の内、唯一モーターの納期が工期内に収まった見積額を設計積算に採用した結果、その業者が落札したことから、落札率が98パーセントと高くなったと推測されます。

64ページは契約額の写しになりますので、のちほどご覧ください。

次に65ページ、抽出案件⑦西蒲営業所発注の工事番号「撤4第4号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、西蒲区の竹野町地内 巻北小学校敷地内になります。令和4年8月25日に開札し、翌日落札者を決定し、26日に契約いたしました。予定価格は733万

円に対し落札金額は720万円であり、落札率は98.23パーセントとなりました。

次の66ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、経年基幹管路廃止計画に基づき、通水を停止している口径500ミリの水道管を撤去するものですが、この水道管は巻北小学校敷地内を横断しており、掘削による撤去が困難であるため、グラウト材注入による水道管を地中に残す方法で廃止を行う工事です。

67ページから69ページは、入札通知書になります。入札結果については、次の70ページから71ページにかけての「入札・契約結果詳細」をご覧ください。

この案件については、「辞退・棄権が4社、無効が6社あり、落札率が98パーセント高いので、経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、先ほど説明をした5番の工事と同様に誤りがないか、局で設計書を確認いたしましたが無効がなく、これについても積算の考え方の違いで無効になったものと考えられます。

落札率98.23パーセントについては、業者により積算内容が異なりますが、各企業の利益確保の点から、諸経費など減額をあまりせずに入札した結果、結果的に予定価格に近い落札額となったものと思われます。

72ページには、契約書の写しを付けましたので、のちほどご覧ください。以上で指名競争入札の抽出事案の説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、以上3件についてご質問等がございますでしょうか。

(津野委員)

今の⑦の抽出案件です。配水管撤去工事で撤去は難しいということで、そのような工事となったという説明だったのですけれども、このような撤去が難しい工事というものはけっこうあるのでしょうか。

(事務局)

管路課の中山です。撤去の難しい工事はあるかということですが、まずは、ほかの占用物、ガス管とかそういうものはうちの直近上位、真上にあったり、近接していたりするとそれらを破損してしまう可能性があるため、そういう場合は取ることができません。その場合、道路管理者の許可を得て、中にモルタルやアスファルトみたいなものを詰めて陥没しないような対応をして、それで完結というような形をとっています。概ね、何かの下にあたり、そういうときに撤去できないと判断いたしております。それは我々が判断するのではなくて、それを道路管理者と調整して判断していただくという形になっております。

(鈴木委員長)

ほかにどうでしょうか。

(切替委員)

切替です。お願いします。⑤と⑦の無効の件数が6件くらいずつあって、それが全部同額で、先ほどもご説明をいただいて、もう一度よく調べただけけれども特に間違いがなかったということですが、全く同額で出されるということがどちらも、それも下回っているということは、何か大きなものがこちらの水道局の予定していたものとすごく違うということなのか、何かぴったり同額というところが私は理解ができなかったのも、何かこういうことになる理由があるのか。決定したところは、そこから違う金額になっているので、どちらもそうですけれども、少しの差ではなくてやはり数段違うみたい。どちらもそういうふうに見えるのですけれども、何かそこら辺のところがよく分からなかったのも教えていただければと思います。

(事務局)

水道局が多く発注いたします配水管の布設工事という、土木一式の工事になるのですけれども、そのものにつきましては設計書や指針みたいなものは外部に公表されております。

業者のほうもしっかりと積算していますので、予定価格を出して、そこから最低制限価格を考えて、取りたい業者は最低制限価格で入札してくるという傾向があります。局の最低制限価格と業者が入札してきた最低制限価格について、どこか違いがないのかというところ、いろいろ、担当部署に精査していただいたのですけれども設計書に間違いのないことから、業者とうちのどこが違っているか不明であったため、結果的には考え方の違いではないかという結論になりました。

(切替委員)

詳しい説明をいただいてありがとうございました。

(富山委員)

2点ありまして、1点目は水道管の撤去と設置ですけれども、撤去は撤去、設置は設置でやると、やはり金額も非常にかかりますし、世の中の的にも道路が非常に混雑するわけで、これを一緒にやるような改善策はないのでしょうかということが1点目です。

2点目は⑥の件ですけれども、見積もり3者の選び方の基準みたいなものがあれば教えていただければと思います。

(事務局)

管路課の中山です。一つ目の質問ですけれども、まず水道管を今撤去するには、お客様が水を飲んでおります。その水を極力止めないようにして工事をしなければいけませんので、今、新潟市水道局では、仮設管というものを30センチくらいの深さに入れて、そこで仮に

お客様に水を飲んでもらって、うちの管も入れていく。撤去したら入れていくという方法が一つ。それと、仮設管を入れないでうちの新しい管を入れて切り替えてから、古い管を撤去するという2種類の方法があります。これは、どうしてもその場所の断水する時間帯とか、あとはほかの占用物。先ほど言いましたガス管とかの状況を見据えて、どちらかの方式を採っております。一般的には、仮設管でお客様に水を飲ませて、そのあとで切り替えるということで半日、四、五時間くらい断水が3回程度何とか入れ替えることができるというような状況になります。その二つの方法でやるもので、どうしても一緒にできないというようなことが回答となります。よろしいでしょうか。

(事務局)

浄水課の稲田でございます。⑥に関しまして、見積もり業者の選定に関してですけれども、浄水場としては、やはり専門的な機械の点検、更新という観点から、とりあえず専門知識のあるところ、技術力のあるところを、まず第一に考えております。

続きまして、私ども新潟市に関しては6浄水場ありますが、6浄水場それぞれ個々の特徴がございます。そういったところで、浄水場のそういった特徴を踏まえた知識やそういったものを捉えてある業者を、とりあえず選定してございます。よろしくお願いたします。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、次に移りますが、よろしいでしょうか。

最後に、随意契約の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、随意契約について説明をいたします。資料の73ページ。抽出事案説明書⑧をご覧ください。計画整備課発注の工事番号「計青施4第102号 監視制御設備機能増設工事」になります。施工場所は、西区の青山浄水場構内です。契約業者は、昱工業株式会社になります。令和4年7月8日、見積もり合わせを行い、同日付けで契約いたしました。予定価格は2億9,713万円に対しまして、落札金額は2億9,445万円になりました。落札率は、99.10パーセントとなりました。

次に、74ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、青山浄水場施設整備事業で実施されるほかの工事の施設更新に併せ、中央監視制御設備の機能増設を行う工事となっています。

監視制御設備の機能増設は、新たに整備する配水ポンプ設備、受変電設備、薬液注入設備の更新の際に正常に制御できるよう、既存の監視制御システムを改良するものです。

75ページが、随意契約を行った理由を記載した「随意契約依頼書」になります。随契理

由といたしましては、現在使用している設備は株式会社日立製作所製であり、関連工事の切り替えにあたっては、本監視制御システム全体の影響を考慮した機能増設や試験調整を行う必要があり、その仕様と機能を知りうる製造業者の技術員でなければ難しいことから、株式会社日立製作所の特約店であり、県内で唯一必要な技術員を配置することができることから契約いたしました。

この案件は、「契約金額が高い工事なので」という理由で抽出していただいています。

この工事は、機能増設を行うにあたり既設設備の改造を行う独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費の内、機器費の占める割合が約90パーセントと高いことから、企業努力で入札額を下げるのが難しいため高額になってしまったと考えております。

76ページには見積通知書、77ページには入札・契約結果詳細。次の78ページに、契約書の写しを付けておりますので、のちほどご確認ください。

なお、昨年のおきまして、委員の方から、このようなケースで2号の条項を使うことについて適切なかどうか。その根拠を示してほしいとの要望がございましたので、本日、配付資料の中にその根拠となるものを抜粋して付けております。

水道局は、市のガイドラインを準用し、該当するものに対し随意契約を行っておりますが、その元となる国からの通達も併せてお配りしておりますので、こちらものちほどご確認ください。ガイドラインの該当する部分につきましては、黄色いマーカーをつけてありますので見ていただければと思います。

続きまして、抽出案件の最後となります。資料79ページの抽出事案説明書⑨をご覧ください。維持管理課発注の工事番号「撤4第1号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、中央区紫竹山3丁目地内です。契約業者は、株式会社坂詰組新潟営業所になります。令和4年8月5日に見積もり合わせを行って、同日に契約をいたしました。予定価格1,202万円に対し、落札金額は1,180万円になりました。落札率は98.17パーセントとなっております。

次の80ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。

この工事は、北陸地方整備局の直轄事業となる、紫竹山インターチェンジから寄居町までの全長約5.6キロメートルにおよぶ都市計画道路万代島ルート線の整備において、現在進行中の栗ノ木道路事業と紫竹山道路事業の整備に既設配水管が支障となるため、指定された期間内に配水管を撤去するものです。ご承知のとおり、紫鳥線と栗の木バイパスの交わる箇所は車線が輻輳し、極めて交通量が多いことから、撤去工事においては工程調整のほか、交通規制をはじめとする現場管理が非常に重要となります。

この案件については、「撤去工事が随意契約とされた理由を知りたい。」との理由で抽出していただきました。

81ページが、随意契約をした理由を記載した「随意契約依頼書」になりますが、この工事は支障となる口径700ミリの配水管を撤去する工事で、新潟国道工事事務所より求められている、令和4年9月末までに一部撤去を完了する必要があることから、現場に精通している栗の木および紫竹山道路事業の道路改良工事受注者である坂詰組と契約しています。

次の82ページから84ページにかけて、見積通知書、入札・契約結果詳細、契約書の写しになりますので、のちほどご覧ください。

水道局で結ぶ一者随意契約については、⑧の工事の随意契約理由書でも触れましたけれども、製造業者独自の技術が必要であり、設計書を作成するにあたっては、契約予定業者から仮見積書を徴収し、それを元に設計金額を計算することになります。特に、設備系の機器費以外の部分については、水道局では国や県などが示す積算基準に基づいて設計しておりますが、民間事業者では独自のコスト計算に基づき積算をする場合があります、結果的には見積額が局の設計金額より高くなる場合があります。そのため、見積もり合わせで、契約予定者が金額を落として見積書を提出しても、局の設計金額が相手の仮見積書より安く設定しているため、結果的には落札率が高くなってしまうと思われます。

また、見積もり合わせにおいては価格交渉を行います。が、値引き交渉が難しく、やむを得ず落札率が100パーセントに近い、高めの落札率となることもあります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。以上2件について、ご質問等はございますでしょうか。私から今回抽出しまして、通常は随意契約だとそもそも基本となるシステムが採用されて、その点検や整備や交換ということになるとどうしてもその業者に頼らざるを得ないということは分かるのですが、今回は撤去工事だったものですからどうしてかと思い抽出いたしました。

この水道管というのは配水管撤去工事ということで、もう使用を中止している管なのですよね、多分。単に管を撤去するだけみたいな工事をイメージすればいいのでしょうか。

(事務局)

維持管理課の山岸といいます。この工事につきましては、事前に700ミリを工事概要のところにも丸で囲ったところにも書いてあるのですけれども、ちょうど栗ノ木バイパスの丸で書いてあって、左側ですか。DIP700と書いてありますけれども、見えますでしょうか。そちらの管をもう事前に入れておまして、そこを運用している関係上、今の撤去工事ができるような状況となっております。

(鈴木委員長)

そうすると、道路工事をやっていて、その中に余計な古くなった管があって、単にそれを撤去するだけというイメージなわけですね。そうすると、こういう場合でも水道局で発注しなければいけないのかとそんな疑問を思っただけ。いらぬものだったら、もうそちらで好きにやってくれというふうな扱いのほうがもしかしたら安いのかと思ったものですから、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

管につきましては、水道局の財産になりますので、これはどうしてもむやみやたらに知らないところに撤去されると困るということもありますので、その辺で水道局が目を通して撤去していただくということが基本になっております。

(鈴木委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(大野委員)

今の委員長の⑨の工事に関しまして、⑦の工事と比較しますと、⑦の工事は指名競争入札で配水管撤去工事になっていまして、今の⑨の工事も配水管撤去工事、今度ここは随意契約になっている。契約金額を見ますと、⑦の指名競争のほうが700万超。逆に、⑨の随意契約になっているほうは1,200万円くらいということで、同じ撤去工事ですけれども、一方は低水準の契約額で指名競争して、⑨はそれよりも高いから契約は行わずに随意にしているということが、市民目線から見ると論理的に矛盾しているのではないかと思ひまして質問をさせていただきます。

(事務局)

通常、撤去工事は指名競争や一般競争入札でするところですけれども、⑨につきましては、国から、工事の都合上9月末までに撤去してくれという依頼で、間近になって指示がありましたので、指名競争なり一般競争入札をする時間がなかったもので、こちらについては仕方なく随意契約というようなことになっています。

(大野委員)

そうした場合、81ページの随意契約の該当情報は6号ではなくて、5号になるのではないのでしょうか。追求性を要するというので。

(事務局)

本日、市のガイドラインを付けておりますけれども、そこに今回は抽出しておりませんが、ガイドラインの中の6号という条件の中に、「他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事」という項目があり、随意契約をしてもいいというようなことになっていますので、今回の場合はガイドラインの6号というところを使わせていただいております。

5号を使うときには、本当にもう緊急性というところで、もう水が作れないとかそういうときにあとから契約するような形で、とりあえず直してくれというようなときに5号というところを使うということをしていただいています。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

あと、いかがでしょうか。

(大野委員)

⑧の工事ですけれども、従来からもういろいろ議論になっていたというか、同じようなことが言われているところですが、市民目線から見まして、3億円弱の工事で随意契約をするということは非常にあれっと思ってしまうところがありまして、75ページの理由を読みますと、なるほどと思うのですけれども、そこで二、三質問があつて、まず県内で日立特約店で技術員派遣可能な会社は、昱工業というのですか、以外にはないのでしょうかということが1点と、もう1点は、3億円の工事というのはけっこう大きな工事だと思うのですけれども、これは特殊性が非常に強いので、県内の業者に限るということが果たしていいのかどうかということを疑問に思いまして、質問させていただきたいと思います。

(事務局)

二つのご質問で、最初に昱工業ですけれども、ここに記載させていただいたように日立製作所の特約店で、県内で水道のこういった設備の技術員を派遣できるのは昱工業だけということを確認しております。

2番目でございますが、県内の業者で3億の工事ということでございますが、この随意契約理由にあるように、そもそも新設で監視制御設備の工事を納入していただいたのが昱工業だったということで、県内の業者ですけれども技術力を持っており設備を十分に把握している業者に機能増設を今回お願いした流れでございます。

(事務局)

あと水道局、市もそうですけれども、契約を結ぶにあたっては市の名簿に登録されていないといけませんので、そこに載っているものが昱工業だということ。あと、新潟市ですので、できるだけ新潟市の業者に発注しなさいというようなものがありますので、基本的には新潟市内の業者でできるのであれば、新潟市の業者を指名するような形をとっています。

(富山委員)

今の案件ですけれども、9割が施設で、1割はソフトウェアということですか。

(事務局)

9割が機器の材料というか機器費ということで、残りの1割が諸経費なり管理費とかというところですので、機器の部分については、材料がかかっていますので、大体工事の見積については、材料費プラス諸経費、管理費のところでは値引きをして入札額を下げるといような形をとっておりますので、今回はその中の1割程度のところでは、動きをとることが難しいというところだと思います。

(富山委員)

こういうのは、ソフトウェアの部分が今後、更新とかだんだんと増えてくると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

(事務局)

今回も機能増設と書いてあるのですが、配水ポンプや受変電設備や薬品設備の更新に併せて基本的には74ページの図面の赤い枠のところの機器のソフトをすべて改造という内容です。現状においても監視制御についてはソフトウェアで制御しております。

(富山委員)

そうすると、ソフトウェアの価格というのは言われるがままというのか、検証しようがない。「いくらかかりますか。」、「3億近くかかります。」と言われても、そうですかで終わってしまうわけですが、ここの検証の仕方は工夫されているところはあるのでしょうか。

(事務局)

私どもとしましては、見積もりをいただいたものに対して、青山浄水場で過去に実施した費用と比較したり、メーカーは違うのですが、ほかの浄水場での監視制御の新設や改造したものを参考にというところで確認しております。

(鈴木委員長)

それで努力するしかないのでしょうか。

あとはいかがでしょうか。もし、なければ以上で終わりということになりますがよろしいでしょうか。とくにないようですので、本日本日予定していた議事につきましては、すべて終了いたしました。今回の案件につきましては、特に問題はなかったかと思います。

委員の皆様には、議事運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(事務局)

鈴木委員長、皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。議事は終了させていただきましたけれども、最後に今年度をもちまして委員を退任されます方から、退任のごあいさつをいただけたらと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最初に鈴木委員長からごあいさつをよろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

6年間、どうもお世話になりました。ありがとうございました。富山委員には引き続きよろしく願いいたします。

こうやって事案を確認するのは、年に実質上1回ですけれども、もう1回は現場の見学ということで、非常にいろいろな面で実態を把握することができて、参考になったと思います。今後とも入札が適切に行われるよう努力していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、大野委員お願いいたします。

(大野委員)

6年間入札等評価委員をさせていただきまして、その前は水道局が企業会計を導入するというので、公営企業の導入支援ということでお手伝いして、それが3年くらいあったでしょう。足かけ10年近く局へお邪魔しておりまして、あまり長いと外見的に独立していないのではないかと思われがちなので、ちょうどいい機会だと思います。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、津野委員お願いいたします。

(津野委員)

どうもありがとうございました。現場の見学とか、いろいろと浄水場を見学させていただきまして、また工事の現場、大変大きな管の工事も見させていただきまして勉強になりました。また、いろいろとご苦労されているということが分かりまして、勉強になりました。なかなか、今後人件費が高くなったりして大変ではないかと思えますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、切替委員お願いいたします。

(切替委員)

6年間お世話になりました。ありがとうございました。本当に普段はできないような貴重な経験をさせていただきました。水道管の工事をしている最中を見せていただくなんてことは、普段の生活ではあり得なかったことなので、私自身もとてもいろいろな面で参考になりました。蛇口をひねれば、いつでもおいしい水道の水が出てくるのが、もう当たり前に思っていましたけれども、この6年間いろいろなことを経験させていただいて、本当に大勢の方のご尽力で、それが成り立っているのだということが本当によく分かりました。これから

も、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に退任される4名の方に対しまして、総務部長よりお礼のごあいさつをさせていただきます。

(総務部長)

お礼をさせていただきます。皆様におかれましては、6年間と長期にわたり委員をお務めしていただきまして大変ありがとうございました。皆様の在任期間におかれましては、平成27年からの10か年の経営計画に基づく浄水場の更新計画が本格化して、また基幹管路の更新など大きな工事が続いてまいりました。コロナ感染症の拡大という、想定していなかったような事業環境の変化の中においても、これら大規模工事における入札や契約での大きなトラブルもなく、また現場の工事においても大きな事故もなく、概ね順調に経営計画にしたがって各事業を進捗させていただいております。これもひとえに当委員会での評価や意見を基礎として、適切に工事発注が行われてきたこと。これに尽きるものと思っております。大変ありがとうございました。

これからさらに厳しさが見込まれる経営環境ですけれども、令和7年度からの次期経営計画の策定や財源の基礎となる現金収入をこれから考えていかなければならなくなります。こういった際に、市民の皆様からのご意見などというものが、これからの事業運営は、本当にそういうものなくしては成り立たないという状況です。皆様におかれましても、委員としての立場は離れられるわけですけれども、今後も機会を捉えて、水道事業に対して提言やご意見などをいただければ幸いです。

また、私どもからご意見やご指導を仰ぐ機会も場合によってはあろうかと思えます。そういったことがあったら、何卒今後もお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。6年間本当にありがとうございました。

簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。

令和4年度 新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日 時】 令和4年12月15日（木）午前9時30分から午前11時30分まで

【会 場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 鈴木 高志（弁護士）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 切替 敦子（公募委員）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 富山 栄子（大学院大学教授）
(※委員長を除き五十音順)

(事務局)

ただいまより、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催したいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます経理課の大野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先だちまして、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、1枚目が次第になっております。2枚目が委員名簿、3枚目が座席表になります。そのほかに、本日お配りいたします「低入札価格調査制度の導入について」と市契約課の随意契約ガイドラインを抜粋した資料と国土交通省の随意契約通達文のコピーの写しをお配りさせていただきました。よろしく願いいたします。

それと、事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料になります。お手元にごございますでしょうか。

併せて、事務局からお知らせいたします。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっております。会議録を作成する関係から、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

また、公開会議としておりますので、本日は1名の傍聴者の方がお越しでございます。ありがとうございます。また、報道機関の方には写真撮影も許可させていただいておりますので、併せてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介させていただきます。

議事の進行をお願いいたします鈴木委員長でございます。よろしく願いいたします。

次に、大野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、津野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、富山委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、切替委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者をご紹介します。お配りいたしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、担当課長7名にてご説明申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに開会にあたりまして、総務部長の倉元よりごあいさつを申し上げます。
(総務部長)

総務部長の倉元です。今年度、第2回目の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は師走のお忙しいところ、また本当にこのように足元の悪い中ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、出席の皆様がこのように会しての会議は本日が最後となりますけれども、これまで同様、本日も忌憚のないご意見をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

自然災害や老朽化した施設の破損などによる断水、これが、全国で頻発しております。本市においても、3月には電気トラブルにより長時間にわたり水が濁るなどの事故を引き起こしています。こういった事故が市民の皆様生活に大きな支障となっているという様子を見聞きするにつけ、改めてライフラインの一端を担うものとしての使命の大きさを痛感するところでございます。本市は市域が広いということもあって、6か所の浄水場と長大な水道管を有しております。現在は、これら施設の内、老朽化したものを着実に更新していくということが大きな課題となっております。人口減少社会において、給水収益が年々減少しております。こういった更新工事の財源をはじめとする課題というものは多岐にわたりますけれども、まずは、工事等の発注を適切に行って、工事品質を一定の水準に確保していくということが重要なことであると考えております。

一方、入札・契約における不祥事というものは、全国的にも後を絶たない状況です。入札・契約における透明性、公正性、競争性の確保により、市民の皆様はもちろんのこと、入札等に参加いただく工事業者の皆様からも信頼を得られる制度設計や、その運用が強く求められています。当局において、これら制度に対する当委員会における評価、ご意見、ご助言、ご提言などはその根幹をなすものと考えております。

改めまして、委員の皆様からの忌憚のないご意見や助言、提言をいただきたく、再度お願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

これより議事に入らせていただきますが、これより先は鈴木委員長に進行をお願いしたいと思います。鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

本日はご出席いただきましてありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりとなっておりますが、概ね11時半頃の終了を目途に進めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、「発注工事の総括及び落札率の推移について」を事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。経理課長の猪飼でございます。

資料1ページの「発注工事総括表」をご覧ください。本日の委員会において審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和3年度下半期と令和4年度上半期の12か月間に契約した、設計金額が税込み250万円を超える工事となっております。

総括表は、一番上の表が12か月間トータルの数字、真ん中の表が令和3年度下半期、一番下の表が令和4年度上半期となっております。本日は、一番上の表について説明してまいります。

今回の対象期間に契約した件数は224件で、当初契約金額は108億782万円であり、平均落札率は91.85パーセントとなりました。前回と比べますと、件数で23件、金額が40億8,600万円増えております。金額が昨年度の1.6倍と大きく増えておりますが、これは青山浄水場の更新工事が開始され、この1年間に構内水管の耐震化工事や受変電設更新工事などの3億円を超える大きな工事の発注が数多く行われたことによるものです。

平均落札率については前回よりも0.53ポイント上昇しておりますが、これはダンピング受注の防止のために国が最低制限価格の算定水準を引き上げ、地方自治体にも同様の改正をお願いしてきたことで、その結果最低制限価格が上がり、局発注の大部分を占める配水管布設工事の落札額が最低制限価格と同額となる傾向から、落札率が上昇したものと考えております。契約方式別の内訳は記載のとおりですが、その下の令和3年度下半期、令和4年度上半期の表と併せて、のちほどご覧ください。

次に3ページをお開きください。こちらは、水道局における発注件数と落札率の推移になります。上段は、平成27年度からの上半期・下半期の契約件数を棒グラフで、落札率の推移を折れ線グラフで表しています。ページ中ほど以降は、主な入札改革を時系列で記載しております。

入札改革につきましては、平成14年に公正取引委員会から新潟市発注の下水道工事や建築工事で官製談合があったと認定されたことで、平成15年に市とともに透明性、競争性の

確保を目的に入札契約制度の改革を実施いたしました。平成16年には一般競争入札の範囲を拡大するとともに、現委員会の前身となります入札監視委員会を設置し、局の行う入札方法や制度について意見等を頂戴し、入札制度の参考とするようになりました。その後、予定価格や最低制限価格を事前公表から事後公表に変更。また、電子入札の完全実施やさらなる一般競争入札の拡大など、積極的に入札制度改革に取り組んでまいりました。

落札率については、政令市に移行した平成19年度当時は約86パーセントでしたが、その後はリーマンショックなどの影響で建設業者の倒産が増えたことで、適切な利潤の確保を目的に最低制限価格を数回にわたって引き上げ、平成23年度以降は90パーセント前後で推移してきておりましたが、さらに平成26年度後半に5,000万円未満の工事について最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことで、平成27年度以降の落札率は92パーセント前後になっていました。

令和3年度は、指名競争入札で一部隣接する区の業者を指名し、より一層競争性を求めたことで91パーセント前半になりましたが、今回最低制限価格の基準を見直したことで、令和4年度は92パーセント半ばに上昇すると思われまます。

また、一番下に記載しておりますが、昨年度この委員会において、総合評価方式の入札で1者のみの場合、価格がどんなに低くても契約を締結することに対して粗悪なできあがりになる可能性もある等の意見をいただいたことを受けまして、局も市を参考にこの4月から低入札価格調査制度を導入いたしました。この制度は市もすでに導入されているため、ご存じの委員の方もいると思いますが、予定価格に一定の率を掛け、それよりも低い場合は設計書の内容を精査し、局の求める品質を確保できるかどうか調査を行う制度となっております。参考までに制度の概要を配付しておりますので、のちほどご覧ください。

以上、発注工事の総括及び落札率の推移についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまのご報告について、質問等や質疑はございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いします。特にないでしょうか。

ないようですので、続いて、苦情処理・指名停止・談合情報につきましての報告をお願いいたします。

(事務局)

私、大野から説明させていただきます。

苦情処理、談合情報についてはありませんでしたので、省略をさせていただきます。

それでは、指名停止措置を行った事案につきまして報告いたします。指名停止につきまし

ては、5 ページから 9 ページになります。令和 3 年度下半期は 4 件で、該当事業者は 7 社になります。令和 4 年度上半期は 7 件で、該当事業者は 9 社になります。

最初に令和 3 年度の下半期分からご説明をいたしますので、5 ページをお開きください。1 番目のパシフィックコンサルタンツ株式会社及び株式会社ジイケイ設計についてです。富山市が発注した吊り橋の設計業務に関し、該当事業者の社員が令和 4 年 1 月 24 日に、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、これらは新潟市水道局指名停止等措置要領別表第 2 第 5 号の「競売入札妨害又は談合」に該当することから、令和 4 年 2 月 18 日から 6 か月の指名停止を行いました。

2 番目の J F E エンジニアリング株式会社は、沖縄県竹富町発注の海底送水管更新工事に関し、2 月 13 日に公契約関係競売等妨害の容疑で社員が逮捕されたことから、同要領に基づきまして、3 月 23 日から 6 か月の指名停止を行いました。

3 番目のセコム上信越株式会社は、国、地方公共団体が発注する群馬県内の公共施設における特定機会警備業務につきまして、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整を繰り返していたとして、公正取引委員会が事実違反の公表を行いました。これらは、別表第 2 第 3 号の独占禁止法違反行為に該当することから、6 か月の停止期間のところ、課徴金減免適応を受けたことから、水道局要領運用基準に基づきまして、2 分の 1 の 3 月 23 日から 3 か月の指名停止措置を行いました。

次の 6 ページ目をご覧ください。4 番目のトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社、ナカバヤシ株式会社につきましては、日本年金機構が発注する年金定期便の作成業務の入札等において、受注価格の低落防止等を図るために、他の業者と受注調整をする違反行為を繰り返して行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによります。これらも、別表第 3 号の独占禁止法違反行為に該当することから、3 月 23 日からトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社は 6 か月の使命停止措置、ナカバヤシ株式会社は課徴金減免適応を受けたことから、同要領運用基準に基づきまして、2 分の 1 の 3 か月の指名停止を行いました。

次に、7 ページ目をご覧ください。ここからは、令和 4 年度の上半期分の措置になります。1 番目の株式会社メディセオは、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会が違反事実を公表いたしました。これは別表第 2 第 3 号の独占禁止法違反行為に該当することから、課徴金減免適用により、同運用基準に基づきまして、令和 4 年 4 月 28 日から 3 か月間の指名停止措置を行いました。

2 番目のアイサワ工業株式会社と 3 番目の株式会社銭高組は、近畿中部防衛局発注の岐阜

2 評価施設、これは航空自衛隊の岐阜基地の施設だそうでございます。新設、建築、その他の工事におきまして、公契約関係競売等妨害の容疑で5月10日にアイサワ工業の顧問が逮捕されました。銭高組につきましては、元支店長が5月31日に競売入札妨害及び完成談合防止法違反の疑いで起訴されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当し、アイサワ工業に対しましては6月1日から、銭高組につきましては7月1日からの6か月の指名停止措置を行いました。

4 番目の株式会社小林工務店は、本社発注の中之口地内の下水道工事におきまして、5月9日に作業員がバックホウのキャタピラーに左足首を踏まれ、骨折する事故が発生いたしました。これらは、別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、7月1日から2週間の指名停止措置を行いました。

続きまして、8ページをご覧ください。5番目の株式会社金由建設は、本市発注の鳥原地内の側溝布設工事におきまして、6月10日に昼休憩で作業員及び誘導員全員が不在の間に、張ったままになっていた水糸に歩行者の足が引っかかり、転倒し負傷する公衆損害事故が発生いたしました。このことは、別表第1第5号の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当することから、7月22日から1か月の指名停止措置を行いました。

6番目の株式会社浅沼組は、千葉県市川市発注の学校の校舎取り壊し工事におきまして、7月26日、社員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当することから、8月29日から6か月の指名停止を行いました。

7番目の、株式会社長生園、株式会社新潟造園土木、株式会社小林造園は、本市発注の鑑西2丁目地内の街路樹支障枝剪定工事におきまして、送電線設置者との事前協議及び危険防止のための必要な措置がなされておらず、9月3日、二次下請け業者である株式会社小林造園の作業員が剪定作業終了後に、高所作業車を後方格納する際に高所作業車のバケットが送電線に接触して、バケットに乗っていた作業員が感電死。1名が死亡、1名が意識不明となる契約関係者時期が発生いたしました。これら別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、9月29日から1か月の指名停止を行いました。なお、意識不明となった方はその後、職場復帰されたそうです。

本日は、以上11件の報告になります。次の9ページには、ただいま報告いたしました事案の指名停止の根拠となっています、指名停止措置要領の別表を抜粋したものをお付けいたしましたので、のちほどご覧ください。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。ただいまのご報告について、質問等はございますでしょうか。

特になければ、続いて、抽出による工事案件の審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

はじめに、本日審議を行う事案については、案件の抽出を担当いたしました私から抽出理由等を説明いたします。資料の11ページをご覧ください。順番に抽出理由等について申し上げます。

1番目が上半期36番、管老幹4第2号の案件ですが、こちらについては申請者が19社の内18社が辞退・棄権したということで、その理由を知りたいということが理由です。2番目の上半期の58番の案件は、申請者2社の内1社が辞退・棄権したという理由を知りたいということです。3番目の上半期62番の案件は、申請者が2社と少なく落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。上半期の67番の案件については、申請者が1社で、落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

続いて、指名競争入札から3件です。上半期の1番の案件は、無効が6社と多く落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということ。2番目の上半期の16番の案件は、辞退・棄権が6社で無効が2社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。3番目の上半期の22番の案件は、辞退・棄権が4社で無効が6社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

随意契約から2件選びました。上半期の7番の案件は抽出金額が高い工事ですので、抽出いたしました。上半期15番の案件は、撤去工事が随意契約とされた理由を知りたいということで選びました。

それでは、これらの抽出した案件について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。はじめに、制限付一般競争入札の事案について事務局から説明をお願いいたします。
(事務局)

それでは、鈴木委員長に抽出していただきました、制限付一般競争入札の案件について説明させていただきます。

まず、一般競争入札においては予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者と契約をいたします価格競争方式と価格と企業の技術力を総合的に評価して、点数が一番高いものを落札者に決定する総合評価方式の二つの方式を採用しております。今回抽出していただいた1番、2番、4番が総合評価方式での入札、3番が価格競争方式での入札となります。

それでは、1番の案件から説明をいたします。13ページをお開きください。4の①のインデックスのところです。管路課発注の工事番号「管老幹4第2号 配水幹線布設工事」になります。施工場所は西区小針2丁目地内で、大堀幹線の西新潟市民会館前の市道になりま

す。令和4年7月4日に開札し、総合評価方式による評価を行い、その後落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで7月13日に契約を締結いたしました。予定価格は6,766万円に対しまして落札金額は6,150万円であり、落札率は90.9パーセントとなります。

次の14ページには工事概要を記載いたしましたのでご覧ください。配水幹線は、浄配水場を起点とする配水系統において、各給水ブロックへの水輸送や配水ブロック間の水の相互融通をする重要な管路となります。本工事は、青山浄水場系の老朽化した配水幹線の更新、耐震化を目的に水道管を更新する工事となります。

次の15ページが入札公告となります。入札参加資格等につきましては、入札公告、下から五つ目の項目、格付または評点、その下の営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度の新潟市水道局入札参加資格者名簿の土木一式工事で、格付はS、AまたはBランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有すること。さらに、その下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があることといたしました。この工事は、一番下の備考欄に記載しています、4月1日より、施行した低入札価格調査実施要領に基づき、低入札調査基準価格を設定する旨を併せて公告いたしました。

次に入札結果ですが、次の16ページの入札契約結果詳細をご覧ください。鈴木委員長からは、申請者19社の内18社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。札入れ業者は1者であり、予定価格以下での入札であったことから落札となりましたが、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

辞退理由として、最も多かったものが「コスト比較をしたところ、受注できる可能性が低いと判断し、受注意欲がわかなかった」という理由でした。この工事の特徴といたしましては、昼間の交通量が極めて多いため、すべて夜間工事となり、特に交通規制に配慮が必要であること。近隣には小学校や総合病院があり、沿線には大型店舗が並び、それらへの対応が必要であること。地形的に低地であるため、地下水が高く施工性が悪いことなどの理由から施工の難易度が高く、経営判断から辞退に繋がったと考えられます。18ページには評価結果を、19ページには契約書の写しを、20ページには評価調書を添付してあります。

続きまして、2件目の案件に移ります。資料の23ページ、抽出事案説明書②をご覧ください。計画整備課発注の青山浄水場の「計青施4第103号 薬品注入整備更新工事」になります。令和4年8月1日に開札し、総合評価方式による評価を行い、落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで、8月10日に契約を締結いたしました。予定価格は4億98万円に対しまして、落札金額は3億8,800万円であり、落札率は96.76パーセントとな

りました。

次の24ページは、工事の概要になります。令和3年度より事業を開始いたしました「青山浄水場施設整備事業の更新計画」に基づき、既存の薬品注入設備を更新する工事です。浄水場で使用する薬品は処理水の凝集やペーハー調整、さらに消毒にも使用されていますが、これらの設備は浄水処理を行ううえで必要不可欠な設備となります。

次の25ページが入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から3つ目の項目、格付または評点、その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているものとし、営業拠点は日本国内に本社、本店を有する者としてしました。また、稼働後の不測の事態に備え、24時間体制で維持管理ができ、かつ2時間以内に修理復旧に着手できる者と条件を付けました。さらに、一番下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、上水道施設におけるPAC注入設備など、記載のいずれかの設備で設計かつ据付工事の実績がある者としてしました。また、当案件も低入札価格調査対象案件としております。

次に、入札結果ですが、27ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、申請者2社の内1社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。浄水場は水道水を作っていますので、これらの薬品を絶えず送り続けながら更新を行う必要があります。工事の施工にあたっては既存設備を熟知していることはもちろん、監視制御システムとの関連についても理解が必要となり、手間と時間がかかるうえリスクが伴います。そのことで、新しい業者が工事を受注するには比較的ハードルが高い工事といえます。結果的には、この工事は既存設備を設置した業者によって受注されており、辞退した業者は入札参加の意思を示したものの、その後ほかの工事を受注したため、技術者の確保ができなくなり辞退に至ったものです。

28ページの評価結果をご覧ください。残りの1者が予定価格以下の入札であったことから落札となりましたが、結果的には1番と同様に技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

29ページから31ページには、契約書と総合評価に関する評価調書になりますので、のちほどご覧になってください。

続きまして、33ページ、3件目の案件について説明をいたします。浄水課発注、阿賀野川浄水場の「浄阿施4第7号 ろ過池1～4号排水扉更新工事」になります。令和4年8月23日に開札し、落札候補者を決定後、資格審査を行ったうえで8月29日に契約を締結いたしました。予定価格3,825万円に対し落札金額は3,800万円であり、落札率は99.35パーセントとなりました。

次の34ページには、工事概要を記載しています。この工事は、ろ過設備における排水扉の制御機能及び止水性能が低下しているため更新を行うものです。

次の35ページが、入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から五つ目の項目、格付または評点。その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているもので、営業拠点として市内に本社、本店、支社、支店、営業所を有するものいたしました。

下から3番目の実績要件としては、平成19年4月1日以降、上水道施設における電動制水扉300×300ミリ以上の設置工事または更新工事の元請実績がある者といたしました。この工事に設置する扉が700×700ミリの大きさであるため、実績条件は半分の規模の実績としています。

次に、入札結果ですが、36ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。委員長からは、「申請者が2社と少なく、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。今回交換する扉の価格は見積価格を採用しており、この機器費が工事費全体の40パーセント弱を占めております。機械器具設置工事では特殊な仕様が多く、設計する際には業者からの見積を基に設計している場合が多くあります。それらの金額は、発注時に設計関係書類の中で明示、公表していることから、業者が予定価格に近い工事費を算出することが可能で、その積算額で札入れしたものと考えられます。

参加申請業者数が少ないのは、仕様の扉の制作には下請け業者に発注する必要があり、コスト比較したが割高になり、受注できる可能性が低いため、参加申請が少なかったと推測されます。

37ページは、契約書の写しとなります。

続きまして、4件目の案件について説明をいたします。資料39ページの抽出事案説明書④をご覧ください。計画整備課発注の「撤4第101号 月潟他取水施設撤去工事」設計・施工一括発注いわゆるDB方式となります。令和4年6月22日に公告し、予定価格を事前公表いたしました。同年9月14日に開札し、総合評価方式による評価のうえ、9月16日に落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで9月27日に契約を締結いたしました。事前公表の予定価格4億3,909万円に対し、落札金額は4億3,900万円であり、落札率は99.98パーセントとなりました。

次の40ページは工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この業務は、月潟浄水場の浄水施設、取水施設、中之口・潟東浄水場の取水施設、旧巻浄水場の取水施設の設計施工一括発注方式にて撤去するものです。

設計施工一括発注は、当水道局が公表した金抜設計書を基に入札参加者が積算するもので

はなく、入札参加者が入札公告資料から施工方法などを検討し、価格を見積もり、入札に参加する方式となります。

水道局では初めての試みになり、受注者がもつ技術を活用して、コスト縮減、工期短縮、また設計内容を熟知していることによる高精度・高品質が期待できる点、さらに設計・施工の責任所在も明確になるなどメリットが多く、全国の事業者で近年採用されている方法です。

次の41ページが入札公告になります。入札方式は総合評価方式を採用し、予定価格については全国の先進都市の事例を参考に予算内で実施するため、事前公表といたしました。

この事案については、単体企業のほか特定共同企業体、いわゆるJVでの入札も認めております。参加条件としては、下から四つ目の項目、単体企業または特定企業体の代表者は土木一式工事のSランクに格付けされている者とし、その共同企業体の構成員はSからBまでを対象とし、また営業拠点はすべて市内に本社、本店を有するものとし、地元企業優先の要件としました。

実績要件といたしましては、下から2番目、単体企業または特定共同企業体の代表者は河川区域での工事となることから、平成19年4月1日以降に河川構造物工事の実績がある者といたしました。

技術提案として、河川管理者との協議や、安全かつ確実に工事を完了させるための設計・施工計画また取水施設・浄水施設撤去工事における安全対策と周辺環境対策についても提案を求め、実施いたしました。

次に、43ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、「申請者が1者で、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。

申請者が1者であった理由といたしましては、工期が令和7年度末までと長期間であるにもかかわらず、今回の予定価格が5億円未満と、一般的なDB方式による事業費10億円以上で実施されていることが多いことに比べ、今回の規模が小さいこと。また、工期が長期間で、技術者がその間拘束されるため、技術者の確保が難しいこと。さらに、河川管理者との協議も必要で出水期には施工ができないなど、制約が大きいことなどが敬遠されて、事前に予定価格が公表されたものの先行きが不透明な部分が多く、収益・採算性について見通しを立てづらいことから、積極的な入札参加に至らなかったものと推察されます。

落札率99パーセントについては、予定価格を事前公表したことから、事業者が水道局で初めて実施するDB方式で不透明な部分が多く見通しが立てづらいことから、ほぼ満額での応札になったものと思われます。

44ページから47ページにかけては評価結果、契約書の写し、評価調書になります。こ

の案件も、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。以上で制限付一般競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、制限付一般競争入札の4点について、ご質問等はいかがでしょうか。

(切替委員)

切替です。よろしくお願いします。②番の案件ですけれども、条件の中に24時間体制の設備の維持管理を行うこととあって、あまりそういうことがないのかと思うのですけれども、この案件に関して24時間の体制が必要だということは、やはり薬品を使うだとか危険性が高いとかそういった理由なのかと推測しているのですけれども、こういうことが条件になる緊急時の対応や24時間体制でないと条件に当てはまらないとか、そういうことはけっこう多いことなのか。それと、24時間体制を有している事業所は多いものなのか。少しそのあたりをお聞きしたいと思いました。

(事務局)

計画整備課の星野です。まず、24時間体制を条件としたものにつきましては、薬品注入設備ということで浄水処理に不可欠な設備です。PAC、次亜、苛性、これらの注入が止まるということは、浄水処理をストップするという状況になりますので、最悪の場合は給水停止というところにもつながりかねないという重要な設備でございますので、きちんと工事として機器を入れていただくということと、納入した以降、実際に設備が稼働している中でもメンテナンス体制が整っている業者をとということで選定させていただいています。

実際に、浄水場の事故については数年に1回というところで発生しておりますが、配水に影響ない形で対応しているところでございます。

(切替委員)

ありがとうございます。こういうことができる業者は、全体としては少ないものではないでしょうか。

(事務局)

具体的に何社いるかお答えできませんが、設備を設置、納入できる業者で、あとは24時間ということもありますけれども、設備を熟知している業者であれば、国内の本社、本店だけでなく、市内の水道関係の設備の修理対応をしている業者であれば可能ではないかと思えます。以上でございます。

(切替委員)

ありがとうございました。

(津野委員)

津野と申します。今の質問と関係するのですけれども、先ほどの辞退の理由が1者になった理由は、新しい業者が入札するのは非常にハードルが高いというような回答だったので、そういう動きがあるのかというところで質問をさせていただきたいと思います。

(事務局)

引き続きですけれども、設備の重要性というところと、あと補足させていただきますと、今回は設備更新ということで、浄水場の制約条件として別のところに新しい設備を設置するのではなく、建物の制約関係で、既設のこの写真に示した場所に稼働しながら新しいものを、また脇に付けていくという相当の制約条件があって困難性があるというところで、このような水道施設の工事を経験していない設備、業者としては難しいと判断されたのではないかと思います。

(津野委員)

ありがとうございました。

(富山委員)

今の案件ですけれども、こちらの薬品注入設備というのは何年前に設置されて、何年に1回更新をされていて、何年間持つものなのですか。

(事務局)

これは、平成の初期です。平成2年、3年というところで、薬品注入設備については局として30年くらい更新できると考えておまして、30年経ったということで今回、更新工事を実施するものです。

(富山委員)

そうすると、この設備は30年持つということですか。

(事務局)

基本的な消耗品等は定期的に交換して行って、大規模な更新を30年と考えています。

(富山委員)

いつも言っていることですが、結局既存設備を設置した業者がまた更新をするということで、トータルで考えると結局そうなるので、設置の段階から設備の更新なども全部含めた形で、最初から入札するような方式にすると水道局のコストも減って、事業者としても安定した事業になるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。そういうやり方もあるかと。ただ、期間も長いものだからなかなかかかる、その設定も難しいところもあるのかもしれませんが。

ほかにどうでしょうか。

(富山委員)

①ですけれども、15ページの備考のところ、積算疑義申立対象案件ですとありますけれども、そうではない理由というのはどこにあるのか教えていただければと思います。

(事務局)

疑義案件というのは、水道局の発注する土木工事と舗装工事と造園工事については設計書の元となる、積算基準みたいなものがしっかり出ていますので、入札が終わったあとに予定価格を一旦公表しまして、自分たちのやった積算と合っているかどうか。もし違うようであれば、積算内容の確認や疑義の申立てを行い、もう一度設計内容を水道局に確かめてもらう制度になっております。工種については、先ほど申し上げた3種類を対象としております。

(鈴木委員長)

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

私から1点。4番目の案件を少し聞き漏らしましたけれども、事前に予定価格を公表して設計から予定してもらうという工事内容だということで、今回初めての導入ということでお聞きしたのですけれども、こういうやり方というのはどういう工事の場合に方式を適用しようと考えているのか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

当局としても初めてというところで、今後こういった工事、事業に適用していくかというところは、今回を踏まえて検討していきたいと思いますが、浄水場を新たに新設するというような大規模で、事業費の大きい工事に適用しているようです。当局として今後どうしていくかというところを今回の工事を検証し、検討していきたいという段階でございます。

(鈴木委員長)

この方式を採るメリットはどんなところにあるのかという。そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

発注する側としましては、当然、設計と施工を一括でやっていただくということで、より実績に優れた民間の業者の提案も含めて、工事に反映できるのではないかとということもありますし、先ほどありました、全体、詳細設計と工事の期間を含めた工期の短縮だったりということも期待できるのかと思っております。

(鈴木委員長)

この方式だと、結局価格競争ではなくて、技術力の競争をしてもらうという観点で捉えら

れるかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そういうことになると思います。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(津野委員)

今の質問と関連になるのですけれども、一括発注方式というのは、こちら水道局は初めてということで、新潟市はほかに全体でやっていたらっしゃるのですか。

(事務局)

具体的に詳しいことは分かりませんが、古町の西堀ローサの工事で行ったと聞いております。工事の詳細はよく分からないところです。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。あとはどうでしょうか。ほかになればよろしいでしょうか。

続いて、指名競争入札に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次に、指名競争入札の事案についてご説明いたします。資料の49ページ、抽出事案説明書⑤をご覧ください。こちらは、維持管理課発注の工事番号「撤4第11号 配水管撤去工事」になります。

施工場所は、中央区大島地内になります。令和4年5月12日に開札し、翌日13日に契約いたしました。予定価格721万円に対しまして落札金額は715万円であり、落札率は99.17パーセントとなりました。

次の50ページは、工事概要を記載しましたのでご覧ください。写真でも分かるとおり、住宅街に建柱するに支障となる民有地にある配水管を撤去する工事になります。

次の51ページから53ページまでは入札通知書になり、新潟市電子入札システムを介して指名業者へ電子メールで送付されます。

続きまして、54ページ、55ページは入札契約結果の詳細となります。この案件につきましては、「無効が6社と多く、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、局で設計書を確認いたしました但誤りはないことから、積算の段階で局と業者側での積算の考え方に違いがあり、それにより無効が多く発生したものと思われま

す。落札率99パーセントについては、通常、新しい水道管の埋設と古い水道管の撤去は一つの工事として発注されますが、工事によっては一緒にできず分けて発注する場合があります。

この案件は、50ページの写真にもあるとおり、新築の住宅に近く、家屋への被害がないように慎重に行わなければならない工事です。それと、東北電力電柱移設工事と工程調整を行うことや、家屋調査費も必要なことから、これらの要素も加味され入札額に反映したものであると思います。56ページには、契約額の写しを付けております。

次に、資料57ページ、抽出案件説明書⑥をご覧ください。浄水課発注「浄満営4第4号活性炭溶解槽1号攪拌機点検修理工事」になります。施工場所は、秋葉区にあります満願寺浄水場構内になります。令和4年8月8日に開札し、積算疑義対象案件ではないことから、同日に契約いたしました。積算疑義とは、公表した予定価格に対して、設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を開札日の翌日の午後1時まで受け付ける制度で、先ほど申し上げたとおりで、土木一式、舗装、造園の工事で適用されております。

予定価格は498万円に対し、落札金額は489万円であり、落札率は98.19パーセントとなりました。

58ページには、工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、局で定める自主点検サイクルに基づき、安定した攪拌能力を保持するため、活性炭溶解槽1号攪拌機の分解点検を行い、ギャオイルやベアリング等の消耗品の交換を行うものです。

59ページから61ページは、入札通知書になります。

62ページから63ページにかけては、入札契約結果の詳細となります。

この案件については、辞退・棄権が6社、無効が2件あり、落札率が98パーセントと高いので、経緯を知りたいとの理由で抽出していただいております。

このような設備の工事では、機器費や材料費は特殊なため、設計する際に業者からの仮見積もりを取り、その価格を参考に積算し、設計書を作成いたします。3者の見積もりをお願いしましたが、2社は修理に必要となるモーターの納期に10か月を要し、工期に収まらないものとなっていました。現在は、新型コロナの影響による機器の調達が困難な状態であることから、工期を守れないと判断し、辞退を選択した業者が多くなったものではないかと思われれます。

この工事の設計積算にあたっては、見積もり徴収業者の内、唯一モーターの納期が工期内に収まった見積額を設計積算に採用した結果、その業者が落札したことから、落札率が98パーセントと高くなったと推測されます。

64ページは契約額の写しになりますので、のちほどご覧ください。

次に65ページ、抽出案件⑦西蒲営業所発注の工事番号「撤4第4号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、西蒲区の竹野町地内 巻北小学校敷地内になります。令和4年8月25日に開札し、翌日落札者を決定し、26日に契約いたしました。予定価格は733万

円に対し落札金額は720万円であり、落札率は98.23パーセントとなりました。

次の66ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、経年基幹管路廃止計画に基づき、通水を停止している口径500ミリの水道管を撤去するものですが、この水道管は巻北小学校敷地内を横断しており、掘削による撤去が困難であるため、グラウト材注入による水道管を地中に残す方法で廃止を行う工事です。

67ページから69ページは、入札通知書になります。入札結果については、次の70ページから71ページにかけての「入札・契約結果詳細」をご覧ください。

この案件については、「辞退・棄権が4社、無効が6社あり、落札率が98パーセント高いので、経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、先ほど説明をした5番の工事と同様に誤りがないか、局で設計書を確認いたしました但誤りがなく、これについても積算の考え方の違いで無効になったものと考えられます。

落札率98.23パーセントについては、業者により積算内容が異なりますが、各企業の利益確保の点から、諸経費など減額をあまりせずに入札した結果、結果的に予定価格に近い落札額となったものと思われます。

72ページには、契約書の写しを付けましたので、のちほどご覧ください。以上で指名競争入札の抽出事案の説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、以上3件についてご質問等がございますでしょうか。

(津野委員)

今の⑦の抽出案件です。配水管撤去工事で撤去は難しいということで、そのような工事となったという説明だったのですけれども、このような撤去が難しい工事というものはけっこうあるのでしょうか。

(事務局)

管路課の中山です。撤去の難しい工事はあるかということですが、まずは、ほかの占用物、ガス管とかそういうものはうちの直近上位、真上にあったり、近接していたりするとそれらを破損してしまう可能性があるため、そういう場合は取ることができません。その場合、道路管理者の許可を得て、中にモルタルやアスファルトみたいなものを詰めて陥没しないような対応をして、それで完結というような形をとっています。概ね、何かの下にあたり、そういうときに撤去できないと判断いたしております。それは我々が判断するのではなくて、それを道路管理者と調整して判断していただくという形になっております。

(鈴木委員長)

ほかにどうでしょうか。

(切替委員)

切替です。お願いします。⑤と⑦の無効の件数が6件くらいずつあって、それが全部同額で、先ほどもご説明をいただいて、もう一度よく調べただけけれども特に間違いがなかったということですが、全く同額で出されるということがどちらも、それも下回っているということは、何か大きなものがこちらの水道局の予定していたものとすごく違うということなのか、何かぴったり同額というところが私は理解ができなかったのも、何かこういうことになる理由があるのか。決定したところは、そこから違う金額になっているので、どちらもそうですけれども、少しの差ではなくてやはり数段違うみたい。どちらもそういうふうに見えるのですけれども、何かそこら辺のところがよく分からなかったのも教えていただければと思います。

(事務局)

水道局が多く発注いたします配水管の布設工事という、土木一式の工事になるのですけれども、そのものにつきましては設計書や指針みたいなものは外部に公表されております。

業者のほうもしっかりと積算していますので、予定価格を出して、そこから最低制限価格を考えて、取りたい業者は最低制限価格で入札してくるという傾向があります。局の最低制限価格と業者が入札してきた最低制限価格について、どこか違いがないのかというところ、いろいろ、担当部署に精査していただいたのですけれども設計書に間違いのないことから、業者とうちのどこが違っているか不明であったため、結果的には考え方の違いではないかという結論になりました。

(切替委員)

詳しい説明をいただいてありがとうございました。

(富山委員)

2点ありまして、1点目は水道管の撤去と設置ですけれども、撤去は撤去、設置は設置でやると、やはり金額も非常にかかりますし、世の中の的にも道路が非常に混雑するわけで、これを一緒にやるような改善策はないのでしょうかということが1点目です。

2点目は⑥の件ですけれども、見積もり3者の選び方の基準みたいなものがあれば教えていただければと思います。

(事務局)

管路課の中山です。一つ目の質問ですけれども、まず水道管を今撤去するには、お客様が水を飲んでおります。その水を極力止めないようにして工事をしなければいけませんので、今、新潟市水道局では、仮設管というものを30センチくらいの深さに入れて、そこで仮に

お客様に水を飲んでもらって、うちの管も入れていく。撤去したら入れていくという方法が一つ。それと、仮設管を入れないでうちの新しい管を入れて切り替えてから、古い管を撤去するという2種類の方法があります。これは、どうしてもその場所の断水する時間帯とか、あとはほかの占用物。先ほど言いましたガス管とかの状況を見据えて、どちらかの方式を採っております。一般的には、仮設管でお客様に水を飲ませて、そのあとで切り替えるということで半日、四、五時間くらい断水が3回程度何とか入れ替えることができるというような状況になります。その二つの方法でやるもので、どうしても一緒にできないというようなことが回答となります。よろしいでしょうか。

(事務局)

浄水課の稲田でございます。⑥に関しまして、見積もり業者の選定に関してですけれども、浄水場としては、やはり専門的な機械の点検、更新という観点から、とりあえず専門知識のあるところ、技術力のあるところを、まず第一に考えております。

続きまして、私ども新潟市に関しては6浄水場ありますが、6浄水場それぞれ個々の特徴がございます。そういったところで、浄水場のそういった特徴を踏まえた知識やそういったものを捉えてある業者を、とりあえず選定してございます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、次に移りますが、よろしいでしょうか。

最後に、随意契約の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、随意契約について説明をいたします。資料の73ページ。抽出事案説明書⑧をご覧ください。計画整備課発注の工事番号「計青施4第102号 監視制御設備機能増設工事」になります。施工場所は、西区の青山浄水場構内です。契約業者は、昱工業株式会社になります。令和4年7月8日、見積もり合わせを行い、同日付けで契約いたしました。予定価格は2億9,713万円に対しまして、落札金額は2億9,445万円になりました。落札率は、99.10パーセントとなりました。

次に、74ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、青山浄水場施設整備事業で実施されるほかの工事の施設更新に併せ、中央監視制御設備の機能増設を行う工事となっています。

監視制御設備の機能増設は、新たに整備する配水ポンプ設備、受変電設備、薬液注入設備の更新の際に正常に制御できるよう、既存の監視制御システムを改良するものです。

75ページが、随意契約を行った理由を記載した「随意契約依頼書」になります。随契理

由といたしましては、現在使用している設備は株式会社日立製作所製であり、関連工事の切り替えにあたっては、本監視制御システム全体の影響を考慮した機能増設や試験調整を行う必要があり、その仕様と機能を知りうる製造業者の技術員でなければ難しいことから、株式会社日立製作所の特約店であり、県内で唯一必要な技術員を配置することができることから契約いたしました。

この案件は、「契約金額が高い工事なので」という理由で抽出していただいています。

この工事は、機能増設を行うにあたり既設設備の改造を行う独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費の内、機器費の占める割合が約90パーセントと高いことから、企業努力で入札額を下げるのが難しいため高額になってしまったと考えております。

76ページには見積通知書、77ページには入札・契約結果詳細。次の78ページに、契約書の写しを付けておりますので、のちほどご確認ください。

なお、昨年のおきまして、委員の方から、このようなケースで2号の条項を使うことについて適切なかどうか。その根拠を示してほしいとの要望がございましたので、本日、配付資料の中にその根拠となるものを抜粋して付けております。

水道局は、市のガイドラインを準用し、該当するものに対し随意契約を行っておりますが、その元となる国からの通達も併せてお配りしておりますので、こちらものちほどご確認ください。ガイドラインの該当する部分につきましては、黄色いマーカーをつけてありますので見ていただければと思います。

続きまして、抽出案件の最後となります。資料79ページの抽出事案説明書⑨をご覧ください。維持管理課発注の工事番号「撤4第1号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、中央区紫竹山3丁目地内です。契約業者は、株式会社坂詰組新潟営業所になります。令和4年8月5日に見積もり合わせを行って、同日に契約をいたしました。予定価格1,202万円に対し、落札金額は1,180万円になりました。落札率は98.17パーセントとなっております。

次の80ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。

この工事は、北陸地方整備局の直轄事業となる、紫竹山インターチェンジから寄居町までの全長約5.6キロメートルにおよぶ都市計画道路万代島ルート線の整備において、現在進行中の栗ノ木道路事業と紫竹山道路事業の整備に既設配水管が支障となるため、指定された期間内に配水管を撤去するものです。ご承知のとおり、紫鳥線と栗の木バイパスの交わる箇所は車線が輻輳し、極めて交通量が多いことから、撤去工事においては工程調整のほか、交通規制をはじめとする現場管理が非常に重要となります。

この案件については、「撤去工事が随意契約とされた理由を知りたい。」との理由で抽出していただきました。

81ページが、随意契約をした理由を記載した「随意契約依頼書」になりますが、この工事は支障となる口径700ミリの配水管を撤去する工事で、新潟国道工事事務所より求められている、令和4年9月末までに一部撤去を完了する必要があることから、現場に精通している栗の木および紫竹山道路事業の道路改良工事受注者である坂詰組と契約しています。

次の82ページから84ページにかけて、見積通知書、入札・契約結果詳細、契約書の写しになりますので、のちほどご覧ください。

水道局で結ぶ一者随意契約については、⑧の工事の随意契約理由書でも触れましたけれども、製造業者独自の技術が必要であり、設計書を作成するにあたっては、契約予定業者から仮見積書を徴収し、それを元に設計金額を計算することになります。特に、設備系の機器費以外の部分については、水道局では国や県などが示す積算基準に基づいて設計しておりますが、民間事業者では独自のコスト計算に基づき積算をする場合があります、結果的には見積額が局の設計金額より高くなる場合があります。そのため、見積もり合わせで、契約予定者が金額を落として見積書を提出しても、局の設計金額が相手の仮見積書より安く設定しているため、結果的には落札率が高くなってしまうと思われます。

また、見積もり合わせにおいては価格交渉を行います。が、値引き交渉が難しく、やむを得ず落札率が100パーセントに近い、高めの落札率となることもあります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。以上2件について、ご質問等はございますでしょうか。私から今回抽出しまして、通常は随意契約だとそもそも基本となるシステムが採用されて、その点検や整備や交換ということになるとどうしてもその業者に頼らざるを得ないということは分かるのですが、今回は撤去工事だったものですからどうしてかと思い抽出いたしました。

この水道管というのは配水管撤去工事ということで、もう使用を中止している管なのですよね、多分。単に管を撤去するだけみたいな工事をイメージすればいいのでしょうか。

(事務局)

維持管理課の山岸といいます。この工事につきましては、事前に700ミリを工事概要のところにも丸で囲ったところにも書いてあるのですけれども、ちょうど栗ノ木バイパスの丸で書いてあって、左側ですか。DIP700と書いてありますけれども、見えますでしょうか。そちらの管をもう事前に入れておまして、そこを運用している関係上、今の撤去工事ができるような状況となっております。

(鈴木委員長)

そうすると、道路工事をやっていて、その中に余計な古くなった管があって、単にそれを撤去するだけというイメージなわけですね。そうすると、こういう場合でも水道局で発注しなければいけないのかとそんな疑問を思っただけ。いらぬものだったら、もうそちらで好きにやってくれというふうな扱いのほうがもしかしたら安いのかと思ったものですから、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

管につきましては、水道局の財産になりますので、これはどうしてもむやみやたらに知らないところに撤去されると困るということもありますので、その辺で水道局が目を通して撤去していただくということが基本になっております。

(鈴木委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(大野委員)

今の委員長の⑨の工事に関しまして、⑦の工事と比較しますと、⑦の工事は指名競争入札で配水管撤去工事になっていまして、今の⑨の工事も配水管撤去工事で、今度ここは随意契約になっている。契約金額を見ますと、⑦の指名競争のほうが700万超。逆に、⑨の随意契約になっているほうは1,200万円くらいということで、同じ撤去工事ですけれども、一方は低水準の契約額で指名競争して、⑨はそれよりも高いから契約は行わずに随意にしているということが、市民目線から見ると論理的に矛盾しているのではないかと思ひまして質問をさせていただきます。

(事務局)

通常、撤去工事は指名競争や一般競争入札でするところですけれども、⑨につきましては、国から、工事の都合上9月末までに撤去してくれという依頼で、間近になって指示がありましたので、指名競争なり一般競争入札をする時間がなかったもので、こちらについては仕方なく随意契約というようなことになっています。

(大野委員)

そうした場合、81ページの随意契約の該当情報は6号ではなくて、5号になるのではないのでしょうか。追求性を要するというので。

(事務局)

本日、市のガイドラインを付けておりますけれども、そこに今回は抽出しておりませんが、ガイドラインの中の6号という条件の中に、「他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事」という項目があり、随意契約をしてもいいというようなことになっていますので、今回の場合はガイドラインの6号というところを使わせていただいております。

5号を使うときには、本当にもう緊急性というところで、もう水が作れないとかそういうときにあとから契約するような形で、とりあえず直してくれというようなときに5号というところを使うということを見せていただいています。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

あと、いかがでしょうか。

(大野委員)

⑧の工事ですけれども、従来からもういろいろ議論になっていたというか、同じようなことが言われているところですが、市民目線から見まして、3億円弱の工事で随意契約をするということは非常にあれっと思ってしまうところがありまして、75ページの理由を読みますと、なるほどと思うのですけれども、そこで二、三質問があつて、まず県内で日立特約店で技術員派遣可能な会社は、昱工業というのですか、以外にはないのでしょうかということが1点と、もう1点は、3億円の工事というのはけっこう大きな工事だと思うのですけれども、これは特殊性が非常に強いので、県内の業者に限るということが果たしていいのかどうかということを疑問に思いまして、質問させていただきたいと思います。

(事務局)

二つのご質問で、最初に昱工業ですけれども、ここに記載させていただいたように日立製作所の特約店で、県内で水道のこういった設備の技術員を派遣できるのは昱工業だけということを確認しております。

2番目でございますが、県内の業者で3億の工事ということでございますが、この随意契約理由にあるように、そもそも新設で監視制御設備の工事を納入していただいたのが昱工業だったということで、県内の業者ですけれども技術力を持っており設備を十分に把握している業者に機能増設を今回お願いした流れでございます。

(事務局)

あと水道局、市もそうですけれども、契約を結ぶにあたっては市の名簿に登録されていないといけませんので、そこに載っているものが昱工業だということ。あと、新潟市ですので、できるだけ新潟市の業者に発注しなさいというようなものがありますので、基本的には新潟市内の業者でできるのであれば、新潟市の業者を指名するような形をとっています。

(富山委員)

今の案件ですけれども、9割が施設で、1割はソフトウェアということですか。

(事務局)

9割が機器の材料というか機器費ということで、残りの1割が諸経費なり管理費とかというところですので、機器の部分については、材料がかかっていますので、大体工事の見積については、材料費プラス諸経費、管理費のところでは値引きをして入札額を下げるといような形をとっておりますので、今回はその中の1割程度のところでは、動きをとることが難しいというところだと思います。

(富山委員)

こういうのは、ソフトウェアの部分が今後、更新とかだんだんと増えてくると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

(事務局)

今回も機能増設と書いてあるのですが、配水ポンプや受変電設備や薬品設備の更新に併せて基本的には74ページの図面の赤い枠のところの機器のソフトをすべて改造という内容です。現状においても監視制御についてはソフトウェアで制御しております。

(富山委員)

そうすると、ソフトウェアの価格というのは言われるがままというのか、検証しようがない。「いくらかかりますか。」、「3億近くかかります。」と言われても、そうですかで終わってしまうわけですが、ここの検証の仕方は工夫されているところはあるのでしょうか。

(事務局)

私どもとしましては、見積もりをいただいたものに対して、青山浄水場で過去に実施した費用と比較したり、メーカーは違うのですが、ほかの浄水場での監視制御の新設や改造したものを参考にというところで確認しております。

(鈴木委員長)

それで努力するしかないのでしょうか。

あとはいかがでしょうか。もし、なければ以上で終わりということになりますがよろしいでしょうか。とくにないようですので、本日予定していた議事につきましては、すべて終了いたしました。今回の案件につきましては、特に問題はなかったかと思います。

委員の皆様には、議事運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(事務局)

鈴木委員長、皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。議事は終了させていただきましたけれども、最後に今年度をもちまして委員を退任されます方から、退任のごあいさつをいただけたらと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最初に鈴木委員長からごあいさつをよろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

6年間、どうもお世話になりました。ありがとうございました。富山委員には引き続きよろしく願いいたします。

こうやって事案を確認するのは、年に実質上1回ですけれども、もう1回は現場の見学ということで、非常にいろいろな面で実態を把握することができて、参考になったと思います。今後とも入札が適切に行われるよう努力していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、大野委員お願いいたします。

(大野委員)

6年間入札等評価委員をさせていただきまして、その前は水道局が企業会計を導入するというので、公営企業の導入支援ということでお手伝いして、それが3年くらいあったでしょう。足かけ10年近く局へお邪魔しておりまして、あまり長いと外見的に独立していないのではないかと思われがちなので、ちょうどいい機会だと思います。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、津野委員お願いいたします。

(津野委員)

どうもありがとうございました。現場の見学とか、いろいろと浄水場を見学させていただきまして、また工場の現場、大変大きな管の工事も見させていただきまして勉強になりました。また、いろいろとご苦労されているということが分かりまして、勉強になりました。なかなか、今後人件費が高くなったりして大変ではないかと思えますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、切替委員お願いいたします。

(切替委員)

6年間お世話になりました。ありがとうございました。本当に普段はできないような貴重な経験をさせていただきました。水道管の工事をしている最中を見せていただくなんてことは、普段の生活ではあり得なかったことなので、私自身もとてもいろいろな面で参考になりました。蛇口をひねれば、いつでもおいしい水道の水が出てくるのが、もう当たり前に思っていましたけれども、この6年間いろいろなことを経験させていただいて、本当に大勢の方のご尽力で、それが成り立っているのだということが本当によく分かりました。これから

も、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に退任される4名の方に対しまして、総務部長よりお礼のごあいさつをさせていただきます。

(総務部長)

お礼をさせていただきます。皆様におかれましては、6年間と長期にわたり委員をお務めしていただきまして大変ありがとうございました。皆様の在任期間におかれましては、平成27年からの10か年の経営計画に基づく浄水場の更新計画が本格化して、また基幹管路の更新など大きな工事が続いてまいりました。コロナ感染症の拡大という、想定していなかったような事業環境の変化の中においても、これら大規模工事における入札や契約での大きなトラブルもなく、また現場の工事においても大きな事故もなく、概ね順調に経営計画にしたがって各事業を進捗させていただいております。これもひとえに当委員会での評価や意見を基礎として、適切に工事発注が行われてきたこと。これに尽きるものと思っております。大変ありがとうございました。

これからさらに厳しさが見込まれる経営環境ですけれども、令和7年度からの次期経営計画の策定や財源の基礎となる現金収入をこれから考えていかなければなりません。こういった際に、市民の皆様からのご意見などというものが、これからの事業運営は、本当にそういうものなくしては成り立たないという状況です。皆様におかれましても、委員としての立場は離れられるわけですけれども、今後も機会を捉えて、水道事業に対して提言やご意見などをいただければ幸いです。

また、私どもからご意見やご指導を仰ぐ機会も場合によってはあろうかと思えます。そういったことがあったら、何卒今後もお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。6年間本当にありがとうございました。

簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。

令和4年度 新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日 時】 令和4年12月15日（木）午前9時30分から午前11時30分まで

【会 場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 鈴木 高志（弁護士）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 切替 敦子（公募委員）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 富山 栄子（大学院大学教授）
(※委員長を除き五十音順)

(事務局)

ただいまより、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催したいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます経理課の大野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先だちまして、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、1枚目が次第になっております。2枚目が委員名簿、3枚目が座席表になります。そのほかに、本日お配りいたします「低入札価格調査制度の導入について」と市契約課の随意契約ガイドラインを抜粋した資料と国土交通省の随意契約通達文のコピーの写しをお配りさせていただきました。よろしく願いいたします。

それと、事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料になります。お手元にごございますでしょうか。

併せて、事務局からお知らせいたします。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっております。会議録を作成する関係から、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

また、公開会議としておりますので、本日は1名の傍聴者の方がお越しでございます。ありがとうございます。また、報道機関の方には写真撮影も許可させていただいておりますので、併せてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介させていただきます。

議事の進行をお願いいたします鈴木委員長でございます。よろしく願いいたします。

次に、大野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、津野委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、富山委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、切替委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者をご紹介します。お配りいたしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、担当課長7名にてご説明申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに開会にあたりまして、総務部長の倉元よりごあいさつを申し上げます。
(総務部長)

総務部長の倉元です。今年度、第2回目の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は師走のお忙しいところ、また本当にこのように足元の悪い中ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、出席の皆様がこのように会しての会議は本日が最後となりますけれども、これまで同様、本日も忌憚のないご意見をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

自然災害や老朽化した施設の破損などによる断水、これが、全国で頻発しております。本市においても、3月には電気トラブルにより長時間にわたり水が濁るなどの事故を引き起こしています。こういった事故が市民の皆様の生活に大きな支障となっているという様子を見聞きするにつけ、改めてライフラインの一端を担うものとしての使命の大きさを痛感するところでございます。本市は市域が広いということもあって、6か所の浄水場と長大な水道管を有しております。現在は、これら施設の内、老朽化したものを着実に更新していくということが大きな課題となっております。人口減少社会において、給水収益が年々減少しております。こういった更新工事の財源をはじめとする課題というものは多岐にわたりますけれども、まずは、工事等の発注を適切に行って、工事品質を一定の水準に確保していくということが重要なことであると考えております。

一方、入札・契約における不祥事というものは、全国的にも後を絶たない状況です。入札・契約における透明性、公正性、競争性の確保により、市民の皆様はもちろんのこと、入札等に参加いただく工事業者の皆様からも信頼を得られる制度設計や、その運用が強く求められています。当局において、これら制度に対する当委員会における評価、ご意見、ご助言、ご提言などはその根幹をなすものと考えております。

改めまして、委員の皆様からの忌憚のないご意見や助言、提言をいただきたく、再度お願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

これより議事に入らせていただきますが、これより先は鈴木委員長に進行をお願いしたいと思います。鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

本日はご出席いただきましてありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりとなっておりますが、概ね11時半頃の終了を目途に進めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、「発注工事の総括及び落札率の推移について」を事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。経理課長の猪飼でございます。

資料1ページの「発注工事総括表」をご覧ください。本日の委員会において審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和3年度下半期と令和4年度上半期の12か月間に契約した、設計金額が税込み250万円を超える工事となっております。

総括表は、一番上の表が12か月間トータルの数字、真ん中の表が令和3年度下半期、一番下の表が令和4年度上半期となっております。本日は、一番上の表について説明してまいります。

今回の対象期間に契約した件数は224件で、当初契約金額は108億782万円であり、平均落札率は91.85パーセントとなりました。前回と比べますと、件数で23件、金額が40億8,600万円増えております。金額が昨年度の1.6倍と大きく増えておりますが、これは青山浄水場の更新工事が開始され、この1年間に構内水管の耐震化工事や受変電設更新工事などの3億円を超える大きな工事の発注が数多く行われたことによるものです。

平均落札率については前回よりも0.53ポイント上昇しておりますが、これはダンピング受注の防止のために国が最低制限価格の算定水準を引き上げ、地方自治体にも同様の改正をお願いしてきたことで、その結果最低制限価格が上がり、局発注の大部分を占める配水管布設工事の落札額が最低制限価格と同額となる傾向から、落札率が上昇したものと考えております。契約方式別の内訳は記載のとおりですが、その下の令和3年度下半期、令和4年度上半期の表と併せて、のちほどご覧ください。

次に3ページをお開きください。こちらは、水道局における発注件数と落札率の推移になります。上段は、平成27年度からの上半期・下半期の契約件数を棒グラフで、落札率の推移を折れ線グラフで表しています。ページ中ほど以降は、主な入札改革を時系列で記載しております。

入札改革につきましては、平成14年に公正取引委員会から新潟市発注の下水道工事や建築工事で官製談合があったと認定されたことで、平成15年に市とともに透明性、競争性の

確保を目的に入札契約制度の改革を実施いたしました。平成16年には一般競争入札の範囲を拡大するとともに、現委員会の前身となります入札監視委員会を設置し、局の行う入札方法や制度について意見等を頂戴し、入札制度の参考とするようになりました。その後、予定価格や最低制限価格を事前公表から事後公表に変更。また、電子入札の完全実施やさらなる一般競争入札の拡大など、積極的に入札制度改革に取り組んでまいりました。

落札率については、政令市に移行した平成19年度当時は約86パーセントでしたが、その後はリーマンショックなどの影響で建設業者の倒産が増えたことで、適切な利潤の確保を目的に最低制限価格を数回にわたって引き上げ、平成23年度以降は90パーセント前後で推移してきておりましたが、さらに平成26年度後半に5,000万円未満の工事について最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことで、平成27年度以降の落札率は92パーセント前後になっていました。

令和3年度は、指名競争入札で一部隣接する区の業者を指名し、より一層競争性を求めたことで91パーセント前半になりましたが、今回最低制限価格の基準を見直したことで、令和4年度は92パーセント半ばに上昇すると思われまます。

また、一番下に記載しておりますが、昨年度この委員会において、総合評価方式の入札で1者のみの場合、価格がどんなに低くても契約を締結することに対して粗悪なできあがりになる可能性もある等の意見をいただいたことを受けまして、局も市を参考にこの4月から低入札価格調査制度を導入いたしました。この制度は市もすでに導入されているため、ご存じの委員の方もいると思いますが、予定価格に一定の率を掛け、それよりも低い場合は設計書の内容を精査し、局の求める品質を確保できるかどうか調査を行う制度となっております。参考までに制度の概要を配付しておりますので、のちほどご覧ください。

以上、発注工事の総括及び落札率の推移についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまのご報告について、質問等や質疑はございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いします。特にないでしょうか。

ないようですので、続いて、苦情処理・指名停止・談合情報につきましての報告をお願いいたします。

(事務局)

私、大野から説明させていただきます。

苦情処理、談合情報についてはありませんでしたので、省略をさせていただきます。

それでは、指名停止措置を行った事案につきまして報告いたします。指名停止につきまし

ては、5ページから9ページになります。令和3年度下半期は4件で、該当事業者は7社になります。令和4年度上半期は7件で、該当事業者は9社になります。

最初に令和3年度の下半期分からご説明をいたしますので、5ページをお開きください。1番目のパシフィックコンサルタンツ株式会社及び株式会社ジイケイ設計についてです。富山市が発注した吊り橋の設計業務に関し、該当事業者の社員が令和4年1月24日に、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、これらは新潟市水道局指名停止等措置要領別表第2第5号の「競売入札妨害又は談合」に該当することから、令和4年2月18日から6か月の指名停止を行いました。

2番目のJFEエンジニアリング株式会社は、沖縄県竹富町発注の海底送水管更新工事に関し、2月13日に公契約関係競売等妨害の容疑で社員が逮捕されたことから、同要領に基づきまして、3月23日から6か月の指名停止を行いました。

3番目のセコム上信越株式会社は、国、地方公共団体が発注する群馬県内の公共施設における特定機会警備業務につきまして、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整を繰り返していたとして、公正取引委員会が事実違反の公表を行いました。これらは、別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、6か月の停止期間のところ、課徴金減免適応を受けたことから、水道局要領運用基準に基づきまして、2分の1の3月23日から3か月の指名停止措置を行いました。

次の6ページ目をご覧ください。4番目のトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社、ナカバヤシ株式会社につきましては、日本年金機構が発注する年金定期便の作成業務の入札等において、受注価格の低落防止等を図るために、他の業者と受注調整をする違反行為を繰り返して行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによります。これらも、別表第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、3月23日からトッパン・フォームズ株式会社、小林クリエイト株式会社は6か月の使命停止措置、ナカバヤシ株式会社は課徴金減免適応を受けたことから、同要領運用基準に基づきまして、2分の1の3か月の指名停止を行いました。

次に、7ページ目をご覧ください。ここからは、令和4年度の上半期分の措置になります。1番目の株式会社メディセオは、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会が違反事実を公表いたしました。これは別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、課徴金減免適用により、同運用基準に基づきまして、令和4年4月28日から3か月間の指名停止措置を行いました。

2番目のアイサワ工業株式会社と3番目の株式会社銭高組は、近畿中部防衛局発注の岐阜

2 評価施設、これは航空自衛隊の岐阜基地の施設だそうでございます。新設、建築、その他の工事におきまして、公契約関係競売等妨害の容疑で5月10日にアイサワ工業の顧問が逮捕されました。銭高組につきましては、元支店長が5月31日に競売入札妨害及び完成談合防止法違反の疑いで起訴されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当し、アイサワ工業に対しましては6月1日から、銭高組につきましては7月1日からの6か月の指名停止措置を行いました。

4 番目の株式会社小林工務店は、本社発注の中之口地内の下水道工事におきまして、5月9日に作業員がバックホウのキャタピラーに左足首を踏まれ、骨折する事故が発生いたしました。これらは、別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、7月1日から2週間の指名停止措置を行いました。

続きまして、8ページをご覧ください。5番目の株式会社金由建設は、本市発注の鳥原地内の側溝布設工事におきまして、6月10日に昼休憩で作業員及び誘導員全員が不在の間に、張ったままになっていた水糸に歩行者の足が引っかかり、転倒し負傷する公衆損害事故が発生いたしました。このことは、別表第1第5号の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当することから、7月22日から1か月の指名停止措置を行いました。

6番目の株式会社浅沼組は、千葉県市川市発注の学校の校舎取り壊し工事におきまして、7月26日、社員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことから、別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当することから、8月29日から6か月の指名停止を行いました。

7番目の、株式会社長生園、株式会社新潟造園土木、株式会社小林造園は、本市発注の鑑西2丁目地内の街路樹支障枝剪定工事におきまして、送電線設置者との事前協議及び危険防止のための必要な措置がなされておらず、9月3日、二次下請け業者である株式会社小林造園の作業員が剪定作業終了後に、高所作業車を後方格納する際に高所作業車のバケットが送電線に接触して、バケットに乗っていた作業員が感電死。1名が死亡、1名が意識不明となる契約関係者時期が発生いたしました。これら別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、9月29日から1か月の指名停止を行いました。なお、意識不明となった方はその後、職場復帰されたそうです。

本日は、以上11件の報告になります。次の9ページには、ただいま報告いたしました事案の指名停止の根拠となっています、指名停止措置要領の別表を抜粋したものをお付けいたしましたので、のちほどご覧ください。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。ただいまのご報告について、質問等はございますでしょうか。

特になければ、続いて、抽出による工事案件の審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

はじめに、本日審議を行う事案については、案件の抽出を担当いたしました私から抽出理由等を説明いたします。資料の11ページをご覧ください。順番に抽出理由等について申し上げます。

1番目が上半期36番、管老幹4第2号の案件ですが、こちらについては申請者が19社の内18社が辞退・棄権したということで、その理由を知りたいということが理由です。2番目の上半期の58番の案件は、申請者2社の内1社が辞退・棄権したという理由を知りたいということです。3番目の上半期62番の案件は、申請者が2社と少なく落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。上半期の67番の案件については、申請者が1社で、落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

続いて、指名競争入札から3件です。上半期の1番の案件は、無効が6社と多く落札率が99パーセントと高いので、その経緯を知りたいということ。2番目の上半期の16番の案件は、辞退・棄権が6社で無効が2社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。3番目の上半期の22番の案件は、辞退・棄権が4社で無効が6社あり、落札率が98パーセントと高いので、その経緯を知りたいということです。

随意契約から2件選びました。上半期の7番の案件は抽出金額が高い工事ですので、抽出いたしました。上半期15番の案件は、撤去工事が随意契約とされた理由を知りたいということで選びました。

それでは、これらの抽出した案件について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。はじめに、制限付一般競争入札の事案について事務局から説明をお願いいたします。
(事務局)

それでは、鈴木委員長に抽出していただきました、制限付一般競争入札の案件について説明させていただきます。

まず、一般競争入札においては予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者と契約をいたします価格競争方式と価格と企業の技術力を総合的に評価して、点数が一番高いものを落札者に決定する総合評価方式の二つの方式を採用しております。今回抽出していただいた1番、2番、4番が総合評価方式での入札、3番が価格競争方式での入札となります。

それでは、1番の案件から説明をいたします。13ページをお開きください。4の①のインデックスのところです。管路課発注の工事番号「管老幹4第2号 配水幹線布設工事」になります。施工場所は西区小針2丁目地内で、大堀幹線の西新潟市民会館前の市道になりま

す。令和4年7月4日に開札し、総合評価方式による評価を行い、その後落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで7月13日に契約を締結いたしました。予定価格は6,766万円に対しまして落札金額は6,150万円であり、落札率は90.9パーセントとなります。

次の14ページには工事概要を記載いたしましたのでご覧ください。配水幹線は、浄配水場を起点とする配水系統において、各給水ブロックへの水輸送や配水ブロック間の水の相互融通をする重要な管路となります。本工事は、青山浄水場系の老朽化した配水幹線の更新、耐震化を目的に水道管を更新する工事となります。

次の15ページが入札公告となります。入札参加資格等につきましては、入札公告、下から五つ目の項目、格付または評点、その下の営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度の新潟市水道局入札参加資格者名簿の土木一式工事で、格付はS、AまたはBランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有すること。さらに、その下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があることといたしました。この工事は、一番下の備考欄に記載しています、4月1日より、施行した低入札価格調査実施要領に基づき、低入札調査基準価格を設定する旨を併せて公告いたしました。

次に入札結果ですが、次の16ページの入札契約結果詳細をご覧ください。鈴木委員長からは、申請者19社の内18社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。札入れ業者は1者であり、予定価格以下での入札であったことから落札となりましたが、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

辞退理由として、最も多かったものが「コスト比較をしたところ、受注できる可能性が低いと判断し、受注意欲がわかなかった」という理由でした。この工事の特徴といたしましては、昼間の交通量が極めて多いため、すべて夜間工事となり、特に交通規制に配慮が必要であること。近隣には小学校や総合病院があり、沿線には大型店舗が並び、それらへの対応が必要であること。地形的に低地であるため、地下水が高く施工性が悪いことなどの理由から施工の難易度が高く、経営判断から辞退に繋がったと考えられます。18ページには評価結果を、19ページには契約書の写しを、20ページには評価調書を添付してあります。

続きまして、2件目の案件に移ります。資料の23ページ、抽出事案説明書②をご覧ください。計画整備課発注の青山浄水場の「計青施4第103号 薬品注入整備更新工事」になります。令和4年8月1日に開札し、総合評価方式による評価を行い、落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで、8月10日に契約を締結いたしました。予定価格は4億98万円に対しまして、落札金額は3億8,800万円であり、落札率は96.76パーセントとな

りました。

次の24ページは、工事の概要になります。令和3年度より事業を開始いたしました「青山浄水場施設整備事業の更新計画」に基づき、既存の薬品注入設備を更新する工事です。浄水場で使用する薬品は処理水の凝集やペーハー調整、さらに消毒にも使用されていますが、これらの設備は浄水処理を行ううえで必要不可欠な設備となります。

次の25ページが入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から3つ目の項目、格付または評点、その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているものとし、営業拠点は日本国内に本社、本店を有する者とししました。また、稼働後の不測の事態に備え、24時間体制で維持管理ができ、かつ2時間以内に修理復旧に着手できる者と条件を付けました。さらに、一番下の実績要件といたしましては、平成19年4月1日以降、上水道施設におけるPAC注入設備など、記載のいずれかの設備で設計かつ据付工事の実績がある者とししました。また、当案件も低入札価格調査対象案件としております。

次に、入札結果ですが、27ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、申請者2社の内1社が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。浄水場は水道水を作っていますので、これらの薬品を絶えず送り続けながら更新を行う必要があります。工事の施工にあたっては既存設備を熟知していることはもちろん、監視制御システムとの関連についても理解が必要となり、手間と時間がかかるうえリスクが伴います。そのことで、新しい業者が工事を受注するには比較的ハードルが高い工事といえます。結果的には、この工事は既存設備を設置した業者によって受注されており、辞退した業者は入札参加の意思を示したものの、その後ほかの工事を受注したため、技術者の確保ができなくなり辞退に至ったものです。

28ページの評価結果をご覧ください。残りの1者が予定価格以下の入札であったことから落札となりましたが、結果的には1番と同様に技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。

29ページから31ページには、契約書と総合評価に関する評価調書になりますので、のちほどご覧になってください。

続きまして、33ページ、3件目の案件について説明をいたします。浄水課発注、阿賀野川浄水場の「浄阿施4第7号 ろ過池1～4号排水扉更新工事」になります。令和4年8月23日に開札し、落札候補者を決定後、資格審査を行ったうえで8月29日に契約を締結いたしました。予定価格3,825万円に対し落札金額は3,800万円であり、落札率は99.35パーセントとなりました。

次の34ページには、工事概要を記載しています。この工事は、ろ過設備における排水扉の制御機能及び止水性能が低下しているため更新を行うものです。

次の35ページが、入札公告になります。入札参加資格等につきましては、下から五つ目の項目、格付または評点。その下、営業拠点に記載のとおり、令和3、4年度入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されているもので、営業拠点として市内に本社、本店、支社、支店、営業所を有するものいたしました。

下から3番目の実績要件としては、平成19年4月1日以降、上水道施設における電動制水扉300×300ミリ以上の設置工事または更新工事の元請実績がある者といたしました。この工事に設置する扉が700×700ミリの大きさであるため、実績条件は半分の規模の実績としています。

次に、入札結果ですが、36ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。委員長からは、「申請者が2社と少なく、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。今回交換する扉の価格は見積価格を採用しており、この機器費が工事費全体の40パーセント弱を占めております。機械器具設置工事では特殊な仕様が多く、設計する際には業者からの見積を基に設計している場合が多くあります。それらの金額は、発注時に設計関係書類の中で明示、公表していることから、業者が予定価格に近い工事費を算出することが可能で、その積算額で札入れしたものと考えられます。

参加申請業者数が少ないのは、仕様の扉の制作には下請け業者に発注する必要があり、コスト比較したが割高になり、受注できる可能性が低いため、参加申請が少なかったと推測されます。

37ページは、契約書の写しとなります。

続きまして、4件目の案件について説明をいたします。資料39ページの抽出事案説明書④をご覧ください。計画整備課発注の「撤4第101号 月潟他取水施設撤去工事」設計・施工一括発注いわゆるDB方式となります。令和4年6月22日に公告し、予定価格を事前公表いたしました。同年9月14日に開札し、総合評価方式による評価のうえ、9月16日に落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで9月27日に契約を締結いたしました。事前公表の予定価格4億3,909万円に対し、落札金額は4億3,900万円であり、落札率は99.98パーセントとなりました。

次の40ページは工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この業務は、月潟浄水場の浄水施設、取水施設、中之口・潟東浄水場の取水施設、旧巻浄水場の取水施設の設計施工一括発注方式にて撤去するものです。

設計施工一括発注は、当水道局が公表した金抜設計書を基に入札参加者が積算するもので

はなく、入札参加者が入札公告資料から施工方法などを検討し、価格を見積もり、入札に参加する方式となります。

水道局では初めての試みになり、受注者がもつ技術を活用して、コスト縮減、工期短縮、また設計内容を熟知していることによる高精度・高品質が期待できる点、さらに設計・施工の責任所在も明確になるなどメリットが多く、全国の事業者で近年採用されている方法です。

次の41ページが入札公告になります。入札方式は総合評価方式を採用し、予定価格については全国の先進都市の事例を参考に予算内で実施するため、事前公表といたしました。

この事案については、単体企業のほか特定共同企業体、いわゆるJVでの入札も認めております。参加条件としては、下から四つ目の項目、単体企業または特定企業体の代表者は土木一式工事のSランクに格付けされている者とし、その共同企業体の構成員はSからBまでを対象とし、また営業拠点はすべて市内に本社、本店を有するものとし、地元企業優先の要件としました。

実績要件といたしましては、下から2番目、単体企業または特定共同企業体の代表者は河川区域での工事となることから、平成19年4月1日以降に河川構造物工事の実績がある者といたしました。

技術提案として、河川管理者との協議や、安全かつ確実に工事を完了させるための設計・施工計画また取水施設・浄水施設撤去工事における安全対策と周辺環境対策についても提案を求め、実施いたしました。

次に、43ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員長からは、「申請者が1者で、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい」との理由で抽出していただきました。

申請者が1者であった理由といたしましては、工期が令和7年度末までと長期間であるにもかかわらず、今回の予定価格が5億円未満と、一般的なDB方式による事業費10億円以上で実施されていることが多いことに比べ、今回の規模が小さいこと。また、工期が長期間で、技術者がその間拘束されるため、技術者の確保が難しいこと。さらに、河川管理者との協議も必要で出水期には施工ができないなど、制約が大きいことなどが敬遠されて、事前に予定価格が公表されたものの先行きが不透明な部分が多く、収益・採算性について見通しを立てづらいことから、積極的な入札参加に至らなかったものと推察されます。

落札率99パーセントについては、予定価格を事前公表したことから、事業者が水道局で初めて実施するDB方式で不透明な部分が多く見通しが立てづらいことから、ほぼ満額での応札になったものと思われます。

44ページから47ページにかけては評価結果、契約書の写し、評価調書になります。こ

の案件も、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。以上で制限付一般競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、制限付一般競争入札の4点について、ご質問等はいかがでしょうか。

(切替委員)

切替です。よろしくお願いします。②番の案件ですけれども、条件の中に24時間体制の設備の維持管理を行うこととあって、あまりそういうことがないのかと思うのですけれども、この案件に関して24時間の体制が必要だということは、やはり薬品を使うだとか危険性が高いとかそういった理由なのかと推測しているのですけれども、こういうことが条件になる緊急時の対応や24時間体制でないと条件に当てはまらないとか、そういうことはけっこう多いことなのか。それと、24時間体制を有している事業所は多いものなのか。少しそのあたりをお聞きしたいと思いました。

(事務局)

計画整備課の星野です。まず、24時間体制を条件としたものにつきましては、薬品注入設備ということで浄水処理に不可欠な設備です。PAC、次亜、苛性、これらの注入が止まるということは、浄水処理をストップするという状況になりますので、最悪の場合は給水停止というところにもつながりかねないという重要な設備でございますので、きちんと工事として機器を入れていただくということと、納入した以降、実際に設備が稼働している中でもメンテナンス体制が整っている業者をとということで選定させていただいています。

実際に、浄水場の事故については数年に1回というところで発生しておりますが、配水に影響ない形で対応しているところでございます。

(切替委員)

ありがとうございます。こういうことができる業者は、全体としては少ないものではないでしょうか。

(事務局)

具体的に何社いるかお答えできませんが、設備を設置、納入できる業者で、あとは24時間ということもありますけれども、設備を熟知している業者であれば、国内の本社、本店だけでなく、市内の水道関係の設備の修理対応をしている業者であれば可能ではないかと思えます。以上でございます。

(切替委員)

ありがとうございました。

(津野委員)

津野と申します。今の質問と関係するのですけれども、先ほどの辞退の理由が1者になった理由は、新しい業者が入札するのは非常にハードルが高いというような回答だったので、そういう動きがあるのかというところで質問をさせていただきたいと思います。

(事務局)

引き続きですけれども、設備の重要性というところと、あと補足させていただきますと、今回は設備更新ということで、浄水場の制約条件として別のところに新しい設備を設置するのではなく、建物の制約関係で、既設のこの写真に示した場所に稼働しながら新しいものを、また脇に付けていくという相当の制約条件があって困難性があるというところで、このような水道施設の工事を経験していない設備、業者としては難しいと判断されたのではないかと思います。

(津野委員)

ありがとうございました。

(富山委員)

今の案件ですけれども、こちらの薬品注入設備というのは何年前に設置されて、何年に1回更新をされていて、何年間持つものなのですか。

(事務局)

これは、平成の初期です。平成2年、3年というところで、薬品注入設備については局として30年くらい更新できると考えておまして、30年経ったということで今回、更新工事を実施するものです。

(富山委員)

そうすると、この設備は30年持つということですか。

(事務局)

基本的な消耗品等は定期的に交換して行って、大規模な更新を30年と考えています。

(富山委員)

いつも言っていることですがけれども、結局既存設備を設置した業者がまた更新をするということで、トータルで考えると結局そうなるので、設置の段階から設備の更新なども全部含めた形で、最初から入札するような方式にすると水道局のコストも減って、事業者としても安定した事業になるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。そういうやり方もあるかと。ただ、期間も長いものだからなかなかかかる、その設定も難しいところもあるのかもしれませんが。

ほかにどうでしょうか。

(富山委員)

①ですけれども、15ページの備考のところ、積算疑義申立対象案件ですとありますけれども、そうではない理由というのはどこにあるのか教えていただければと思います。

(事務局)

疑義案件というのは、水道局の発注する土木工事と舗装工事と造園工事については設計書の元となる、積算基準みたいなものがしっかり出ていますので、入札が終わったあとに予定価格を一旦公表しまして、自分たちのやった積算と合っているかどうか。もし違うようであれば、積算内容の確認や疑義の申立てを行い、もう一度設計内容を水道局に確かめてもらう制度になっております。工種については、先ほど申し上げた3種類を対象としております。

(鈴木委員長)

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

私から1点。4番目の案件を少し聞き漏らしましたけれども、事前に予定価格を公表して設計から予定してもらうという工事内容だということで、今回初めての導入ということでお聞きしたのですけれども、こういうやり方というのはどういう工事の場合に方式を適用しようと考えているのか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

当局としても初めてというところで、今後どういった工事、事業に適用していくかというところは、今回を踏まえて検討していきたいと思いますが、浄水場を新たに新設するというような大規模で、事業費の大きい工事に適用しているようです。当局として今後どうしていくかというところを今回の工事を検証し、検討していきたいという段階でございます。

(鈴木委員長)

この方式を採るメリットはどんなところにあるのかという。そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

発注する側としましては、当然、設計と施工を一括でやっていただくということで、より実績に優れた民間の業者の提案も含めて、工事に反映できるのではないかといいところもありますし、先ほどありました、全体、詳細設計と工事の期間を含めた工期の短縮だったりということも期待できるのかと思っております。

(鈴木委員長)

この方式だと、結局価格競争ではなくて、技術力の競争をしてもらうという観点で捉えら

れるかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そういうことになると思います。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(津野委員)

今の質問と関連になるのですけれども、一括発注方式というのは、こちら水道局は初めてということで、新潟市はほかに全体でやっていたらっしゃるのですか。

(事務局)

具体的に詳しいことは分かりませんが、古町の西堀ローサの工事で行ったと聞いております。工事の詳細はよく分からないところです。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。あとはどうでしょうか。ほかになればよろしいでしょうか。

続いて、指名競争入札に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次に、指名競争入札の事案についてご説明いたします。資料の49ページ、抽出事案説明書⑤をご覧ください。こちらは、維持管理課発注の工事番号「撤4第11号 配水管撤去工事」になります。

施工場所は、中央区大島地内になります。令和4年5月12日に開札し、翌日13日に契約いたしました。予定価格721万円に対しまして落札金額は715万円であり、落札率は99.17パーセントとなりました。

次の50ページは、工事概要を記載しましたのでご覧ください。写真でも分かるとおり、住宅街に建柱するに支障となる民有地にある配水管を撤去する工事になります。

次の51ページから53ページまでは入札通知書になり、新潟市電子入札システムを介して指名業者へ電子メールで送付されます。

続きまして、54ページ、55ページは入札契約結果の詳細となります。この案件につきましては、「無効が6社と多く、落札率が99パーセントと高いので経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、局で設計書を確認いたしました但誤りはないことから、積算の段階で局と業者側での積算の考え方に違いがあり、それにより無効が多く発生したものと思われま

す。落札率99パーセントについては、通常、新しい水道管の埋設と古い水道管の撤去は一つの工事として発注されますが、工事によっては一緒にできず分けて発注する場合があります。

この案件は、50ページの写真にもあるとおり、新築の住宅に近く、家屋への被害がないように慎重に行わなければならない工事です。それと、東北電力電柱移設工事と工程調整を行うことや、家屋調査費も必要なことから、これらの要素も加味され入札額に反映したものであると思います。56ページには、契約額の写しを付けております。

次に、資料57ページ、抽出案件説明書⑥をご覧ください。浄水課発注「浄満営4第4号活性炭溶解槽1号攪拌機点検修理工事」になります。施工場所は、秋葉区にあります満願寺浄水場構内になります。令和4年8月8日に開札し、積算疑義対象案件ではないことから、同日に契約いたしました。積算疑義とは、公表した予定価格に対して、設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を開札日の翌日の午後1時まで受け付ける制度で、先ほど申し上げたとおりで、土木一式、舗装、造園の工事で適用されております。

予定価格は498万円に対し、落札金額は489万円であり、落札率は98.19パーセントとなりました。

58ページには、工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、局で定める自主点検サイクルに基づき、安定した攪拌能力を保持するため、活性炭溶解槽1号攪拌機の分解点検を行い、ギャオイルやベアリング等の消耗品の交換を行うものです。

59ページから61ページは、入札通知書になります。

62ページから63ページにかけては、入札契約結果の詳細となります。

この案件については、辞退・棄権が6社、無効が2件あり、落札率が98パーセントと高いので、経緯を知りたいとの理由で抽出していただいております。

このような設備の工事では、機器費や材料費は特殊なため、設計する際に業者からの仮見積もりを取り、その価格を参考に積算し、設計書を作成いたします。3者の見積もりをお願いしましたが、2社は修理に必要となるモーターの納期に10か月を要し、工期に収まらないものとなっていました。現在は、新型コロナの影響による機器の調達が困難な状態であることから、工期を守れないと判断し、辞退を選択した業者が多くなったものではないかと思われまます。

この工事の設計積算にあたっては、見積もり徴収業者の内、唯一モーターの納期が工期内に収まった見積額を設計積算に採用した結果、その業者が落札したことから、落札率が98パーセントと高くなったと推測されます。

64ページは契約額の写しになりますので、のちほどご覧ください。

次に65ページ、抽出案件⑦西蒲営業所発注の工事番号「撤4第4号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、西蒲区の竹野町地内 巻北小学校敷地内になります。令和4年8月25日に開札し、翌日落札者を決定し、26日に契約いたしました。予定価格は733万

円に対し落札金額は720万円であり、落札率は98.23パーセントとなりました。

次の66ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、経年基幹管路廃止計画に基づき、通水を停止している口径500ミリの水道管を撤去するものですが、この水道管は巻北小学校敷地内を横断しており、掘削による撤去が困難であるため、グラウト材注入による水道管を地中に残す方法で廃止を行う工事です。

67ページから69ページは、入札通知書になります。入札結果については、次の70ページから71ページにかけての「入札・契約結果詳細」をご覧ください。

この案件については、「辞退・棄権が4社、無効が6社あり、落札率が98パーセント高いので、経緯を知りたい。」との理由で抽出していただきました。入札結果から、無効の6社が同額で応札したことから、先ほど説明をした5番の工事と同様に誤りがないか、局で設計書を確認いたしました但誤りがなく、これについても積算の考え方の違いで無効になったものと考えられます。

落札率98.23パーセントについては、業者により積算内容が異なりますが、各企業の利益確保の点から、諸経費など減額をあまりせずに入札した結果、結果的に予定価格に近い落札額となったものと思われます。

72ページには、契約書の写しを付けましたので、のちほどご覧ください。以上で指名競争入札の抽出事案の説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。それでは、以上3件についてご質問等がございますでしょうか。

(津野委員)

今の⑦の抽出案件です。配水管撤去工事で撤去は難しいということで、そのような工事となったという説明だったのですけれども、このような撤去が難しい工事というものはけっこうあるのでしょうか。

(事務局)

管路課の中山です。撤去の難しい工事はあるかということですが、まずは、ほかの占用物、ガス管とかそういうものはうちの直近上位、真上にあったり、近接していたりするとそれらを破損してしまう可能性があるため、そういう場合は取ることができません。その場合、道路管理者の許可を得て、中にモルタルやアスファルトみたいなものを詰めて陥没しないような対応をして、それで完結というような形をとっています。概ね、何かの下にあたり、そういうときに撤去できないと判断いたしております。それは我々が判断するのではなくて、それを道路管理者と調整して判断していただくという形になっております。

(鈴木委員長)

ほかにどうでしょうか。

(切替委員)

切替です。お願いします。⑤と⑦の無効の件数が6件くらいずつあって、それが全部同額で、先ほどもご説明をいただいて、もう一度よく調べただけけれども特に間違いがなかったということですが、全く同額で出されるということがどちらも、それも下回っているということは、何か大きなものがこちらの水道局の予定していたものとすごく違うということなのか、何かぴったり同額というところが私は理解ができなかったのも、何かこういうことになる理由があるのか。決定したところは、そこから違う金額になっているので、どちらもそうですけれども、少しの差ではなくてやはり数段違うみたい。どちらもそういうふうに見えるのですけれども、何かそこら辺のところがよく分からなかったのも教えていただければと思います。

(事務局)

水道局が多く発注いたします配水管の布設工事という、土木一式の工事になるのですけれども、そのものにつきましては設計書や指針みたいなものは外部に公表されております。

業者のほうもしっかりと積算していますので、予定価格を出して、そこから最低制限価格を考えて、取りたい業者は最低制限価格で入札してくるという傾向があります。局の最低制限価格と業者が入札してきた最低制限価格について、どこか違いがないのかというところ、いろいろ、担当部署に精査していただいたのですけれども設計書に間違いのないことから、業者とうちのどこが違っているか不明であったため、結果的には考え方の違いではないかという結論になりました。

(切替委員)

詳しい説明をいただいてありがとうございました。

(富山委員)

2点ありまして、1点目は水道管の撤去と設置ですけれども、撤去は撤去、設置は設置でやると、やはり金額も非常にかかりますし、世の中の的にも道路が非常に混雑するわけで、これを一緒にやるような改善策はないのでしょうかということが1点目です。

2点目は⑥の件ですけれども、見積もり3者の選び方の基準みたいなものがあれば教えていただければと思います。

(事務局)

管路課の中山です。一つ目の質問ですけれども、まず水道管を今撤去するには、お客様が水を飲んでおります。その水を極力止めないようにして工事をしなければいけませんので、今、新潟市水道局では、仮設管というものを30センチくらいの深さに入れて、そこで仮に

お客様に水を飲んでもらって、うちの管も入れていく。撤去したら入れていくという方法が一つ。それと、仮設管を入れないでうちの新しい管を入れて切り替えてから、古い管を撤去するという2種類の方法があります。これは、どうしてもその場所の断水する時間帯とか、あとはほかの占用物。先ほど言いましたガス管とかの状況を見据えて、どちらかの方式を採っております。一般的には、仮設管でお客様に水を飲ませて、そのあとで切り替えるということで半日、四、五時間くらい断水が3回程度何とか入れ替えることができるというような状況になります。その二つの方法でやるもので、どうしても一緒にできないというようなことが回答となります。よろしいでしょうか。

(事務局)

浄水課の稲田でございます。⑥に関しまして、見積もり業者の選定に関してですけれども、浄水場としては、やはり専門的な機械の点検、更新という観点から、とりあえず専門知識のあるところ、技術力のあるところを、まず第一に考えております。

続きまして、私ども新潟市に関しては6浄水場ありますが、6浄水場それぞれ個々の特徴がございます。そういったところで、浄水場のそういった特徴を踏まえた知識やそういったものを捉えてある業者を、とりあえず選定してございます。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、次に移りますが、よろしいでしょうか。

最後に、随意契約の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、随意契約について説明をいたします。資料の73ページ。抽出事案説明書⑧をご覧ください。計画整備課発注の工事番号「計青施4第102号 監視制御設備機能増設工事」になります。施工場所は、西区の青山浄水場構内です。契約業者は、昱工業株式会社になります。令和4年7月8日、見積もり合わせを行い、同日付けで契約いたしました。予定価格は2億9,713万円に対しまして、落札金額は2億9,445万円になりました。落札率は、99.10パーセントとなりました。

次に、74ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。この工事は、青山浄水場施設整備事業で実施されるほかの工事の施設更新に併せ、中央監視制御設備の機能増設を行う工事となっています。

監視制御設備の機能増設は、新たに整備する配水ポンプ設備、受変電設備、薬液注入設備の更新の際に正常に制御できるよう、既存の監視制御システムを改良するものです。

75ページが、随意契約を行った理由を記載した「随意契約依頼書」になります。随契理

由といたしましては、現在使用している設備は株式会社日立製作所製であり、関連工事の切り替えにあたっては、本監視制御システム全体の影響を考慮した機能増設や試験調整を行う必要があり、その仕様と機能を知りうる製造業者の技術員でなければ難しいことから、株式会社日立製作所の特約店であり、県内で唯一必要な技術員を配置することができることから契約いたしました。

この案件は、「契約金額が高い工事なので」という理由で抽出していただいています。

この工事は、機能増設を行うにあたり既設設備の改造を行う独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費の内、機器費の占める割合が約90パーセントと高いことから、企業努力で入札額を下げるのが難しいため高額になってしまったと考えております。

76ページには見積通知書、77ページには入札・契約結果詳細。次の78ページに、契約書の写しを付けておりますので、のちほどご確認ください。

なお、昨年のおきまして、委員の方から、このようなケースで2号の条項を使うことについて適切なかどうか。その根拠を示してほしいとの要望がございましたので、本日、配付資料の中にその根拠となるものを抜粋して付けております。

水道局は、市のガイドラインを準用し、該当するものに対し随意契約を行っておりますが、その元となる国からの通達も併せてお配りしておりますので、こちらものちほどご確認ください。ガイドラインの該当する部分につきましては、黄色いマーカーをつけてありますので見ていただければと思います。

続きまして、抽出案件の最後となります。資料79ページの抽出事案説明書⑨をご覧ください。維持管理課発注の工事番号「撤4第1号 配水管撤去工事」になります。施工場所は、中央区紫竹山3丁目地内です。契約業者は、株式会社坂詰組新潟営業所になります。令和4年8月5日に見積もり合わせを行って、同日に契約をいたしました。予定価格1,202万円に対し、落札金額は1,180万円になりました。落札率は98.17パーセントとなっております。

次の80ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。

この工事は、北陸地方整備局の直轄事業となる、紫竹山インターチェンジから寄居町までの全長約5.6キロメートルにおよぶ都市計画道路万代島ルート線の整備において、現在進行中の栗ノ木道路事業と紫竹山道路事業の整備に既設配水管が支障となるため、指定された期間内に配水管を撤去するものです。ご承知のとおり、紫鳥線と栗の木バイパスの交わる箇所は車線が輻輳し、極めて交通量が多いことから、撤去工事においては工程調整のほか、交通規制をはじめとする現場管理が非常に重要となります。

この案件については、「撤去工事が随意契約とされた理由を知りたい。」との理由で抽出していただきました。

81ページが、随意契約をした理由を記載した「随意契約依頼書」になりますが、この工事は支障となる口径700ミリの配水管を撤去する工事で、新潟国道工事事務所より求められている、令和4年9月末までに一部撤去を完了する必要があることから、現場に精通している栗の木および紫竹山道路事業の道路改良工事受注者である坂詰組と契約しています。

次の82ページから84ページにかけまして、見積通知書、入札・契約結果詳細、契約書の写しになりますので、のちほどご覧ください。

水道局で結ぶ一者随意契約については、⑧の工事の随意契約理由書でも触れましたけれども、製造業者独自の技術が必要であり、設計書を作成するにあたっては、契約予定業者から仮見積書を徴収し、それを元に設計金額を計算することになります。特に、設備系の機器費以外の部分については、水道局では国や県などが示す積算基準に基づいて設計しておりますが、民間事業者では独自のコスト計算に基づき積算をする場合があります、結果的には見積額が局の設計金額より高くなる場合があります。そのため、見積もり合わせで、契約予定者が金額を落として見積書を提出しても、局の設計金額が相手の仮見積書より安く設定しているため、結果的には落札率が高くなってしまおうと思われます。

また、見積もり合わせにおいては価格交渉を行います。が、値引き交渉が難しく、やむを得ず落札率が100パーセントに近い、高めの落札率となることもあります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。以上2件について、ご質問等はございますでしょうか。私から今回抽出しまして、通常は随意契約だとそもそも基本となるシステムが採用されて、その点検や整備や交換ということになるとどうしてもその業者に頼らざるを得ないということは分かるのですが、今回は撤去工事だったものですからどうしてかと思い抽出いたしました。

この水道管というのは配水管撤去工事ということで、もう使用を中止している管なのですよね、多分。単に管を撤去するだけみたいな工事をイメージすればいいのでしょうか。

(事務局)

維持管理課の山岸といいます。この工事につきましては、事前に700ミリを工事概要のところにも丸で囲ったところにも書いてあるのですけれども、ちょうど栗ノ木バイパスの丸で書いてあって、左側ですか。DIP700と書いてありますけれども、見えますでしょうか。そちらの管をもう事前に入れておまして、そこを運用している関係上、今の撤去工事ができるような状況となっております。

(鈴木委員長)

そうすると、道路工事をやっていて、その中に余計な古くなった管があって、単にそれを撤去するだけというイメージなわけですね。そうすると、こういう場合でも水道局で発注しなければいけないのかとそんな疑問を思っただけ。いらぬものだったら、もうそちらで好きにやってくれというふうな扱いのほうがもしかしたら安いのかと思ったものですから、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局)

管につきましては、水道局の財産になりますので、これはどうしてもむやみやたらに知らないところに撤去されると困るということもありますので、その辺で水道局が目を通して撤去していただくということが基本になっております。

(鈴木委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(大野委員)

今の委員長の⑨の工事に関しまして、⑦の工事と比較しますと、⑦の工事は指名競争入札で配水管撤去工事になっていまして、今の⑨の工事も配水管撤去工事で、今度ここは随意契約になっている。契約金額を見ますと、⑦の指名競争のほうが700万超。逆に、⑨の随意契約になっているほうは1,200万円くらいということで、同じ撤去工事ですけれども、一方は低水準の契約額で指名競争して、⑨はそれよりも高いから契約は行わずに随意にしているということが、市民目線から見ると論理的に矛盾しているのではないかと思ひまして質問をさせていただきます。

(事務局)

通常、撤去工事は指名競争や一般競争入札でするところですけれども、⑨につきましては、国から、工事の都合上9月末までに撤去してくれという依頼で、間近になって指示がありましたので、指名競争なり一般競争入札をする時間がなかったもので、こちらについては仕方なく随意契約というようなことになっています。

(大野委員)

そうした場合、81ページの随意契約の該当情報は6号ではなくて、5号になるのではないのでしょうか。追求性を要するというので。

(事務局)

本日、市のガイドラインを付けておりますけれども、そこに今回は抽出しておりませんが、ガイドラインの中の6号という条件の中に、「他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事」という項目があり、随意契約をしてもいいというようなことになっていますので、今回の場合はガイドラインの6号というところを使わせていただいております。

5号を使うときには、本当にもう緊急性というところで、もう水が作れないとかそういうときにあとから契約するような形で、とりあえず直してくれというようなときに5号というところを使うということを見せていただいています。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

あと、いかがでしょうか。

(大野委員)

⑧の工事ですけれども、従来からもういろいろ議論になっていたというか、同じようなことが言われているところですが、市民目線から見まして、3億円弱の工事で随意契約をするということは非常にあれっと思ってしまうところがありまして、75ページの理由を読みますと、なるほどと思うのですけれども、そこで二、三質問があつて、まず県内で日立特約店で技術員派遣可能な会社は、昱工業というのですか、以外にはないのでしょうかということが1点と、もう1点は、3億円の工事というのはけっこう大きな工事だと思うのですけれども、これは特殊性が非常に強いので、県内の業者に限るということが果たしていいのかどうかということを疑問に思いまして、質問させていただきたいと思います。

(事務局)

二つのご質問で、最初に昱工業ですけれども、ここに記載させていただいたように日立製作所の特約店で、県内で水道のこういった設備の技術員を派遣できるのは昱工業だけということを確認しております。

2番目でございますが、県内の業者で3億の工事ということでございますが、この随意契約理由にあるように、そもそも新設で監視制御設備の工事を納入していただいたのが昱工業だったということで、県内の業者ですけれども技術力を持っており設備を十分に把握している業者に機能増設を今回お願いした流れでございます。

(事務局)

あと水道局、市もそうですけれども、契約を結ぶにあたっては市の名簿に登録されていないといけませんので、そこに載っているものが昱工業だということ。あと、新潟市ですので、できるだけ新潟市の業者に発注しなさいというようなものがありますので、基本的には新潟市内の業者でできるのであれば、新潟市の業者を指名するような形をとっています。

(富山委員)

今の案件ですけれども、9割が施設で、1割はソフトウェアということですか。

(事務局)

9割が機器の材料というか機器費ということで、残りの1割が諸経費なり管理費とかというところですので、機器の部分については、材料がかかっていますので、大体工事の見積については、材料費プラス諸経費、管理費のところでは値引きをして入札額を下げるといような形をとっておりますので、今回はその中の1割程度のところでは、動きをとることが難しいというところだと思います。

(富山委員)

こういうのは、ソフトウェアの部分が今後、更新とかだんだんと増えてくると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

(事務局)

今回も機能増設と書いてあるのですが、配水ポンプや受変電設備や薬品設備の更新に併せて基本的には74ページの図面の赤い枠のところの機器のソフトをすべて改造という内容です。現状においても監視制御についてはソフトウェアで制御しております。

(富山委員)

そうすると、ソフトウェアの価格というのは言われるがままというのか、検証しようがない。「いくらかかりますか。」、「3億近くかかります。」と言われても、そうですかで終わってしまうわけですが、ここの検証の仕方は工夫されているところはあるのでしょうか。

(事務局)

私どもとしましては、見積もりをいただいたものに対して、青山浄水場で過去に実施した費用と比較したり、メーカーは違うのですが、ほかの浄水場での監視制御の新設や改造したものを参考にというところで確認しております。

(鈴木委員長)

それで努力するしかないのでしょうか。

あとはいかがでしょうか。もし、なければ以上で終わりということになりますがよろしいでしょうか。とくにないようですので、本日予定していた議事につきましては、すべて終了いたしました。今回の案件につきましては、特に問題はなかったかと思います。

委員の皆様には、議事運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(事務局)

鈴木委員長、皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。議事は終了させていただきましたけれども、最後に今年度をもちまして委員を退任されます方から、退任のごあいさつをいただけたらと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最初に鈴木委員長からごあいさつをよろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

6年間、どうもお世話になりました。ありがとうございました。富山委員には引き続きよろしく願いいたします。

こうやって事案を確認するのは、年に実質上1回ですけれども、もう1回は現場の見学ということで、非常にいろいろな面で実態を把握することができて、参考になったと思います。今後とも入札が適切に行われるよう努力していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、大野委員お願いいたします。

(大野委員)

6年間入札等評価委員をさせていただきまして、その前は水道局が企業会計を導入するというので、公営企業の導入支援ということでお手伝いして、それが3年くらいあったでしょう。足かけ10年近く局へお邪魔しておりまして、あまり長いと外見的に独立していないのではないかと思われがちなので、ちょうどいい機会だと思います。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、津野委員お願いいたします。

(津野委員)

どうもありがとうございました。現場の見学とか、いろいろと浄水場を見学させていただきまして、また工事の現場、大変大きな管の工事も見させていただきまして勉強になりました。また、いろいろとご苦労されているということが分かりまして、勉強になりました。なかなか、今後人件費が高くなったりして大変ではないかと思えますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、切替委員お願いいたします。

(切替委員)

6年間お世話になりました。ありがとうございました。本当に普段はできないような貴重な経験をさせていただきました。水道管の工事をしている最中を見せていただくなんてことは、普段の生活ではあり得なかったことなので、私自身もとてもいろいろな面で参考になりました。蛇口をひねれば、いつでもおいしい水道の水が出てくるのが、もう当たり前に思っていましたけれども、この6年間いろいろなことを経験させていただいて、本当に大勢の方のご尽力で、それが成り立っているのだということが本当によく分かりました。これから

も、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に退任される4名の方に対しまして、総務部長よりお礼のごあいさつをさせていただきます。

(総務部長)

お礼をさせていただきます。皆様におかれましては、6年間と長期にわたり委員をお務めしていただきまして大変ありがとうございました。皆様の在任期間におかれましては、平成27年からの10か年の経営計画に基づく浄水場の更新計画が本格化して、また基幹管路の更新など大きな工事が続いてまいりました。コロナ感染症の拡大という、想定していなかったような事業環境の変化の中においても、これら大規模工事における入札や契約での大きなトラブルもなく、また現場の工事においても大きな事故もなく、概ね順調に経営計画にしたがって各事業を進捗させていただいております。これもひとえに当委員会での評価や意見を基礎として、適切に工事発注が行われてきたこと。これに尽きるものと思っております。大変ありがとうございました。

これからさらに厳しさが見込まれる経営環境ですけれども、令和7年度からの次期経営計画の策定や財源の基礎となる現金収入をこれから考えていかなければなりません。こういった際に、市民の皆様からのご意見などというものが、これからの事業運営は、本当にそういうものなくしては成り立たないという状況です。皆様におかれましても、委員としての立場は離れられるわけですけれども、今後も機会を捉えて、水道事業に対して提言やご意見などをいただければ幸いです。

また、私どもからご意見やご指導を仰ぐ機会も場合によってはあろうかと思えます。そういったことがあったら、何卒今後もお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。6年間本当にありがとうございました。

簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和4年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。